

臨時教育審議会

教育改革に関する第三次答申

(付 参考資料)

昭和 62 年 4 月 1 日

目 次

I. 教育改革に関する第三次答申

	頁
はじめに.....	1
第1章 生涯学習体系への移行.....	4
第1節 評価の多元化.....	5
(1) 評価の基本的方針.....	5
(2) 公的職業資格制度の見直し.....	7
(3) 社会における評価.....	9
第2節 生涯学習の基盤整備.....	12
(1) 生涯学習を進めるまちづくり.....	12
(2) 教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化.....	15
第2章 初等中等教育の改革.....	20
第1節 教科書制度の改革.....	20
(1) 改革の基本方向.....	21
(2) 教科書の著作・編集機能の向上と研究開発体制の確立.....	22
(3) 新しい検定制度.....	24
(4) 採択・供給.....	26
(5) 無償給与制度.....	27
(6) 教科書制度改革の長期的課題.....	27
第2節 後期中等教育の多様化.....	28
(1) 高等学校入学者選抜方法の改善.....	28
(2) 後期中等教育の課題.....	31

第3章 就学前の教育の振興	33	(3) スポーツ医・科学の研究の推進	77
第4節 障害者教育の振興	37	(4) スポーツ振興推進懇談会の設置等	78
(1) 障害者教育の充実	37		
(2) 障害者の社会参加・自立の促進	40		
第5節 開かれた学校と管理・運営の確立	42		
(1) 学校の活性化のための新しい課題	42		
(2) 自然学校の推進	44		
(3) 学校の管理・運営の確立と生徒指導の課題	45		
第6節 通学区域	48		
第7節 塾など民間教育産業への対応	50		
(1) 民間教育産業の新しい役割	50		
(2) 正確な実態把握と情報提供	51		
(3) 学習塾通いの過熱化への対応	52		
第3章 高等教育機関の組織・運営の改革	55		
第1節 高等教育財政	55		
第2節 大学の組織と運営	60		
(1) 大学における自主・自律の確立	60		
(2) 教員と職員	63		
(3) 開かれた大学	66		
第3節 大学の設置形態	67		
第4章 スポーツと教育	69		
(1) 生涯スポーツの推進	70		
(2) 競技スポーツの向上	74		
第5章 時代の変化に対応するための改革	81		
第1節 国際化への対応	81		
(1) 自らの手で国際化を進める教育システム	82		
(2) いくつかの具体的提言	83		
① 異なるものへの関心と寛容	83		
② 国境をこえる人材の育成	85		
③ コミュニケーションに役立つ言語教育	86		
④ 主体性の確立と相対化	88		
第2節 情報化への対応	89		
(1) 情報モラルの確立	90		
(2) 情報化社会型システムの構築	91		
(3) 情報環境の整備	94		
第3節 入学時期	96		
第6章 教育費・教育財政の在り方	106		
第1節 教育・研究、文化・スポーツへの重点的な資源配分	108		
第2節 官・民の新しい役割分担と協力体制	109		
第3節 教育財政の充実と重点配分	110		
第4節 教育財政の合理化・効率化	112		
第5節 民間活力の導入	115		
第6節 家計の教育費負担の軽減	116		

II. 教育改革に関する第三次答申（要旨）

はじめに	119
第1章 生涯学習体系への移行	120
第2章 初等中等教育の改革	124
第3章 高等教育機関の組織・運営の改革	137
第4章 スポーツと教育	141
第5章 時代の変化に対応するための改革	144
第6章 教育費・教育財政の在り方	149

I. 教育改革に関する第三次答申

III. 参考資料

(資料1) 臨時教育審議会会長・委員名簿	153
(資料2) 臨時教育審議会専門委員名簿	155
(資料3) 質問文	156
(資料4) 第1回総会における内閣総理大臣あいさつ	157
(資料5) 第1回総会における文部大臣あいさつ	159
(資料6) 第1回総会における会長あいさつ	162
(資料7) 第三次答申提出に当たっての会長談話	164
(資料8) 臨時教育審議会教育改革に関する第三次答申をうけて 内閣総理大臣の談話	167
(資料9) 臨時教育審議会教育改革に関する第三次答申をうけて 文部大臣談話	168
(資料10) 教育改革に関する第三次答申にいたる経緯	170
(資料11) 臨時教育審議会の構成	173
(資料12) 臨時教育審議会設置法	175

總教第105号

昭和62年4月1日

内閣総理大臣 中曾根 康弘 殿

臨時教育審議会会长 岡本道雄

教育改革に関する第三次答申について

臨時教育審議会は、昭和59年9月5日、内閣総理大臣から、「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受け、鋭意検討を行ってきたところであります。今般、標記について、別紙のとおり成案を得ましたので、提出します。

はじめに

本審議会は、ここに、「教育改革に関する第三次答申」を取りまとめた。

本答申では、教育改革の諸課題についての総合的・基本的な改革提言を行った第二次答申に引き続き、生涯学習体系への移行、初等中等教育の改革、高等教育機関の組織・運営の改革、スポーツと教育、教育費・教育財政の在り方など残された重要課題について具体的な改革提言を行っている。この答申は、第二次答申とあいまって、今次教育改革の重要課題全体にわたる基本的答申となるものである。

本審議会は、昭和59年9月5日、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本の方策について」諮問を受けて以来、教育基本法の精神にのっとって審議を進め、逐次答申の方針に従い、一昨年6月、「教育改革に関する第一次答申」を、また、昨年4月には「教育改革に関する第二次答申」をそれぞれ提出した。

第一次答申においては、今次教育改革を推進するための基本的考え方として、個性重視の原則を今次教育改革で最も重視しなければならないものとし、また、基礎・基本の重視、創造性・考える力・表現力の育成、選択の機会の拡大、教育環境の人間化、生涯学習体系への移行、国際化への対応、情報化への対応を掲げ、これを基礎として3年間にわたり検討されるべき八つの主要課題を設定した。

これを受け、第一次答申においては、これらの主要課題のうち、教育の現状や国民的要請にかんがみ、早期に対応が求められているいくつかの課題について

優先的に検討を進め、今次教育改革の突破口ないしは端緒となる当面の具体的改革提言として、学歴社会の弊害の是正ならびに受験競争過熱の是正の方策を取りまとめた。

次いで第二次答申においては、教育改革の基本的な全体像を明らかにする必要があるとの観点に立って、第一次答申において明らかにした主要課題の中で、改革全体に向けて波及効果の大きい課題および国民が強く期待している課題を重視しながら調査審議を行い、21世紀に向けての教育の基本的な在り方を示すとともに、生涯学習体系への移行を主軸として、家庭、学校、社会を通じる教育改革の諸課題について総合的・基本的な改革提言を行った。

第二次答申以降、本審議会は、第二次答申後に残された重要な課題について調査審議を進めてきた。この間の審議の状況については、去る1月23日、「審議経過の概要（その4）」として取りまとめて公表し、公聴会などを通じ各界からの意見や要望などをいただいた。とくに、教育関係団体からは多くの意見が寄せられた。その後、これら各界の意見なども参考にしながら審議を進め、このたび、逐次答申の方針に従い「教育改革に関する第三次答申」を取りまとめたものである。

本審議会は、これまでの答申を通じて、これから学習は学校教育の自己完結的な考え方を脱却し、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図ることが、今次教育改革において最も重要な課題であるとの考えを明らかにしてきた。

この答申においても、本審議会の主要課題全体との関連を念頭に置きながら、今次教育改革全体を貫く基本理念である個性重視の原則と生涯学習体系への移行の観点に立って審議を行い、生涯を通じて行われる学習の成果が適切に生かされ

るような、総合的かつ有機的な生涯学習のためのシステムをつくる視点から評価の多元化ならびに生涯学習の基盤整備の推進を提言した。また、教科書など初等中等教育の諸課題、高等教育機関の組織・運営の在り方、スポーツと教育、国際化・情報化への対応のための諸課題など、学校、社会を通じる各般の課題について具体的な改革方策を示すとともに、我が国の教育・研究水準を向上させるための教育費・教育財政の在り方について提言した。

なお、入学時期の問題については、この答申において、本審議会としての考え方を示したが、政府に対する具体的提言を取りまとめるまでには至らなかったので、今後、引き続き審議を重ねることとしている。

本審議会としては、これまでの答申を通じて、主要課題全般にわたり、一応具体的な改革提言を行ったものと考えているが、今後、さらに審議会の設置期間が満了する本年8月までの間に、これまでの改革提言の実施状況を見守りつつ、3年間にわたる審議のしめくくり総括を行うこととしている。

今次教育改革の成否は、第一に政府の対応いかんによるが、ひとりひとりの教師、ひとりひとりの親、すべての教育機関および学ぶ者自身を含めて教育に関係する者と全国民の改革への意志、子どもや孫たちへの愛情と責任感にまつところが大きい。

21世紀を目指す教育改革の成功のため、政府においては、これまで三次にわたる答申で述べた改革提言の実現について最大限の努力を払い、勇断をもって所要の措置を講ずることを切望するとともに、国民各位の深い理解と協力を訴えるものである。

第1章 生涯学習体系への移行

情報化、国際化、成熟化、高齢化などの社会の変化、とりわけ、大量生産・大量消費中心から、多品種少量生産・サービス中心へという経済社会の大きな変化がみられる。このような社会の変化に主体的に対応し、今後も社会の活力を維持し豊かな社会を築いていく上で、画一的な価値観に基づき、有名校から有名企業へという人生コースを求める競争に多くの人々が巻き込まれているような学歴社会の弊害を是正するとともに、所得水準の向上や自由時間の増大等に伴い高度化・多様化している人々の学習要求にこたえる学習環境を整備することが重要な課題となっている。

こうした観点から、第一次答申においては、生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正を提唱し、その中で具体的に、企業・官公庁における採用人事の改善など学歴社会の弊害を是正するための方策を提示した。また、第二次答申においては、学校中心の考え方を脱却し、生涯学習体系へ移行するという観点に立って、生涯にわたる学習機会の整備、家庭・学校・社会の連携、家庭教育の活性化、自主的な学習活動の推進、生涯職業能力開発の総合的な推進などを提言した。

これから学習は、学校教育の基盤の上に、各人の能力と自発的な意思により、必要に応じ、自らの責任において手段・方法を選択し、生涯を通じて行われるべきものである。こうした学習を通して、創造性や個性が生かせるようにするとともに、いつでもどこでも学べ、その成果が適正に評価され、社会で生かせるようなシステムにする必要がある。また、従来の学校教育に偏っていた状況を改め、「開かれた学校」への転換を促進し、家庭・学校・地域が相互に連携・融合するようなシステムをつくることが必要であり、この一環として、評価の多元化と生涯学習の基盤整備を進めることを提言する。

第1節 評価の多元化

(1) 評価の基本的方向

人々の創造性、個性が生かせる生涯学習体系を構築するため、これまでの学校における偏差値偏重、社会における学歴偏重の評価の在り方を根本的に改め、評価の多元化を図る必要がある。

ア. 個性重視の観点から、人々の能力の様々な側面に着目し、特定の側面における秀でた能力を積極的に評価する。また、異なる価値観や文化を受け入れる姿勢が大切である。

イ. 学校教育や職業生活におけるいわゆる「タテ型」の体系を改め、編入学、転学、転職、中途採用など「ヨコ」への移動の円滑化を図り、学校・地域・職場の間の交流を促進する。これにより、人々の閉塞感を取り除き、学歴取得を目指して若年時に集中している競争を緩和することが期待される。

① 創造性豊かで活力ある社会を建設するためには、多様な価値観、多様な能力、多様な個性をもつ人々が必要であり、こうした人々が適切に評価されることが大切である。このため、評価が人生初期の学校教育に過度に集中している状況を改め、生涯にわたって営まれる教育・学習について、いつ、どこで学んでも適正に評価される社会を形成していくことが重要な課題である。

② 生涯学習体系への移行に向け、評価の内容は、知識、技術、技能、健康、人格特性など幅広くとらえることが必要である。また、これら様々な側面の評価の具体的指標として、どこで学んだかという学歴のほか、何を学んだかという学習歴、さらに資格、顕彰、経歴、職歴など様々なものが考えられる。

従来の減点主義や平均点評価は、満遍なく得点できる人に有利な評価方式であったが、今後は、特定の分野に秀でた能力を積極的に評価し、それが社会で発揮できるようにする。また、評価は固定的なものとして考えず、人生のどの

時点において発揮される能力に対しても、的確に評価することが大切である。

- ③ 評価は、単に学歴や資格等の取得に役立つだけでなく、その結果が家庭・学校・地域あるいは職場において生かされることに意義がある。それにより、人々の学習に対する意欲が高まり、活動の機会が時間的にも空間的にも広がっていくことが期待される。
 - ④ 評価の多元化に当たっては、これまでの学歴に偏重した評価の反省の上に、特定の評価指標を過度に重視することによって生じる弊害には十分留意する。また、社会や他人からの評価も大切であるが、達成感、充実感などの自己評価も生涯学習にとって重要であることを認識する必要がある。
 - ⑤ 編入学や転学、転職などが円滑に行われるよう大学などへの社会人の受入れ、学校間の単位互換、単位の累積加算、中途採用の円滑化を促進するとともに、産・官・学の交流を進めるなど、学校・地域・職場間の流動性を拡大する。
 - ⑥ 値値観が多様化している今日、学校における評価を、子どもたちひとりひとりの能力、興味、関心に即して、多元的に行うことが必要である。すなわち、学力以外の側面も積極的に評価するとともに、学力についても、子どもたちが興味や関心をもっている特別の教科、科目等に着目し、ひとりひとりの優れた能力を伸ばしていくような評価の在り方が大切である。
 - ⑦ 科学技術や教育、文化、スポーツ、さらに政治、経済などの分野において、我が国が、諸外国に伍して発展し、ひいては人類全体の幸福に寄与するためには、21世紀社会の求める創造的な人材が不可欠である。このため、学習の適時性に配慮しつつ、特定の分野に秀でた能力が伸ばされることが重要である。現在、秀でた能力、際立つ個性、異なる価値観などが認められにくくい状況にあるが、これからは、こうした能力等をもつ人々を喜んで受け入れ、それを育していく態勢が一層重要になってくることを認識する必要がある。
- 今後、学校など公的な機関において秀でた能力をいかに伸ばしていくかの検

討とともに、高度なアマチュア活動など民間の活動が、科学技術の水準向上や能力開発に果たす役割を積極的に評価することが必要である。

(2) 公的職業資格制度の見直し

形式的な学歴が重視される弊害を是正し、評価の多元化を図るとともに、資格を真に能力の裏付けをもったものにする観点から、公的職業資格制度を見直す必要がある。

- ア. 公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学歴要件を除去する。これにより、資格取得の機会が可能な限り広く開かれるようとする。
- イ. 時代の変化に対応し、資格の更新や資格所持者に対する講習の実施などを検討するとともに、資格の整理統合や改善等を図る。
- ウ. 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な職業教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。

① 我が国の公的職業資格には、医療、教育、建築基準、労働基準など、公共の利益に係る基準を担保する目的で設けられている資格、行政機構の能率化を促進する観点から官庁への手続などを代行するために設けられている資格、特定の知識や技能の水準を客観的に認定する資格などがある。

これら公的職業資格は、知識や技能の水準を社会的に維持・向上させるとともに、中途採用の円滑化のための客観的指標としても有効に機能している。

- ② 公的職業資格のなかには、その受験等に当たって一定の学歴を必要とするもの、学歴にかかわりなく受験する道は開かれているが実質的にはかなり厳しい要件があるもの、一定の学歴により受験等に必要な試験科目や実務経験年数などに差があるものなどがみられる。そこで、公的職業資格を国民にさらに開かれたものとし、評価の多元化を進める上で、その取得に必要な学歴や、学歴に

よる要件の差を見直す。

その際、高度の専門的な知識・技術や経験を要し、大学等における特別の教育・訓練を必要とする資格を除き、一定の学歴がないことのみによって公的資格の取得の道を閉ざすことは望ましくない。このことは、当該資格の内容や性格に応じ、一定の学歴や単位取得等をもって必要な実務経験や受験科目等に差を設けることを一切排除する趣旨ではない。これらが合理的なものであって、学歴偏重になっていないかどうかを見直す必要がある。

③ 一度取得した資格であっても、時代の変化とともにその内容に変化が生じ、あるいは長期間にわたり技能を活用しないために実質を伴わないものとなつた場合には、資格自体が形式的なものとなり、資格制度に対する社会的信頼を失うことになる。このため、とくに人間の生命や身体に危険を及ぼすおそれのある重要な業務に係る資格を中心に、資格の背景となる知識や技能の水準を確保するための措置を講ずることについて、実情に即して検討する。

なお、時代の変化により、著しく利用の少なくなった資格については、整理統合などの見直しを進めるとともに、産業構造の変化、情報化・国際化等の進展に対応して、客観的な能力評価への要請が高まる分野を中心に、職業資格の整備、改善を図る必要がある。

④ 多様で実践的な職業能力開発が必要になっていることから、資格取得の際に、高等学校職業科や専修学校、職業訓練校における専門的な職業教育・訓練の成果が生かされることが大切である。このため、在学中に資格取得に必要な単位の取得や受験を可能とすること、卒業後に必要な実務経験年数を短縮すること、資格取得のための養成施設の指定に当たって、学校等における教育課程の弾力化を可能にすることなどの措置について検討する。

とくに、専修学校における教育が、公的職業資格の取得に当たって、相当する高等学校や短期大学と同等に評価されていない事例がみられるので、その改

善を図る。

⑤ 以上のような公的職業資格制度の改革は、学歴による評価を資格による評価に改め、いわゆる「資格社会」に移行するとの趣旨ではない。基本的には、実力があれば、形式的な資格は必要でなく、資格がなければ評価されないような、資格取得者による閉鎖的な社会になってはならない。

(3) 社会における評価

情報化、国際化、成熟化、高齢化など社会の変化およびそれに伴う高学歴者の増加や雇用の多様化に対応するため、上記(1)の観点から、評価の多元化と制度の弾力化を図っていくことが必要である。

ア. 企業・官公庁においては、新規学卒者に偏ることなく、多様な人材に門戸を開放し、中途採用などを円滑化することが求められる。このため、専門職、技術職を中心に、過去の業績や職歴、学習歴の適切な評価や、業界などにおける広範な職業能力評価システムの導入を促進する。

イ. 在職者が一時的に職場を離れて行う教育訓練の成果を適切に評価し、その昇進、昇格の経路などの多様化を促進する。

ウ. 専修学校卒業者の採用や待遇に当たって、相当する後期中等教育・高等教育機関としての取扱いがなされるよう改善に努めることや、高校生を対象とする技術等の検定の実施など、職業教育の社会的評価を高める方策を進める。

エ. 地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して、専門的な知識や技術の習得を希望する人々に対する研修プログラムを準備する。

① 21世紀に向かって、急速な高齢化、情報化等の技術進歩および産業構造の変化、女子の職場進出や勤労者の価値観の多様化等の構造変化が予想され、今後、多様な人材の確保とその能力の活用が一層必要となろう。その結果、長期

安定雇用層は、同一企業内で雇用されるほか、関連会社など企業グループにおいて雇用の維持されるケースが増大するとともに、派遣労働等雇用の多様化や中途採用の増加などにより、外部労働市場への依存が拡大すると考えられる。

このため、専門職、技術職を中心に、業界や企業グループにおける、より広範な職業能力評価システムの導入を促進し、能力や職歴等が正当に評価され、処遇や地位の改善が図られるようとする。

とくに、官公庁における中途採用などに当たっては、専門職等を中心に、より多様で優秀な人材の確保や産・官・学の交流が促進されるよう、業績や職歴等を適切に評価することについて配慮すべきである。

また、高齢者が長年培った能力を社会的に活用していくことが重要であり、高齢者の職業能力の開発とあわせて、高齢者の能力を評価するシステムを検討する必要がある。

なお、新規学卒者の採用についても、多様な人材に門戸を積極的に開放する努力を続ける必要があり、企業・官公庁と学校関係者は連携し、青田買いの自肅、有名校偏重の緩和、過年度卒業生の採用等に向けて、採用方法の多様化も含め、一層の工夫が求められる。

② 科学技術の進歩、情報化・国際化等の進展を踏まえ、社会の変化に十分に対応できる職業能力を開発するためには、仕事を通じての教育訓練（OJT）に加え、仕事を一時的に離れて行う教育訓練（Off-JT）を通して専門的能力を開発する必要性が高まる。これに対応して、Off-JTの成果に対して適切な評価を進めること等を通じ、昇進や昇格の経路などの多様化を促進する。

とくに、ホワイトカラー層については、経験、職歴およびOff-JTを基礎として、知識、技術、人格特性を含む多面的な能力評価の在り方について検討する必要がある。

在職者が一定期間職場を離れて大学、大学院や職業訓練施設において学習し、

再び職場に戻る場合には、職場復帰以降の評価の在り方についての工夫が望まれる。こうした学習を効果的に実施するため、大学等の社会人への開放や、より高度の教育訓練施設の一層の整備、海外にある大学の活用などを推進する。また、企業経営の国際化が進むなかで、海外研修など海外派遣者の養成から帰国後の処遇に至るシステムを改善し、人材を有効に活用することが望まれる。

③ 高等学校職業科や専修学校をはじめとする職業教育全般に対する社会的評価を高めることが重要である。

専修学校については、企業や官公庁など広く社会において、その卒業者の採用や処遇などの際に、後期中等教育・高等教育機関として評価するとともに、専修学校自身も、その健全な発展に努めることが必要である。

また、高等学校職業科の生徒の励みとなるよう、公的職業資格が設けられていない分野の技術等の検定を、地方や関係団体が新たに実施することについて検討する。なお、高等学校卒業後就職する者の多様化に対応し、学校における職業教育と進路指導を充実するとともに、採用に当たって、企業や官公庁が生徒の個性や学習歴を適切に評価することが望まれる。

④ 自発的な学習は、人々の生きがいや充実した生活につながる生涯学習の基本的な活動である。自発的な学習に対する動機を高め、その活動を活性化する上で、学習によって得た知識や成果を公開の場に発表する機会や、地域のボランティア活動その他の社会参加の機会が整備されることが有効である。

とくに、ボランティア活動は、それを志す人にとっては学習成果が生かせる場であると同時に、地域の教育力の活性化や、高齢化する社会への対応に寄与するものである。その活動を充実させたいと希望する人々に対して、必要な知識・技術の習得やそのリフレッシュができるような研修プログラムを準備する。

なお、民間における各種認定資格は、自主的な学習活動の評価について、有効な役割を果たしている面もあり、その改善と活用の推進が必要である。

第2節 生涯学習の基盤整備

(1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を形成し、地域特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める必要がある。このため、各人の自発的な意思により、自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ、地方が主体性を發揮しながら、まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していく。

- ア. 地域の人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備する。
- イ. 情報化、国際化、成熟化、高齢化など時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発を推進する。
- ウ. 趣味等を生かした自発的学習活動が、社会生活の中で生かされるような環境を整備する。
- エ. 教育・学習活動の一層の活性化を促すため、民間施設を含め、教育・研究・文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、各分野の人材の有効活用を図る。
- オ. 快適な空間やゆとりの時間を確保するなど、人々の多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る。
- カ. 生涯学習の多様なまちづくりを進めるため、国および地方において、生涯学習に取り組む市区町村の中から、特色あるものをモデル地域に指定する。

- ① 人々の学習への関心・要求が多様化・高度化し、活動の場が時間的にも空間的にも拡大している今日、地域における生涯学習を推進する上で、家庭・学校・地域の三者が融合した総合的な学習機会を整備していくことが必要である。今後、この整備を円滑に行うため、まち全体で生涯学習に取り組む体制づくり

を進める必要があり、このような地域が、都市部や農山漁村地域を問わず、全国に形成されていくことが望まれる。

- ② 生涯学習社会にふさわしいまちづくりは、次のような視点を踏まえつつ進める。国は地方におけるまちづくりを支援する方策を検討する。
 - (ア) 時代の変化に対応した学習機会を整備する。とくに、人生の長寿化が進んでいる今日、高齢者のための学習プログラムとともに、若年時から積極的に自由時間を活用する能力を高めるためのプログラムを準備する。また、技術の進歩など将来の社会変化にしなやかに対応できる能力の育成を目的とした学習や、趣味や教養を深めるための学習など、人々の多様な学習要求にこたえられる柔軟な生涯学習プログラムの開発を推進していく。その際、民間教育機関を含めた地域の様々な活動の連携が必要である。また、学校、図書館、美術館、スポーツ施設、青年の家などの施設や機能を積極的に活用し、新しい総合学習サービス体系の整備を検討する。
 - (イ) 自発的な学習活動を活発化し、それが社会生活の中で活用される環境づくりを進める。近年、各種の趣味活動が幅広く行われ、かつ高度化しているが、これらの諸活動がさらに活発になるよう、例えば、その活動の場を整備したり、自己責任を重視する観点から、その活動に係る規制を最小限にとどめることなどが必要である。また、ひとりひとりが自己の責任において行う活動に対して、地域社会が温かく見守っていくことが基本的に大切である。
 - (ウ) 地域における教育・学習活動の一層の活性化を促すため、教育・研究・文化・スポーツ施設と地域の経済社会との連携・協力を進める。とくに、人材の有効活用を図る観点から、学校の教員が地域の活動に積極的に参加することや、小・中・高等学校や大学、大学院などに地域や地元企業等から講師を迎えることなどを推進する。また、学校や公民館等を企業の研修等の場として活用したり、企業の文化・スポーツ施設等を地域に開放するなど相互利用

を促進する。さらに、地域の文化や経済を振興するため、中核的な教育・研究・文化・スポーツ施設を整備し、地域の社会人を受け入れるとともに、研究者や留学生の交換、文化・スポーツ交流など国際的な連携を進める。

- (I) 多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る。人々の生活時間や生活様式の多様化、生活水準の向上に合わせて、教育・研究・文化・スポーツ施設を本格的に整備するとともに、美しい生活空間、学習に便利な公共交通体系など、関連する施設やサービスを整備し、さらに、勤労者の労働時間を短縮し、創造性の開発に向けて自由時間の利用を活発にしていく必要がある。また、学習機能やレジャー機能を備えた滞在型の空間を整備することを検討する。このようにして、人々が喜んでかつ容易に学習ができるような、学習援助体制の整備を進めていく。
- ③ 生涯学習を進めていくまちづくりを推進するに当たって、新しい時代の変化に対応するとともに、地域の生活を支えてきた優れた文化や伝統を大切にし、次世代へ継承していかなければならない。このため、地域の人々が守り伝えてきた遺跡、伝統芸能などの文化財や郷土の歴史、生活様式などを受け継ぎ、また、新しい文化を創造していく活動を奨励する方策を積極的に推進する。

- ④ 国および地方においては、生涯学習に取り組む市区町村の中から、特色のあるものについて、モデル地域（例えば、「生涯学習都市」、「生涯学習村」など）として指定する。その際、必要に応じ、民間資金の導入を検討するとともに、既存の施策の活用を含め、国などによる必要な援助が行われることが望まれる。

モデル地域では、生涯学習を推進する突破口として、先導的な試みを実施する。例えば、学校五日制の試行による学校と家庭・地域の連携、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化（後掲）、生涯学習データバンクとネットワークの整備、ボランティア研修プログラムの展開、放送大学の機能を

活用した地域学習センターの設置、宇宙衛星を使った海外とのネットワークの整備、民間の様々な活動を支える生涯学習基金の設立などが考えられる。

モデル地域における試みは、地域の実情に応じてバラエティをもって行われるべきものであり、様々なタイプが考えられよう。このような、様々な試みのなかから、将来の施策のための経験を得て、これをまちづくりに有効に活用することが重要である。

以上のように、地域の特色を發揮しながら、斬新な発想で生涯学習環境を整備することが大切であり、その際、とくに社会教育の新たな展開を期待したい。

(2) 教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化

教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用することが必要である。このため、高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を、地域の状況や施設の特性に応じて進めていく。

- ア. インテリジェント化を進めることにより、とくに時間的・空間的制約の多い地域の活性化に役立てる。
- イ. 情報化が人々に及ぼす影響に配慮し、自然や文化とのかかわりを重視する。
- ウ. 施設の活用法については、各施設や設置者の自主性を尊重する。
- エ. インテリジェント化により、既存施設の積極的活用を含め、教育・研究・文化・スポーツ施設の再編・整備を図る。整備に当たっては、民間活力を活用することや制度面、財政面での配慮について検討する。
- オ. 社会の公共財として施設の有効活用を推進するため、施設の管理・運営の在り方を見直す。施設の特性に応じて設置者が直接施設の管理に当たる場合

のほか、第三者に委託する方法などを検討する。

力、施設の活用に伴う利益を、自主財源として教育活動等に還元する方法を検討する。

① 環境が人々に及ぼす影響力は強く、とくに、環境による教育効果は非常に大きい。生涯学習社会における学習の場は、より美しく、より快適で、より機能的でなければならない。このため、学校、研究所、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、文化会館などの機能を総合的にとらえ、これらのインテリジェント化—「インテリジェント・スクール」構想を積極的に進める。

② これは、コンピュータ、ビデオ、光ファイバー、宇宙衛星などを活用した新しいタイプの情報通信機能を備え、また、光、緑、水などの自然や地域の文化などを取り入れた快適な空間を確保するなど、教育・研究・文化・スポーツ施設の機能全体を高めた上で、地域住民などに対して、24時間体制で教育・学習や情報のサービスを提供できるようにしようという構想である。これら施設を地域共通の学習・情報センターとしてとらえ、地域との間に「垣根のない関係」を築くことである。

また、インテリジェント化により、地域相互の時間的・空間的距離の制約を克服し、各地域の情報発信機能や学習機能を高め、地域全体の活性化に役立つことが期待される。

学校をはじめとする教育・研究・文化・スポーツ施設は、先人の熱意と努力により全国に広く設置されている。この利点を生かして、新しい時代にふさわしい地域の学習・情報拠点の整備を計画的に推し進めていく必要がある。

③ インテリジェント化は、次のような趣旨を踏まえながら進めていく。

第一に、生涯学習への対応である。質の高い本格的な施設を整備するとともに、その門戸を開拓し、有機的活用により社会サービス機能を向上させ、社会

における学習活動への動機を高める。

第二に、情報化への対応である。教育・研究・文化・スポーツ施設相互あるいは社会の文化・情報・産業活動とのネットワーク化を進め、そのネットワークを通じた情報の交換により、地域における諸活動の活性化を促進する。

第三に、施設の有効活用である。施設の有する機能を有効に活用し、それに伴う利益を自主財源として、施設の活動に還元する。これにより、施設の自主性や自立性を高めることが期待される。

施設の具体的な整備に当たって、上記のどの点に重点を置くかは、各施設の特性に応じて個別に検討する。

④ インテリジェント化の内容は、次のとおりである。

(ア) 各施設を新しい情報通信機能を備えた環境として整備する。このため、コンピュータ、ビデオ、ファクシミリ、高精細度テレビ、テレビ電話などの情報通信機器の導入、構内通信システムの整備、インテリジェント化された他施設や家庭さらに海外とのネットワーク化を進める。また、時代の変化に対応して、新しい機器が導入できる配線システム、堅シャフトなどを整備するとともに、施設設備の管理の高度化・効率化により、快適化、省エネルギー化、低コスト化を図る。これにより、多様化・個別化する学習活動への対応、管理・運営の円滑化、人々の情報処理能力の育成など施設全体の機能の向上が期待できる。

(イ) 自然や文化的な環境と美しくゆとりある空間を整備する。利用者が、落ち着いた雰囲気の中で活動でき、人と人との触れ合いが進められるよう、建物のデザインや内装に配慮し、オープンスペースや談話ロビー、食堂などを整備する。また、公園との連結、森、小川、遊歩道など屋外環境の整備や建物内部の緑化、採光などにより自然との触れ合いを保つ。さらに、歴史的建物の保存や芸術作品の設置、地域の景観との調和などに工夫をこらす。学校に

においては、水田、畑など実体験につながる学習の場の準備を検討する。

(ウ) 施設の多目的利用を促進する。公民館、図書館、体育館などはもとより、学校、研究所等も閉ざされた聖域ではなく、地域共通の財産として、広く住民等の利用を進める。その際、利用できる範囲を広げるとともに、利用時間を拡大することとし、将来的には24時間利用を目指す。このため、建物の使用区分や出入りの経路、建物管理システムなどに配慮する。

また、社会教育施設や大学を中心に、施設の一部を外部に貸与することを検討する。貸与は、施設やその設置者の自主的判断を尊重しつつ行うこととするが、その場合、施設本来の役割に十分配慮しながら、関係する各種文化・情報・産業活動の場とすることが考えられる。なお、小・中・高等学校についても、地域の実態等を考慮しつつ、その施設の一部を公民館、図書館、体育館、プール、公園などの公共的な機関に貸与することを検討する。

⑤ インテリジェント化に当たっては、以下のような点に留意する。

(ア) 科学技術の進歩に伴い、社会の情報化は確実に進展すると考えられるが、インテリジェント化に当たっては、科学技術文明が人間に与える影響やその限界、とりわけ、情報化のもつ影の部分に十分留意し、とくに、自然や文化とのかかわりや実体験を重視していく。

(イ) インテリジェント化は、すべての施設で画一的に行うものではなく、各施設やその設置者が主体的に整備を進める。整備の際には、都市や農山漁村など地域の特性・事情、初等・中等・高等教育など教育段階、学校教育・社会教育など教育・学習の分野、国・公・私立など設置者の相違等に配慮し、また、父母や地域住民、教員等の意識を含め、様々な角度から問題点を洗いだし、十分な検討を行うことが望ましい。

なお、「生涯学習都市」等におけるモデル学校・公民館などの設置、国立学校や研究所での先導的な試みを進めて、実証的検討を行う。

(ウ) 新たに施設をつくる場合はもちろん、既存の施設についてもインテリジェント化を進め、施設の機能の高度化と有効利用を図る。また、整備に当たっては、自主財源で建設する方法のほか、信託開発による方法、他の公的機関や民間企業等と共同する方法、施設の貸与を受ける方法、地域の基金の設立による方法など、実態に即し、多様な方法を検討する。このような民間との協力等が困難な地域や分野については、公的施設の整備を優先的に行うなど、全国的にバランスのある整備を進めていく。

また、学校設置基準の見直し、関連する補助金の改善、執行面での優先的な配慮および運用の弾力化、施設の多目的利用ないし目的外利用に対する規制の弾力化などの検討を行う。

(I) 社会の公共財として施設の有効利用を推進するため、高度情報通信機能の導入により施設管理の効率化を図るとともに、建築後の建物の維持に十分な配慮をする。また、施設の機能を最大限に発揮するための円滑な管理・運営が求められる。このため、施設の性格や機能に応じて、教育委員会や都道府県、市区町村、学校法人など設置者が直接管理・運営に当たる場合のほか、地域の団体や専門機関など第三者に委託すること、さらに、複数の施設を一元的に管理することなどを考える。その際、優れた管理・運営のノウハウをもつ機関（例えば、財團、基金、第三セクターなど）の創設を含め多角的に検討する。

(オ) インテリジェント化された施設の多角的な利用による維持・管理等の負担を、当該施設に一方的に負わせるのではなく、施設側にもメリットが与えられるシステムを組み込むことが必要である。このため、施設の活用に伴う利益を自主財源として、教育活動に還元する方法などを検討する。

第2章 初等中等教育の改革

初等中等教育は、生涯学習の基礎となるものであり人間形成の基礎として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための基礎的・基本的事項を修得させ、眞の学力とすこやかな体、ひろい心を育てるという重要な役割を担っている。「21世紀のための教育の目標」として掲げた①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人、を実現していくための基礎・基本もまた、今後の初等中等教育の在り方にかかわっているものといわなければならない。この意味において、初等中等教育の改革は今次教育改革の重要な課題である。

こうした観点から、第一次答申においては6年制中等学校および単位制高等学校について、第二次答申においては教育内容の基本的在り方、德育、健康教育、学級編制など教育諸条件、教員の資質向上について提言した。

本審議会は、その後も引き続き、残された課題である教科書、後期中等教育、就学前教育、障害者教育、開かれた学校と管理・運営の確立、通学区域、塾など民間教育産業への対応について審議してきた。この際、一貫して基本的主題となつたのは初等中等教育の質の向上と多様化であるが、今次教育改革の基本的考え方として示した個性重視の原則、基礎・基本の重視、教育環境の人間化、選択の機会の拡大にはとくに配慮して検討を進めた。なかでも教科書制度については、教科書の質の向上と多様化の促進、教科書の内容や制度に対する信頼を高めることについて、後期中等教育については、できる限り柔軟な発想による多様な教育の機会の提供とそれに対応する選択の機会の拡大について配慮した。また、学校の管理・運営については、開かれた学校の視点について配慮した。

第1節 教科書制度の改革

初等中等教育は、次代の国家社会の形成者を育成するとともに、個々人の生涯にわたる人間形成の基礎を培うために極めて重要な役割を果たしている。教科書は、この教育を進める上で、教員の指導力とともに、学校における基本的、中核的役割を果たしてきた。

しかしながら、今日、この教科書については、内容が画一的、網羅的で、個性的な教育を阻害している、共通の内容が簡潔に整理されている反面、知識の伝達に主眼が置かれ、思考力・創造力の伸長や学習意欲を高める配慮に欠けている、また教科書の中立性・公正などの確保の面において十分でない、などの問題がある。さらに、今後における情報化や国際化の中で教科書は個性的で多様なものが求められている。また、現行検定制度についても、開放的でなく、審査が細部にわたり過ぎている。

このため、児童・生徒の思考力・創造力を伸ばすとともに、学習意欲を高めて豊かな授業ができるようにする観点から、教科書の質の向上を図るため、将来を展望しつつ、教科書の在り方や制度を全般的に見直し、その改革を図ることが、今日、重要な課題である。

この改革の手段・方法は、第二次答申で述べた①大胆かつ細心な規制緩和の推進、②教育における自由・自律・自己責任の原則の確立、③多様な選択の機会の拡大、という改革の考え方方に立って、教科書を取り巻く諸状況の実態を踏まえつつ、漸進的かつ現実的に進めなければならない。

その観点から、検討に当たっては、検定など教科書の制度的な面からだけでなく、教科書の著作・編集や研究・評価の充実、多彩な補助教材の活用と教科書の有効活用、教員の指導力の向上、教育内容や入試の改善等との関連を十分考慮した。

(1) 改革の基本方向

我が国における社会の変化および文化の進展に対応して、21世紀に向けてよりよい初等中等教育の実現を期するためには、教科課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材としての教科書の制度全般にわたる改革を行うことが極めて重要である。

ア. 今後の教育をめぐる情報化や教材の多様化が進展するなかで、個性を尊重した多様な教育・学習を推進する観点に立って、教科書の在り方や利用の仕方を見直す。この際とくに、教員が指導のために使用する教材としての性格よりも児童・生徒が使用する学習材としての性格を重視する。

イ. 教科書制度の改革は、教科書制度の歴史と問題点、我が国の教育文化水準の向上と社会の成熟に伴う環境条件の変化、さらには今後の情報化、国際化の一層の進展などが教科書・教材の在り方等に与えるであろう様々な影響を踏まえつつ、とくに①教科書の質の向上と創意工夫の促進、②個性豊かで多様な教科書の発行、③創造性・考える力・表現力の育成、④児童・生徒の発達段階や実態への配慮、適切な教育内容の精選と水準の維持、⑤教育の信頼性と中立性・公正の確保、機会均等の保障、の諸点を重視して進められなければならない。

(2) 教科書の著作・編集機能の向上と研究開発体制の確立

教科書は民間の教科書発行者による著作・編集が基本とされており、民間の創意工夫にまつところが極めて大きい。この趣旨を真に生かすためには、著作・編集機能の向上と責任体制の確立を図る必要がある。

ア. 民間における教科書研究等の拡充を図るとともに、教科書発行者においては、優れた著作者・編集者を確保することに努めることが望まれる。

また、教科書における著作者名等の表示については、編集責任者名を明示させるなど、教科書の著作・編集の実際の責任の所在を明確にする。

イ. カリキュラム、教科書、指導方法、教材等の研究・開発・評価を総合的に行う民間、官民協力あるいは国立の研究センター等を拡充・整備する。この研究センター等は、教科書の著作・編集に関する相談に応ずる機能を併せ有するものとする。

① 教科書は、民間の教科書発行者による著作・編集が基本とされており、その編集機能の拡充と責任体制の確立が重視されなければならない。

教科書発行者には、ともすれば教科書行政への過度の依存傾向がみられるが、今後は、このような惰性を排し、検定制度の改革ともあいまって主体的、積極的によりよい教科書の作成のために一層創意工夫に努めることを期待しなければならない。

このため、教科書著作・編集能力の飛躍的向上、著作・編集の実際の責任の明確化、教科書発行者の自律・自助努力などに一層努めることを求めたい。

② このような教科書発行者の自助努力を支えるためには、基本的には、教科書・教材等に関する研究開発の振興が図られなければならない。

教科書の在り方の調査研究、諸外国における教科書・教材の在り方との比較研究、今後の情報化、国際化、成熟化の進展が教科書の在り方に与える影響などを、より広くカリキュラムの在り方、指導方法との関連も含めて調査研究し、優れた教科書・教材の開発に結び付けていく必要があり、このような教科書等の研究開発体制を確立、強化していくことが重要である。

③ 教科書を通じての国際的相互理解に資するため、内外の教育者・研究者相互間の教科書研究の国際交流、国際比較研究等を一層促進する。

(3) 新しい検定制度

適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されるようにするとともに、教科書制度および教科書の内容に対する信頼を高めるため、検定制度の改革を図る必要がある。

ア. 教科書発行者の教科書作成のための創意工夫を促進するとともに、検定の機能は、教科書としての適格性の判定に重点を置くものとする。

イ. 検定の合否の判定を総合的、大局的観点から行うとともに、著作者・編集者の創意工夫が生かされるよう、検定基準を見直し、重点化・簡素化を図る。

その際、現行の基本条件と必要条件を再編整理し、内容の正確性、水準および中立性・公正などの基準を重点とすべきである。

また、教科によっては、学年別でなく複数学年向きに作成したり、教育内容の領域などによって分冊にしたりできるようにする。

また、現行の検定基準、検定基準実施細則等に規定されている編集技術的なもの、体裁に関する基準等教科書の作成に必要な細目については、これを廃止・簡略化し、これに代えて前述の研究センターや官民協力により、例えば「教科書作成の手引き」などを作成し、教科書の著作・編集のための参考資料として提供することが望ましい。

ウ. 教科書検定を公正・適切に行う観点から、審査手続を見直し、審査過程を簡略化する。その際、現在行われている原稿本、内閲本、見本本による三段階審査を一本化する。

エ. 総合的、大局的観点からの審査を行うため、教科用図書検定調査審議会、教科書調査官等の制度と構成を見直す。教科用図書検定調査審議会の委員の人選については、適正な構成になるよう考慮する必要がある。

オ. 文部大臣による検定の合否の判定は、審議会の答申に基づいて行う。

その際、文部大臣は、審議会の答申に基づいて、修正の指示をすることができる。

カ. 検定の審査の過程の概要、合否の判定の理由等について、適当な方法により、公開する。

キ. 検定の周期は、学校段階や教科の種類等を考慮し、現行より長期化する。

ク. 高等学校の教科書については、小・中学校の場合より簡素化の方向で検定基準の在り方を検討する必要がある。また、教科によっては、検定の対象としないことについても、教科指導の在り方、教科書の水準の維持、大学入試との関連、教科書をめぐる環境条件の成熟状況を勘案しながら、検討していく必要がある。

なお、高等学校教科書の定価については、規制緩和の方向でその認可の在り方を見直す。

① 検定の審査が細部にわたり過ぎており、著作者・編集者の自助努力と創意工夫を一層促進するよう、検定制度の改革を行う必要がある。

検定には、よりよい教科書を作るための積極的な機能と、不適切な教科書を排除する機能があるが、今後は教科書としての適格性の判定に重点を置くこととし、検定の基準・手続や教科用図書検定調査審議会、教科書調査官等の制度と構成を見直す必要がある。

② 検定基準は、各教科に共通して備えるべき基本条件および各教科ごとに具備すべき必要条件からなっている。検定基準を見直すに当たっては、これらを再編整理するとともに、編集技術的なものや体裁に関する基準等を廃止・簡略化する必要がある。

③ 現行の検定の審査手続においては、検定申請を行った原稿本の審査、原稿本審査において付された検定意見に従って適切な修正を行うための内閲本審査、

最終的に教科用として適切な図書が完成するのを確認するための見本本審査の手続が行われている。この三段階審査の手続を簡略化し、申請本を一本化すべきである。

- ④ 現行の検定制度は、開放的となっておらず、教科書の質の改善を図り、教科書に対する信頼を高めるためにも、検定の審査の過程の概要等について、適当な方法により公開する必要がある。
- ⑤ 現在、基本的には3年ごとに行われている検定の周期を長期化して、教科書の著作・編集に、より大きな力を注ぐことができるようになり、教科書の質の向上等に資する。

(4) 採択・供給

ア. 採択組織・手続、採択理由の周知などについては、適切な教科書の採択、教科書研究の推進や公正な競争の確保などの観点を考慮しつつ、一層の改善を図る。

この際、学校・教員・保護者の意見がよりよく反映できるようさらに工夫する。

- イ. 国民の教科書に対する関心を高めるため、一般書店での販売や図書館・公民館などに常備することを奨励する。
- ウ. 現在とられている教科書供給体制については、より開放的なものとすることが望まれる。

- ① 市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書の採択は、教育委員会が行うこととなっている。この採択に当たっては、都道府県教育委員会が様々な条件を考慮して設定した市もしくは郡の区域または、これらの区域をあわせた採択地区ごとに、地区内の教育委員会が共同して同一の教科書を採択している。

採択地区内の教育委員会は、共同採択を行うため、通常、採択地区協議会を設け、ここに教員等からなる調査員を置くなどして共同調査・研究を行っている。

このような教科書の採択を一層適切に行うため、採択組織・手続、採択理由の周知などについてさらに改善を図る必要がある。

- ② 教科書の発行者は、教科書を各学校に供給するまで発行の責任を負うこととされ、現実には学校への教科書の供給は、発行者の責任のもとで特約供給所、取次供給所を通じて行われている。このような供給体制については、より開放的なものとすることが望まれる。

(5) 無償給与制度

義務教育段階の教科書の無償給与制については、義務教育無償の理念をより広く実現するなどの考え方に基づいて、無償給与制を維持すべきであるという考えがある。

同時に、保護者の負担能力や経済的効率性の観点、また教科書觀や指導方法に与える影響、教科書の質の向上等の教育的観点から、有償論、貸与論、一部有償論、一部貸与論など様々な考え方がある。

今後、社会・経済や国民の意識・教育觀の変化、教科書の在り方をはじめ初等中等教育全体の在り方の動向との関連において検討を続けることとし、当面、義務教育段階の無償給与制を継続する。

(6) 教科書制度改革の長期的課題

教科書制度の在り方については、長期的には自由発行・自由採択に移行でき

るよう努力することが望ましいという主張と、検定の廃止や自由発行への移行には十分慎重であるべきであるという主張があり、どのような方策をとるかは、民間の著作・編集能力、国民の教科書観、入試制度の実態、教員の資質向上など様々な状況や教育に対する国の役割についての考え方と極めて深いかかりがある。よりよい教科書を作る観点から考えると、このような状況の変化に対して柔軟に対応していくことが必要であり、将来もこの教科書制度の在り方についての調査研究を引き続いだ行うことが肝要である。

第2節 後期中等教育の多様化

(1) 高等学校入学者選抜方法の改善

高等学校教育は、個性・能力等が異なる生徒に対して多様な教育の機会を提供するため、各学校の個性化・特色化を推進する必要がある。このため、高等学校の入学者選抜方法は、各都道府県においてその実情に応じ、選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を図る。

ア. 学力検査の対象教科およびその結果や調査書、面接、論文（作文）等の利用の仕方・比重の置き方は、各高等学校、学科の特色に応じて定めるようにする。

イ. 学力検査問題の内容を常に見直す仕組みを整備し、記憶力をみる内容から考える力や応用力などをみる内容に改善を進める。

なお、この際、常識問題に関するテストを行うことを検討する。

また、中学校時代における生活など受験者の過去の行動を題材とする作文の導入を期待する。

ウ. 選抜において学力検査とともに調査書を資料とする際の調査書の活用の仕方について見直す。

この際、調査書の各教科の学習の記録の利用については、単に総点主義、平均点主義に陥ることなく、各高等学校、学科の特色に応じて優れた教科の学習の記録を活用することを考慮する。

エ. 生徒の進路選択の主体性を高めるとともに、その機会を拡大するため、受験機会の複数化について配慮する。

オ. 保護者の転勤に伴う転学を容易にするため、特別定員枠の設定、試験の実施回数の増など、弾力的な措置を推進する。

カ. 国立および私立の高等学校の関係者には、入学者選抜の公共性、中学校以下の教育に及ぼす影響などにかんがみ、その入学者選抜方法の改善を強く要望する。

① より高い自己実現を目指し、義務教育の終了後もさらに高い知識や専門的技能を求めるることは奨励されるべきである。高等学校入学者の現状をみると、中学校卒業者の94%以上の者が進学を希望し、そのほとんどが入学している。しかし、その実態をみると、画一的な入学者選抜方法、偏差値偏重の進路指導などにより、不本意入学や中途退学の事例もみられる。高等学校は、多くの者が進学しその個性・能力等が異なる生徒に対して多様な教育の機会を提供し、それぞれの個性・能力等を伸長する役割をもつ。このため各学校の個性化・特色化を推進するとともにそれらを配慮した入学者選抜を行い、それぞれの学校の教育を受けるにふさわしい者を入学させることが強く望まれる。こうしたことから、各都道府県においてその地域の実情や学校・生徒の実態などを考慮し、入学者選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を推進すべきであり、高等学校入学者選抜の際の資料である学力検査の対象教科、調査書、面接、論文等の利用の仕方については、その比重・配点などを含め、各学校の個性化、生徒の実態、地域の実情、中学校教育への影響などを考慮して定めるようにする必要がある。

② 入学者選抜において学力検査は重要な役割を有する。しかし、これが、ともすれば、知識偏重・進学塾依存の傾向を助長し、偏差値偏重の進路指導を生じさせてきた。学力検査問題については、その作問、利用、解答方法について不斷の改善が必要であり、このための継続的な調査研究の体制をつくる必要がある。この際、中学校教育の正常な運営を確保する観点から、特定の教科等の内容については、必ずしも教科等の枠にとらわれない常識問題に関するテストを行うことを検討し、このための調査研究を推進する。

また、中学校時代における生活など受験者の過去の行動を題材とする作文を課することは、単に作文能力を見るだけでなく、学校以外の場における活動、行動などを多面的に評価することによってそれらの活動を奨励することにもなり、また、受験者が入学者選抜の資料としてその自己評価なども含めて提出できる資料であるということもあり、その活用を期待したい。

③ 調査書の各教科の学習の記録の利用については、各学校、学科の特色を考慮した選抜が行われるよう工夫する。また、調査書の教科の学習の記録以外の記録の利用については、安易に点数化しないように取り扱う。

推薦入学については、調査書、面接、論文（作文）等の活用により、普通科も含めて推進する。

教科以外の活動・德育に関しては、中学校からの調査書だけでなく、その他の機関、団体からの報告・資料をも利用することを考慮する。

④ 受験機会の少ないと、とくに公立高等学校の受験の機会が一度であることが、ともすれば、受験者の特性や希望を無視し、業者テストの利用による輪切り、偏差値偏重の進路指導を生じさせている。受験回数を増加することにより、受験者の個性・能力等を生かした主体的な進路選択ができるよう、受験機会の拡大について配慮する。

⑤ 転学については、(ア) 転入学試験の実施回数を増やすこと、(イ) 特別定員枠

を設定すること、(ウ) 受験手続について弾力的取扱いをすること、(I) 転入学試験に係る情報の提供に努めること、などの措置が講じられているが、さらにその改善について努力する。

⑥ 国立および私立の高等学校は、独自に入学者選抜を行っているが、それらの高等学校の一部の入学者選抜の方法・出題が受験競争の過熱・進学塾依存に拍車をかけている例がみられる。これらの学校の関係者、とくに実験学校の性格を有する国立学校の関係者には、入学者選抜の公共性、中学校以下の教育に及ぼす影響などにかんがみ、その改善を強く要望したい。

⑦ 学力検査や調査書の活用、推薦入学等については、それらと入学後の学習・活動などとの相関についての調査研究を行いながらその改善を図る。

(2) 後期中等教育の課題

ほとんどの者が進学する高等学校の生徒は、今日極めて多様になっている。このため、高等学校を中心とする後期中等教育については、できるだけその構造を柔軟なものにするとともに、多様な教育の機会を提供する方策等を進めることが、重要な課題である。

ア. 後期中等教育の多様化への要請に対しては、当面、高等学校、専修学校などの現行制度を基本とし、これと並行して、これまでの答申において提言したように、制度上の多様な選択の道を開くとともに、現行制度の機能・運営・内容の多様化のための改革を行い、各学校の個性化を推進する。

イ. 後期中等教育の多様化の在り方については、今後なお社会、経済、雇用、進学等の諸般の動向を注視しながら、高等学校、専修学校などの後期中等教育制度の再編の可能性や必要性を含めて、不断に専門的、多角的な調査研究を進め、改めて検討する必要がある。

① 現在、高等学校へは、同一年齢層の94%以上の者が進学していることに伴い、その在籍者は、進学目的、学習意欲、学力などの点において極めて多様であり、この中には、本来の希望とは異なった不本意進学者も含まれている。また、一部には中途退学の現象もみられる。

こうしたなかで、後期中等教育をめぐる重要な課題は、中学校卒業後、ほとんどの者が進学し、その進学目的、個性・能力、学習意欲などの多様に異なる者に対して、基本的にどのように対応するかという問題である。

この後期中等教育の多様化の要請に対して、本審議会は、当面、現行制度を基本としつつ、できるだけ多くの、個性ある教育の機会を提供すべきであるとの観点から、これまで6年制中等学校・単位制高等学校の設置、高等学校の修業年限の弾力化、教育内容の多様化、高等専門学校の分野の拡大、修業年限3年以上の高等専修学校卒業者への大学入学資格の付与などを提言した。また、本答申においても高等学校の多様化・個性化に応じた高等学校入学者選抜方法の改善を提言している。これらの提言については、すでに実現されたものもあるが、政府においては、さらに積極的に取り組むことを期待したい。

② 中等教育については、以上の試みを重ねると同時に、さらに、中長期的に後期中等教育の多様化の要請に対し、基本的にどのように対応すべきか検討する必要がある。

のことについては、(ア) 現行の高等学校制度の中で教育内容等をさらに思い切って多様化・弾力化することにより対応するとともに、専修学校の振興を図る、(イ) 高等学校制度の中での多様化・弾力化には限度があるので、職業高校、専修学校などを再編し、技能教育のための新たな学校を設けることにより対応する、(ウ) 新たな制度を設けても実態上新たな格差意識をつくりだすだけであるので、現在とられている高等学校教育の多様化等を進めながら、今後の後期中等教育の動向・発展の方向を注視してその消長にまつてはどうかなど

の考え方がある。

どのような方策が最も適切であるかを見極めるには、なおこれから社会の変化等を注視する必要があるとともに、この分野での専門的な調査研究が乏しいことから、今後、例えば、次のような事柄について多角的に調査研究を進め、改めてその方策について検討する必要がある。

- a. 後期中等教育の多様化に際して、高等学校、専修学校・各種学校の役割、機能をどう考えるか。
- b. 不適応者・中退者が増加しているが、この時期の生徒の個性・能力を伸長するためには高等学校教育の内容・運用をどう変えるか。
- c. 専修学校・各種学校の柔軟性を維持するとともに、袋小路的・傍系的性格をなくし、生徒の個性・能力の伸長と適正な評価を行い、後期中等教育機関の活性化を図るために、これら専修学校・各種学校と高等教育との接続や高等学校との関係についてどのような措置が必要か。
- d. 高等学校教育と高等教育の接続の連続性を図る方策としては、今後、どういう方策が必要なのか。
- e. 学校種別の多様化、進路の複雑化に対応して、自己の将来への目的意識の確立とそれに基づいた主体的な進路選択の能力の育成をどう図るか。

第3節 就学前の教育の振興

家庭は人間形成の最初の、かつ、基盤的な場であり、そこからしだいに生活圏が拡大する。こうした過程のなかで、社会性の芽生える幼児期に集団活動の機会を与えることは大切である。幼稚園・保育所は、その目的は異なるが、幼児教育において重要な役割を果たしており、その充実を図る。

ア. 幼稚園・保育所は就園希望、保育ニーズに適切に対応できるよう、それぞ

れの制度の中で整備を進める。

この際、幼稚園については、保育所の整備が進んでいない地域などにおける時間延長、保育所については、臨時の要請に対応する私的契約など、両施設の運用を弾力的に進め、家庭や社会の要請、変化に柔軟に対応する。

イ. 幼稚園における教育内容は、遊びを中心としながら、直接体験、人・自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを深めること、基本的生活習慣の育成を重視する。

学級編制および教職員定数については、学級定員の引下げ、園長の専任制や教頭の配置を検討する。

ウ. 教員の養成については、幼児への対応、専門性を高める観点からその内容等を見直す。また、初任者研修、現職研修については、幼稚園の特性を考慮し、第二次答申の趣旨を尊重した適切な措置が望まれる。

保育所の保母の養成、初任者研修、現職研修については、その保育内容、児童福祉制度全体の観点から検討する。

エ. 子どもの円滑な連続的成長や地域社会の子どもとしての健全な育成を図るため、小学校教育とのつながり、家庭・地域社会の連携を強化する。

① 人間にとって家庭は最初の生活の場であり、とくに乳幼児期は人間形成にとって極めて重要な時期である。

乳児期の子どもの豊かな心や母親の母性を育むため、乳児の保育は可能な限り、家庭において行われることが望ましく、父親の積極的な育児参加と円滑な母子相互作用などを通じて乳幼児とそれを取り巻く人との間に基本的な信頼関係を確立することが重要である。

さらに、就学前の幼児期の子どもに対しては、家庭での生活を基盤としながら、家庭だけでは得がたい、生活体験や遊びを中心とする集団生活体験の場を

与え、そのことを通じて信頼感・満足感、さらには自立心・社会性の基礎、基本的な生活習慣を養うとともに、身体諸機能の調和ある発達を図ることが重要である。これら乳幼児期の発達課題とのかかわりを含め家庭教育の意義・家庭教育の活性化などについては、第二次答申において提言したので、本答申では、幼稚園・保育所を中心とし、幼児教育の在り方について今後の基本的方向について提言することとする。

なお、幼児教育の在り方については、今後における幼児の保育をめぐる環境条件の変化等の動向に注視しつつ、保護者の負担の問題ならびに母子相互作用、乳幼児の心理・行動発達など小児科学、発達心理学における新しい分野の学際的研究なども含め、引き続き調査研究を進める必要がある。

② 子どもの成長は、家庭における生活を中心としながら、その生活圏をしだいに拡大していく過程である。幼児の健やかな発達を図る上で、社会性の芽生える幼児期において、家庭だけでは得ることのできない集団活動の機会を与えることは大切なことであり、これを積極的・多角的に奨励する必要がある。

幼稚園・保育所はその目的・機能は異なるが、こうした幼児教育において重要な役割を果たしており、幼児教育を奨励し、就園希望、保育ニーズに適切に対応できるよう、基本的にはそれぞれの制度の中でその整備・充実を図る必要がある。

この際、幼稚園・保育所の設置状況には地域により偏りもみられることや家庭の機能の変化など今後予想される多様な要請にこたえるため、両施設の弾力的運用を進める。

なお、いわゆる幼保一元化の問題については、(ア) 幼児は、その成長につれ、家庭における生活とならんで徐々に集団生活の機会の拡充を図ることが望ましいが、この場合であっても、幼児の発達段階や教育上の観点からは幼児教育の時間は基本的には4時間程度を目途にすることが適切であると考えられている

こと、(イ) 保護者の就労など何らかの理由により保育に欠ける乳幼児については、児童福祉の観点から必要な措置が講じられる必要のあること、など異なる二つの社会的要請があるので、基本的には幼稚園・保育所それぞれの制度的充実を図る必要がある。この際、3～6歳児については、両者の教育内容はそれらの保育形態などにより相違はあるとしても、幼児教育の観点から、両者の特性、地域の実情を踏まえつつ、共通的なものにすることが望まれる。

③ 幼稚園における教育内容は、幼児の個人差、幼児期の発達の特性に配慮し、かつ、人間形成上、調和のとれたものでなければならない。この際、幼児の直接体験を重視するとともに、生活体験を通じて人・自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを深めることや基本的生活習慣の育成を図ることを重視する。この観点から、幼稚園教育要領を見直す。また、幼児教育について家庭との役割分担を明確にするとともに、両者の連携を強化する。

学級編制および教職員定数については、幼児に行き届いた教育・指導ができるようにするために、学級定員の引下げ、園長の専任制や教頭の配置を検討する。

④ 幼稚園の教員の養成については、近年の幼児の状況に対応し、その心身の発達を適切に助長するとともに、その専門性を高める観点から、その内容等を見直す。

また、初任者研修、現職研修については、幼稚園の特性を考慮し、小学校教員の初任者研修、現職研修に係る第二次答申の趣旨を尊重した適切な措置が望まれる。

なお、保育所の保母の養成、初任者研修、現職研修については、幼稚園の教員との類似性に配慮しつつ、その保育内容、児童福祉制度全体から検討する必要がある。

⑤ 小学校低学年における教科構成について幼稚園・保育所との関連を考慮するほか、幼稚園・保育所・小学校の関係者からなる連絡協議会の設置や教員・保

母・幼児などの交流により、子どもの円滑な連続的成長が図れるようになるとともに、地域社会の子どもとしての健全な育成が図られなければならない。

また、家庭との連携を深めるとともに、保育への地域住民の参加の推進、教育・育児相談の実施、施設の地域への開放を奨励する。

なお、乳幼児の健全な発達を図るために、乳幼児検診・育児相談の充実を図るとともに、児童館における留守家庭児童対策の充実なども含め、子どもを取り巻く地域環境の整備・人間化を強く望みたい。

第4節 障害者教育の振興

(1) 障害者教育の充実

障害者が、家庭や地域社会から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本として、幼・少年期の段階において社会的に自立するための基礎となる本人のもつ能力を最大限に引き出し、伸長する。

ア. 障害の早期発見・早期治療と早期教育のため、医療・福祉・教育が一体として機能する地域センターの設置を推進する。また、特殊教育センター等の機能の拡大、乳幼児施設における障害者の受入れの促進・専門家の配置などの措置を講ずる。

イ. 特殊教育諸学校の整備は、障害の重度・重複化等の傾向や地域社会とのかかわり等を考慮して行う。特殊学級については、障害の実情等を考慮し、通級学級における指導体制の充実を含め、その整備に努める。

また、教育内容・指導方法の改善・開発を推進する。

ウ. 特殊教育を受ける児童・生徒と通常の教育を受ける児童・生徒との自然な触れ合いを進める観点から、共同活動等の場を積極的に設ける。また、障害

者理解の教育を積極的に推進する。

エ. 障害の種類と程度に応じた適切な就学を確保するため、医師や心理の専門家の活用を含め就学指導委員会、就学相談などの充実を図る。

就学後も児童・生徒の発達や障害の種類の状況を正確に把握し、適切な教育上の措置が講じられるよう一層努力する。

オ. 障害者教育について、教員の意識の改革を図るとともに、教員構成・人事異動の在り方なども含め、その専門性を高める措置を多面的に講ずる。

① 障害者に関する施策において重要なことは、障害を有する者も有しない者も共に社会を構成する一員であり、手を携えてより豊かな社会をつくりあげるべき仲間であるという認識のもとにすべての施策が展開されることである。

このためには、教育は教育、医療は医療、福祉は福祉、雇用は雇用という従来の考え方捨てて、教育・医療・福祉・雇用が一体となって何をすることがこの理念に合致するかという原点に立って、それぞれの施策を考えることが必要である。この場合、障害を有する者が社会人として立派に生き、かつ社会参加ができるようにするために最も重要なことは、幼・少年期の段階において社会的に自立をするための基礎・基本となる本人のもつ能力を最大限に引き出し、これを伸長することである。この観点から障害者教育については、障害の種類と程度を考慮し、適切な教育を行う必要がある。また、障害を有しない者に対して障害について正しい認識を得させ、そして前述のように共に社会の成員であり、豊かな社会をつくる仲間であるとの認識を育むことが重要である。

なお、障害の状況等を考慮し、できる限り障害者と健常者が共に同一の場所で教育を受けることは両者の健全な発達にとって有意義なことである。しかし、障害の種類や程度に関係なく誰でも通常の学校に就学させるべきであるとする行き過ぎた統合教育が障害を有する者の真の健全な育成を阻害する可能性のあることには留意する必要がある。

ることに留意する必要がある。

② 障害の早期発見・早期治療と早期教育は、極めて重要な課題である。障害を早期に発見するため、乳幼児期の健康診査の充実、育児に関する情報ネットワークの整備などの施策の強化とともに、予防のための小児医学の充実が求められる。また、心身の障害を克服・改善するため、医療・福祉機能との連携を図りながら、その障害に即した教育が家庭においてばかりでなく社会的機能としても行われるよう、障害を有する者のための医療・福祉・教育が一体として機能する地域センターの設置を文部省・厚生省が中心となって推進する。また、特殊教育センター等の機能の拡大、乳幼児施設における障害者の受け入れの促進および専門家の配置などの措置を講ずる必要がある。

③ 特殊教育諸学校の整備は、障害ができるだけ家庭や地域社会から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本として、障害の重度・重複化等の傾向や地域社会とのかかわり等を考慮して進める。また、小・中学校の特殊学級については、障害の実情等を考慮し、いわゆる通級学級における指導体制の充実を含め、その一層の整備充実に努める。なお、近年における障害の重度・重複化等に対応する必要性の増大にかんがみ、それぞれの障害を克服・改善するのに適切な教育・指導のための組織や施設の整備を行うとともに、教育内容・指導方法の改善・開発を推進する。

このことに関連し、国立特殊教育総合研究所や久里浜養護学校、附属学校、特殊教育センターなどにおける研究の在り方については、さらに実践的・専門的研究の推進とその成果の活用を図る。

④ 特殊教育を受ける児童・生徒と通常の教育を受ける児童・生徒との学校生活・日常生活における自然な触れ合いを進める観点から、児童・生徒の実情を考慮し、教育内容等によっては合同して行う工夫をするなど共同活動等の場を積極的に設けるようにする。

また、小・中・高等学校などにおいて障害者理解の教育、交流教育を積極的に推進するとともに、学校における障害者教育の重要性について社会一般の理解を深める措置を講ずる。

⑤ 児童・生徒の障害の種類と程度に応じた適切な就学を確保するため、医師や心理の専門家の活用・専門性の向上などを含め就学指導委員会の構成と機能の一層の充実・改善を図る必要がある。

また、特殊教育諸学校、特殊学級への就学についての保護者の理解に資するため、就学相談・体験入学などの施策を積極的に講ずるようにする。

さらに、就学後においても児童・生徒の発達や障害の状況を正確に把握し、特殊教育諸学校と小・中・高等学校間の転校も含め、その状況に応じ、適切な措置が講じられるよう一層努力する。

⑥ 教員の資質向上については、第二次答申において初任者研修制度の導入をはじめ、その具体策を提言したが、特殊教育諸学校や特殊学級においては障害者の能力・適性を最大限に伸長するため、教員構成・人事異動の在り方なども含め、これらの教育に従事する教員の専門性を高める措置を多面的に講ずるようにする。

また、障害者教育についての理解を深めることの必要性は、一般教員についても高まっており、これについて早急に改善を図る。

(2) 障害者の社会参加・自立の促進

障害者の社会参加・自立を促進するため、障害を有する者と地域社会とのかかわりを深めるような措置を進めるとともに、雇用、生涯学習の機会の拡大を図る。

ア. 社会教育・スポーツ施設、学校施設などを含め、障害者の利用に配慮した

施設の建築の在り方を工夫し、障害者の活動・地域社会への参加を促進する。

イ. 障害者教育の各段階、とくに後期中等教育における職業教育についてその充実を図る。また、各種職業訓練施設における職業能力開発の充実、とくに障害者向けの向上訓練課程の整備とその活用を図る。

ウ. 卒業・修了後の職域・雇用の拡大を図る。

① 障害者の社会参加を促し、容易に多くの社会活動に参加できるよう、障害者の利用に配慮した物的・人的環境の整備を進めるとともに、各種の活動・行事に関する十分な情報提供の機能の整備が図られなければならない。

さらに、家庭から地域へと障害者の活動の範囲を一層拡大するため、ボランティア活動を積極的に奨励するとともに、生涯学習の機会の拡大を図る観点から、社会教育に関する施策の充実に努めなければならない。また、障害者の社会参加を促進するためには、社会一般の理解とこれを支える体制が必要であり、障害および障害者について一般社会の人々の啓発を進める必要がある。

② 障害者の社会参加・自立を図る上では、障害者の職業能力の開発とその向上が重要である。多様な能力開発・向上の機会の拡大を図るため、公共職業訓練施設などの充実を図ることとなるべく、民間の職業訓練施設の設置、その前提として障害者の日常生活に必要な生活訓練の充実にも配慮されなければならない。

また、職業的自立の準備を計画的に行うようにするとともに、後期中等教育における職業教育（職場実習を含む）は社会的自立を促す上で重要であるので、生徒の個性・能力、障害の状態の多様性とともに、雇用環境の変化、時代の要請を考慮しながらその整備・充実に努める必要がある。また、進路指導に当たっては、障害者を受け入れる企業などの理解を求めるとともに、障害者自らがその障害を克服・改善し、積極的に社会参加・自立しようとする意欲を高める

ようにすることについて留意すべきである。

③ 障害者の雇用状況は、近時、改善されてはいるが、いまだ改善が十分とはいえない。今後、さらに障害者雇用率の達成に努め、その職域・雇用の拡大を図るとともに、職業紹介の強化、さらには第三セクター方式による企業の育成に努めることが望まれる。

また、障害者の自立には、職域・雇用の開発の推進、職業訓練・準備体制の整備、社会生活指導に関する援護措置、補装具・福祉機器の開発、職業的側面を含め自立を支える地域社会の体制の整備、社会啓発などが必要とされる。これらについて教育・福祉・雇用に携わる者が密接な連携を図ることを強く望みたい。

第5節 開かれた学校と管理・運営の確立

(1) 学校の活性化のための新しい課題

生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放することは重要である。また、情報化・国際化をはじめ今日の社会・経済などの変化は著しく、こうしたなかで新たな要請も生じている。これらの要請に対応するため、学校を地域社会の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域社会の協力関係を確立する。

ア. 地域社会の共同の施設としての観点に立って学校施設の開放を進めるとともに、学校とその他の教育機関が全体として有効な役割分担と緊密な協力関係を有し、発展することができるよう、地域の教育機関全体の効果的なネットワークの形成を図る。

イ. 学校は、家庭・地域社会などに対して努めて開かれたものとし、その教育について理解を得るようにするとともに、家庭・地域社会の建設的な意見を

その運営に反映させるなどしてそれらとの連携を密にし、その教育力の向上にさらに努力する。

ウ. 情報化などに地域社会として積極的に対応するとともに、地域における生涯学習、情報活動の拠点として学校の施設・機能の向上とその有効な活用を推進する。

エ. 国内・国際間の交流の進展するなかで、異なるものを受け入れ、理解を深める観点から、教育・指導を含め学校の取組の改善を図る。

オ. 教育委員会は、以上のような新しい課題を積極的に受けとめ、施設管理の在り方をはじめ適正な学校の管理・運営を図る。また、校長は、教育委員会と連携し、円滑な学校の管理・運営の確立に努力する。

① 従来いわれてきた「開かれた学校」は、学校施設の地域社会への開放というような比較的狭義の意味でとらえられがちであった。しかし、これから「開かれた学校」の在り方は、単なる学校施設の開放という範囲をこえて、学校施設の社会教育事業等への開放、学校の管理・運営への地域・保護者の意見の反映等をはじめとする開かれた学校経営への努力、学校のインテリジェント化の推進など学校と他の教育・研究・文化・スポーツ施設との連携、自然教室、自然学校等との教育ネットワーク、国際的に開かれた学校などへと、より広く発展するものと考えられる。学校の管理・運営についてもこうした「開かれた学校」にふさわしい在り方が模索されなければならない。

② 公立の小学校、中学校、高等学校等の施設は、地域社会の共同の財産であり、その施設が空いている場合、これらの施設を可能な限り社会教育事業等のために活用することを一層積極的に推進する。このため、学校、教育委員会はこれらの施設の時間帯別、目的機能別の効率的な利用が円滑に行われるよう、積極的に創意工夫を行う。また、学校が図書館その他の教育・文化施設と有機的な

関係を有しながら発展することができるよう、地域の教育機関全体の効果的なネットワークの形成を図る。

- ③ 学校・家庭・地域社会は、児童・生徒の立場を中心としてその責務と役割を果たすため、本来の機能の充実を図るとともに、有機的連携、相互協力に努力する必要がある。このため、学校は教育方針等について、保護者に積極的に説明するなど十分な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努めるなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない。
- ④ 生涯学習・生涯スポーツの推進に対応するには、学校施設も含めて地域社会の教育・研究・文化・スポーツの施設を共同の財産として有機的に活用することが必要である。このため、第1章で述べたように地域の状況や施設の特性に応じインテリジェント化を進め、学校についても住民の活用できる範囲と活用時間の拡大を図る。
- ⑤ 異なるものに関心をもち、理解し、これを受け入れ、相互の交流を深めることは、国内的、国際的に流動性の高まる時代において重要な課題である。

こうした異なるものについての理解を深めることは、例えば、いじめ問題の解決や、帰国子女・外国人子女の受け入れの円滑化にとって有用なだけでなく、さらに自己認識を深めるとともに、その活動の場を拡大する。こうした意味で学校教育、学校の管理・運営は外に対して、あるいは異なるものに対して開かれたものとなる必要がある。

(2) 自然学校の推進

情報化・都市化が進み、自然の中で相互に切磋琢磨する機会が失われてきて いる。このような現状にかんがみ、今後、児童・生徒が都市生活を離れ、自然環境の中で生活をする機会を増大させ、その生命力、活力の維持・向上、心身

の健康の増進、生命や自然への畏敬の念や豊かな情操の涵養を図るとともに、自然体験学習、集団生活、都市と農山漁村との交流、多様な地域文化との触れ合いなどを飛躍的に増やしていく必要がある。このため、学校教育全体の中で「自然学校」を積極的に推進する方策を検討する。

また、農山漁村の児童・生徒が都会での生活体験をもつことのできるよう、相互の交流を拡大する。

本審議会は、人格形成、健康教育、德育、教育環境の人間化などの観点から、第一次答申、第二次答申において、自然環境の中で児童・生徒の心身を鍛える機会を拡大する必要性とその意義について強調した。この観点から、現在の「自然教室」の実施期間を長期化し、実施対象を飛躍的に拡大する方向で、過疎地域等の廃校となった校舎や不用となった公共施設等の利用も含めて、自然学校のために利用する施設や自然学校における体験学習、集団生活、教育の方法、費用負担、さらには学校教育全体の中での位置付けなどについて検討を行う。この際には、学校、教育委員会等の自主的判断と創意工夫ができるだけ生かされるよう配慮する。

(3) 学校の管理・運営の確立と生徒指導の課題

初等中等教育の諸学校の管理・運営の改善については、第二次答申において提言し、その趣旨の実現に向かって各方面において取組がなされているが、さらに上記(1)、(2)の視点を踏まえつつ、次の諸点に留意して学校の管理・運営の確立と活性化を図る。

ア、校長は、学校の管理・運営の直接の責任者として、教育委員会等と密接な連絡をとりながら、地域社会全体の教育力の向上の中で、学校教育がその目的を十分に達成できるよう、その職務の円滑な遂行に努力する必要がある。

イ. 教育委員会は、学校の管理・運営に対する重い責任を自覚し、校長の意見を積極的に汲み上げ、適時適切な助言や援助を行うことはもとより、保護者や地域社会の意見を適切に学校の管理・運営に反映できるよう努力する。

ウ. 教員に対するカウンセリングを含む援助組織を整備するとともに、これに関連する福利厚生の充実に努める。

エ. 経済・社会・文化の構造的な変化の中での学校と社会との新たなかかわり方の中で、飲酒、喫煙、薬物の問題への対応や性に関する問題は今後重要性を増していくと考えられる。これらの問題については、生命の尊厳を基盤として、教育環境の人間化や健康教育の観点から学校教育全体として積極的に取り組み、適切な生徒指導が行われるよう努力する。

① 校長は、学校の直接的責任者として重大な責務を有している。第二次答申では、校長が適切にその職務を遂行し得るよう、校長の指導力の確立の方策を提言した。しかし、最も重要なことは、幅広い人間性、教員として長年にわたる教育活動の蓄積や自己研鑽等を通じて得られる高度の職務遂行能力、そしてそれらを基盤として得られる信頼感である。校長には、今後とも信頼感を高めつつ、その職務に邁進することを期待したい。

また、学校においては、教員とともに事務その他の校務に従事する職員も重要な役割を担っており、今後さらに校長、教員、事務職員等が一体となって円滑な学校の運営がなされるようにする必要がある。

② 教育委員会は公立学校の管理者であるが、一部には、学校の管理・運営を校長まかせにして問題が生じてはじめてその対策に取り組む遺憾な事例がみられたり、また、学校自体にも組織体として運営する意識の薄い例もみられる。教育委員会においては、関係者の学校経営に関する意欲と資質の向上に努めるとともに、学校経営に関する校長の意見や悩みなどを積極的に汲み上げ、これに

対する適切なアドバイスや援助を行う。

また、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し、積極的な協力・援助を行うよう努めるべきである。

③ 教員の言動は、何げない所作も含めて、児童・生徒に大きな影響を与えることが少なくない。この意味で、教職は、成長途上の児童・生徒を対象とする緊張度の極めて高い職業であるので、教員の心の健康とそれにかかる疾病の問題などに関するカウンセリングを含む援助組織を整備するとともに、健康管理部門を含む福利厚生施設の充実に努める。

④ 健康教育については、第二次答申において、生命の尊厳、生きることの意義を基盤とし、単に生物学的、身体的観点からだけでなく、今後は、とくに心の健康を含め、長期化する人生の全生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるよう、心身の健康の増進とそれに関する教育を重視する必要があるとして、その充実方策について提言を行った。

最近の児童・生徒をみると、その体格の向上、性的成熟の加速はめざましい。また、社会環境も急激に変わっている。こうしたなかで、性に関する悩みをもつ者や問題行動を起こす者も少なくない。学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、性に関する科学的理をもたせるようにするとともに、人間尊重を基本として好ましい人間関係がもてるよう、家庭や関係機関との連携・協力を図りながら積極的に取り組む必要がある。

また、飲酒、喫煙、薬物（麻薬、覚せい剤、シンナー等）の問題の指導についても重要視すべきであると考える。

これらに関する指導は、従来ともすれば非行対策の観点からとらえられがちであったが、今後は関係機関がその防止に積極的に取り組むだけではなく、健康教育という観点から、科学的な心身の知識について理解させるとともに、自分自身の人生やその基盤となる健康についての認識を深めさせるよう、教育・指

導の改善に取り組む必要がある。

⑤ なお、上記の審議過程において、長期にわたる病院入院者については、さらにその心身の状況に応じて適切な教育が受けられるような措置を講じる必要があるとの意見があった。

また、教護院・少年院の入院者については、その者がすみやかに学校や社会に復帰し得るよう、関係機関の連携の強化を図るべきであるとの指摘があった。

これらについて関係機関はそれぞれさらに改善・充実を図るよう希望する。

第6節 通学区域

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度である。しかし、この制度の実際の姿については、その本来の趣旨にもかかわらず、就学すべき学校について、事実上単なる機械的、硬直的な指定となり、選択の機会に対する配慮に欠ける状況がみられる。このことが学校教育の画一性、硬直性、閉鎖性と子どもの自主的精神・個性の伸長を妨げていることなどの一因となっていると考えられるので、法令上の措置の必要性の検討を含め、その在り方を見直す必要がある。

ア. 現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、各教育委員会が地域の実情に即し、可能な限り、子どもに適した教育を受けさせたいという親（保護者）の希望を生かすための工夫を行う方向で改革するとともに、様々な改革プログラムの総合的検討を進める。

イ. 学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、具体的には、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきである。

ウ. 通学区域制度の見直しと学校選択の機会の拡大については、国や教育委員会の全国的組織等が一定の方式を定め、全国一律に採用するというような画一主義を排し、あくまで市町村教育委員会がそれぞれの地域の歴史や実情、住民の意思を最大限に尊重しつつ、自主的判断と主体的責任に基づき進めるよう十分に配慮する。

① 公立小学校・中学校の通学区域制度の改革は、入試の改革、教育委員会の活性化、教員の資質向上など本審議会が提言している他の諸改革の進展状況およびそれに伴う社会意識、環境条件等の変化を考慮しつつ、長期にわたって漸進的に推進されるべき課題であるが、当面、教育の機会均等、教育水準の維持の要請との現実的調和を図りつつ、漸進的、分権的に、様々な方法で学校選択の機会を可能な限り拡大することにより、児童・生徒の教育を受ける権利と親の教育上の権利を保障する方向を目指すことが実際的であると考えられる。

② 学校選択の機会の拡大を進める場合には、反面において、学校間格差の発生、学校と地域社会の結び付きの弱まり、地方教育行政における財政面、人事面での混乱などの問題点も指摘されているので、これらに十分配慮しながら、地域の実態の多様性に応じた改革を行う必要がある。

③ このような改革の趣旨が生かされるためには、父母、子どもが入学したいと思うような魅力のある小学校・中学校が、多様な形で現実に用意されていることが基本である。

また、学校は、その教育方針等について、父母に積極的に説明するとともに、地域住民や父母の意見を学校の運営に組織的に反映する制度や方法を工夫したり、学校の地域開放を進めるなど、相互の協力関係を作り上げる努力も大切である。

④ 通学区域制度の在り方の問題は単なる教育行政の事務手続上の問題ではなく、

義務教育の在り方や教育を受ける権利を保障する仕方等の学校教育の基本問題と不可分に結び付いている問題であるという認識に立って、今後引き続き見直しと改革を進めていく姿勢が必要である。

第7節 塾など民間教育産業への対応

(1) 民間教育産業の新しい役割

21世紀に向けての展望のなかで、多様な民間教育産業の新たな発展とその新しい役割や影響を認識し、その基本的な在り方を検討していく必要がある。

ア. 学校教育ならびに教育行政は、大学、高等学校、中学校等従来からの学校に在学している児童・生徒・学生の多数が、一方で多様な民間教育産業の教育サービスをも受けているという、いわゆる「ダブル・スクール現象」の実態を踏まえるとともに、それを通じて現在の学校教育の在り方を反省し、学校教育の改革に生かすよう努力すべきである。また、学校と塾など民間教育産業の関係のあるべき姿や教育行政の対応の仕方等についても、基本的な検討を行うべきである。

イ. これから高度情報社会、高度知識社会への長期展望のなかに民間教育産業を位置付けてみた場合、その成長・発展の可能性ならびに望ましい発展の方向はどのようなものなのかを、教育における民間活力の導入との関連も含めて、長期的な教育産業政策の観点から十分慎重に検討する必要がある。

ウ. 本審議会が第二次答申において提言した「生涯学習体系への移行」、「21世紀のための教育体系の再編成」、とくに「新しい柔軟な教育ネットワークの形成」の中に、民間教育産業の役割・機能分担をどう積極的に位置付けるべきか、そのためには民間教育産業の側でどのような体質改善や対応が迫られるかを検討する必要がある。

放送・出版・新聞・コンピュータ・教育機器・各種ニューメディア等による教育情報の提供事業、様々な形態の職業教育、通信教育、文化教養講座、予備校、学習塾、お稽古事塾などの民間教育産業の発展の背景としては、所得水準の向上や自由時間の増大により、人々が職業のための手段としての学習のみならず、学習活動それ自体を楽しもうとする傾向が増大し、学習活動への関心が高度化、多様化してきていることが挙げられる。

本来、義務教育の学校においては、生涯にわたり積極的に自己実現を図るための基礎・基本を共通に修得するという考え方が重視されており、また、個性、能力、適性等が多様な児童・生徒を抱えていることを考えれば、過度に高度で個別化した内容の教育を求めるこには自ら限界がある。一方、今後の社会の成熟化等の進展と生涯学習志向の高まりとを考えれば、国民が多様な教育を選択的に求めていく傾向は、ますます強まるものと考えられ、その結果、公教育では対応し得ない個別の学習需要に対して、民間教育産業の柔軟な発想による多様で創意にあふれた教育サービスの提供が増加することとなる。

これからの教育行政ならびに教育関係者は、従来のように「学校」の中だけに関心を集中するのではなく、広く民間教育産業の在り方や学校教育との関連について本格的な検討を行いながら、21世紀に向けての教育の在り方を引き続き検討していく必要がある。

(2) 正確な実態把握と情報提供

各教育委員会をはじめ教育行政当局は、民間教育産業の実態を正確に調査、把握するように努め、その実態と問題点に関する情報を各学校、家庭、地域社会に提供することにより、教育関係者の認識を深め、判断力の向上に資するとともに、問題点の克服に努めながら、民間教育産業と各学校、家庭、地域社会

との適切な新しい関係が形成されていくことを間接的に促すよう対応すべきである。

塾など民間教育産業に対しては、いわゆる規制論があるが、民間教育産業が私教育の分野であることから、行政的な規制を加えることには慎重であるべきである。

また、民間教育産業の発展は、国民の高い学習意欲、向上心、高度で多様な教育への要請の現れという面もあることを認識し、このような国民意識を適切に生かしていくという視点が必要である。

したがって、行政の対応としては、まず、塾など民間教育産業の実態と問題点に関する的確な情報を提供することにより、問題の早期発見と解決に資するよう積極的に努力するとともに、広い視野に立って、子どもの総合的な教育環境と教育ネットワークの在り方を考える必要がある。

また、とくに、行き過ぎた学習塾通いが及ぼす子どもの心身の健康への好ましくない影響などについては、適切な助言を家庭や学校、塾関係者などに行うことも大切である。

(3) 学習塾通いの過熱化への対応

小学生・中学生の学習塾通いの過熱化については、子どもの心身の発達への悪影響など弊害が多いので、その克服のため真剣な努力を払う必要がある。

したがって、学校、家庭、学習塾、地域社会、教育行政など関係者の間で相互に連絡を密にしながら、とりわけ入試の改善、学校教育の質の向上、子どもの健康の重視と学校開放の促進、親の自覚と家庭生活の充実等の諸点につき必要な改善努力を行うことが望ましい。

学習塾は、広範な民間教育産業の一環と考えることができるが、現在のような学習塾をめぐる過熱した現象については、入試の在り方や学校教育そのものに内在する諸問題と深い関係がある。したがって、現在の学習塾等の発展には、病理現象として見るべき面と必ずしもそうでない面とがあるが、とくに、入試合格を主たる目的として、そのための特別の受験指導に過度に集中する一部の進学塾をはじめとする学習塾通いの過熱化については、大局的に考えれば、受験競争の激化、子どもの心身の発達への悪影響、一部の学習塾に見られる営利本位の経営姿勢の表面化など好ましくない面が多い。したがって、学歴社会の弊害のは正、生涯学習体系への移行、教員の資質向上等のための諸施策の実施に取り組みつつ、とりわけ次のような諸点につき必要な改善努力を行うことが望ましい。

(ア) 学習塾の中でも、とくに入試合格を主たる目的として特別の受験指導に専念する一部の進学塾が存在している根本的な理由が、現行の入試制度や入試問題の内容等にあることから、入試の抜本的改善をさらに真剣に進めることが重要である。

なお、一部国立・私立の中・高等学校の入学試験にみられる難問や特別の訓練を受けなければならないような出題をなくすことが必要であり、関係者の自肅が望まれる。

(イ) 学習塾への通塾の背景には、学校教育の現状への批判が存在していることも注目し、学校教育の質の向上・改善に一層真剣に努力する必要がある。

このため、教育条件の改善に努めるとともに、学校は児童・生徒の実態に応じて、その必要があると判断される場合には、教師としての使命感に基づき、補習授業等の補充指導にも積極的に取り組むという真剣な姿勢が求められる。また、子どもの教育問題について、親が気軽に相談でき、学習の仕方や進路等についての種々の悩みにこたえられるようにする必要がある。

(ウ) 過度の通塾が、伸び盛りの子どもの心身の健康な発達に与えている深刻な影

響について、できる限り広範にデータを収集・分析することが重要である。また、スポーツ、自然学校等自然との触れ合い、子ども同士の遊びなどに十分な時間が割けるよう、総合的な施策を展開するとともに、とくに、学校開放を飛躍的に進め、学校を子どもたちの遊びと健康のオアシスに変える努力が期待される。

- (1) 子どもの勉強は、詰め込みではなく、自発性が大切であり、親はこれを涵養することが必要である。また、子どもの心身を育む基礎である日々の家庭生活の大切さに改めて思いを致し、その充実に努める必要がある。
- (オ) 学習塾の中には、塾への高い需要を利用して、行き過ぎた営利主義に陥り、教育機関としてのモラルを失って、誇大宣伝、学校への不信感の醸成、子どもへの十分な教育的配慮を欠いた運営などを行っている事例がみられる。関係者の自肅・自戒を強く望みたい。

第3章 高等教育機関の組織・運営の改革

本審議会は高等教育に関し、第一次答申においては、主として大学入学者選抜制度の改革について提言し、第二次答申においては高等教育の内容を中心に、一般教育・専門教育の充実、高等教育機関の個性化、多様化と相互の交流、大学院の飛躍的充実、基礎的研究の推進、大学の評価と大学情報の公開、大学と社会の連携の強化、国際交流の活発化などについて提案を行った。これらの答申において提示した高等教育機関の今後の在り方を裏付け、期待される機能を十分に発揮し得るための基礎的条件として、高等教育機関の組織と運営ならびに財政の問題は極めて重要であり、改革・改善を要する事項が少なくない。組織・研究体制の見直しを進めつつ、高等教育財政の現状を抜本的に改革し、高等教育の経済的基盤の整備を図ることは、緊要な課題である。

第1節 高等教育財政

我が国の高等教育は、私学依存の比率が高いため、その財政の現状をみると、公財政支出において十分ではない。高等教育の質的向上を図るために、高等教育の在り方を見直しつつ、公財政支出の一層の充実が不可欠である。同時に、高等教育機関への資金の多元的導入を促し、その自主的な財政基盤を強化し、充実する必要がある。

- ア. 公財政支出の一層の充実に当たっては、配分の適正化、重点的・効率的支出に努め、ことに、①基礎的、創造的な学術研究の振興、②外国人留学生の受入れ、学術の国際交流など国際性の発展にかかる諸活動、③大学院の充実とその活性化等の諸課題に重点を置く。

- イ. 私学振興は国の重要な責務であり、私立学校振興助成法に基づく経常費

補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る。

ウ．地域社会と高等教育機関との連携を深め、とくに地域の大学等と地方公共団体が、財政的にもそれぞれの発意により、協力関係を実現し得る方策を講ずる。

エ．高等教育機関に対する寄附金の増大を促すため、国・公立大学等および私立大学等のそれぞれにかかる寄附受入れの諸条件を改善する。

オ．国立大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を發揮し得る条件を整備するため、予算、会計の弾力化を図り、各大学に諸種の自己基金や附置財團の設立を促す。また、国立大学資産の社会への開放利用ならびに土地信託など資産の活用を図る方策を検討する。

カ．高等教育経費に占める父母の家計負担は上昇傾向にあり、その軽減を図る必要がある。今後の高等教育の発展を踏まえ、育英奨学制度の在り方を改善し、その充実を検討すべきである。

① 我が国の高等教育の経費は、昭和57年度、総額約3兆5,810億円で、うち国庫ならびに地方支出金は、約1兆4,425億円（国立学校1兆154億円、公立学校1,237億円、私立学校3,033億円）、私学の支出経費は1兆6,194億円である。このほか、高等教育に関連する経費として、国からは科学研究費363億円、日本育英会事業費1,103億円が支出されている。政府歳出に占める教育支出全体の割合は、国際的にみて決して小さいとはいはず、国民経済計算ベースでの政府最終消費支出の中での教育目的支出の総額は、先進諸国の中でもむしろ大きい方である。しかし、この公教育費は初等中等教育に優先的に配分されており、高等教育費の割合は20%に満たない。高等教育に対する公財政支出の国民所得に対する最近3か年の平均比率は0.9%で、アメリカの1.5%、イギ

リスの1.9%、西ドイツの1.8%に比べて低いことを否めない。また、私立大学法人の帰属収入の最も大きな部分を学生生徒等納付金が占め、50.7%（短期大学では61.6%）に達することも留意を要するところである。したがって高等教育財政については、公財政支出の一層の充実が基本的に不可欠であり、その実現を図り、配分の適正化、重点的・効率的支出に努める必要がある。それとともに、不斷に高等教育の在り方を見直し、その質の向上に資し得るよう、柔軟な公財政支出の仕組みをより広く導入することが重要である。

② とくに、(ア) 基礎的・独創的および学際的な人文社会科学、自然科学研究の推進、共同研究体制の整備、学術情報システムの確立など学術研究の振興、(イ) 外国人留学生の受け入れ、学術の国際交流、国際共同研究への積極的参加など国際性の発展にかかる諸活動、(ウ) 高度かつ創造的な研究教育の場としての大学院の組織、施設、設備の充実とその活性化等の諸課題は、多くの公的財政的支援にまたなければならない。

③ 我が国の高等教育において、私立大学・短期大学等の占める比重は著しく大きい。その経営基盤が安定し、教育・研究が質的に改善されることは、我が国の高等教育にとって切実な課題であり、私学振興は国としても一つの責務である。私学助成は、私立学校振興助成法に基づいて運営され、私立大学等の教育研究条件の改善、学生の修学上の経済的負担の軽減および私学経営の健全性の確保に貢献してきたが、その充実、改善は今後力を尽くして取り組むべき、最も重点的な施策であるということができる。私学助成の充実に当たっては、経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、大学院の整備、外国人教員・留学生の受け入れなど今後比重を加えるであろう分野に配慮し、また特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を実現することが望まれる。

④ 大学は、市民の生活・文化の向上、生涯学習機会の拡大、地域計画の推進、産業の活性化など多くの面で、地域と協力し、社会に開かれるべき存在である。

他方、地域社会もまた大学に期待し、要望するところが少なくない。このような観点から、地域の大学、ことに国立大学と地方公共団体の協力関係について、財政的立場において地方財政法第12条の趣旨を踏まえながらも、それぞれがその発意によって、相互の協力を深め得る新たな方策を講ずる必要がある。当面、地方公共団体から大学への調査・研究の委託、寄附講座、研究施設等での相互の便宜供与、あるいは国、地方、民間の協力によるいわゆる第三セクターの活用等を推進することが考えられる。

⑤ 公財政支出の一層の充実とあいまって、大学が独自に、かつ主体的に、多元的な資金の導入を円滑に進め得る諸条件を整備することもまた緊要である。これらのうち、一般の寄附については、その手続が煩瑣で、制約が少くない点を改め、教育・研究に対する法人、個人からの寄附あるいは遺贈に係る税制上の措置の十分な活用および必要な改善が図られるよう検討すべきである。また公的な研究資金として、研究者の自由な発想に基づく研究の助成に貢献するところが大きい科学研究費補助金は格段に拡充し、その運営の一層の改善を図ることが望ましい。さらに、各省庁、特殊法人等の研究資金の大学への導入の拡大、民間研究奨学財團の発達を積極的に推進すべきである。

⑥ 国立大学の経理の取扱いは、一般行政組織と同様財政関係法規のもとで規制されており、個々の大学の自主的裁量に限界がある。大学の活性化のためには、大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を發揮し得る条件を実現することが必要である。当面具体的に検討すべき事項として、

(ア) 研究経費等の支出の弾力化を促すため、国立学校特別会計における予算科目の弾力化、繰越しに対する規制の緩和ならびに円滑な執行の確保等

(イ) 奨学寄附金、受託研究、共同研究が制度の趣旨に即して、より弾力的、機動的に運用し得るよう手続等の改善、寄附採納の取扱い等の一層の弾力化

(ウ) 教官当積算校費、学生当積算校費の拡充

(I) 事務の電算化、行政財産、物品、債権管理にかかる手続の簡素化、その他経理規則上の事務手続の簡素化、弾力化
(オ) 上記にかかる学長の裁量権の拡大等が挙げられる。

さらに、各国立大学に自主財源を確保し、それを大学独自に運用し得る道を開くため、それぞれの大学の教育・研究活動を援助する附置財團ないし各種の基金の設立を促進するよう措置すべきである。

⑦ 国立大学に属する国有財産の適切な在り方を不断に見直し、その資産活用を積極的に図る。土地信託の制度の利用も一つの方法である。また、資産活用の結果得られる収入については、国立学校特別会計にこのための基金を設けるなど、適切な運用について検討する必要がある。

⑧ 昭和59年度、大学（4年制、昼間部）に学ぶ学生の学費の平均は約67万円、生活費65万円で合計約132万円である。国・公・私立大学別にみると、学費については私立大学が約77万円、公立大学が37万円、国立大学が34万円、生活費についてはそれぞれ約65万円、59万円、68万円で、大学入学時における入学金、施設設備負担などの諸経費を含めれば国公・私の学生負担経費の格差はさらに大きい。一方、その調達状況をみると、家庭からの給付が約104万円、アルバイト収入が約26万円、奨学金約7万円で、家庭からの給付は私立大学が約115万円、公立大学が66万円、国立大学が73万円と、私立大学学生において最も大きい。最近10年間、大学生の学生生活のための経費の伸びは、家計消費支出の伸びを上回っており、高等教育に要する費用が、家計の圧迫要因となっていることを否めない。

我が国の場合、高等教育費に占める学生納付金の割合は30.6%であり、ここに私学において高率であることは上述のとおりである。授業料をどのように考えるかについては種々の立場があるが、受益者負担の原則のほか、高等教育の

社会的効用、大学在学中の機会費用、父母の家計負担能力、さらには教育の機会均等、生涯学習の普及、高等教育の国際的開放、高度化する社会への人材の育成、供給などの総合的観点を排除することはできないであろう。

学生生活費、授業料等学納金を補うものとして重要な役割をもつものは育英奨学制度である。この制度はまた高等教育への資金導入の一つの経路として意義がある。日本育英会による奨学制度を充実し、その在り方を検討するとともに、地方公共団体および民間の育英事業をさらに育成、発展せしめる方策を講じなくてはならない。大学院の飛躍的充実のためにも奨学制度は重要であり、優れた博士課程学生については給費制度を導入する必要がある。

第2節 大学の組織と運営

(1) 大学における自主・自律の確立

大学が一個の組織体・経営体として自ら教育・研究に関する政策を決定し、それを踏まえて、自由な気風と厳しい自己評価のもとで、優れた教育・研究活動を進め、創造性を發揮することは今後ますます重要である。また多彩にして個性的な高等教育の発展のためにも、大学の組織・運営における自主・自律体制の確立は不可欠な要素である。

ア. 国立大学については、広義の国家行政組織としての位置付けが、しばしば瑣末な点に至るまで硬直的に作用し、その在り方が、ややもすれば画一化し、個々の大学の自発性が制約されている。これを改め、管理・運営の自主的責任体制を確立し、学長、学部長等のリーダーシップの発揮に努める。それとともに、教授会、評議会などの合議制審議機関が大学自治の中心を担うものとして尊敬に値する良識を備えることが要請される。

イ. 私立大学は私的発意によって設立され、独自の建学の精神および学風を備

える高等教育機関であり、その特性を発揚し、自由な教育・研究活動を展開することが望まれる。大学運営の面では、学長を中心とする教学の管理運営組織と合議制審議機関としての教授会がそれぞれの責務を明確にし、教学側と理事会が協調して、大学を含めて学校法人が一体として、社会的責任を果たすべきである。

ウ. 公立大学は地方公共団体および当該地域社会と密接にかかわる。その教育と研究を社会に開かれたものとし、地域社会の発展に寄与すべく、斬新な構想を展開することが期待される。

① 大学は学問を中心とする自主的な知的組織であるが、社会から超越・遊離して存在する組織ではなく、ここに人類社会に様々な変化が予想され、人類の未来を切り開く上に切実な諸課題が山積している状況下にあって、大学は事態を的確にとらえ、展開を予想し、またこれに対応し、あるいは警鐘を発する役割を担う。創造を介して新たな可能性をもたらすことも大学の本質的な機能であり、その公共的責務は極めて重いといわなければならない。社会は、大学が自らの機能を積極的に発揮し、その歴史的・社会的責任を負っていくことを強く期待しているのであり、大学は自主的・自律的に自己を運営して誤らない義務を負う。

② 国立大学はその財政の基本的部分を国費によってまかなわれ、国が必要とする教育ならびに学術研究を直接に担うものであるから、国の教育政策および学術政策上の要請に応じ、公共的貢献に努めることは当然である。それゆえ、国の教育行政を担当する文部省が、国立大学の管理運営に一定の指導助言を果たし、それについて責任を負うことも当然としなければならないが、それに伴い、大学の組織・運営の基幹をなすところの組織計画、予算編成および執行、資産管理ならびに職員人事等においては、各大学の自由度・自主性は限定されてい

るといわざるを得ない。このような体制が、国立大学間の格差の縮小、その均等的整備に資してきた側面を閑却することはできないが、大学の個性を奪い、自発性を減殺したことも事実である。今後は各大学の責任の裏付けのもとに、大幅な規制の弾力化を進める必要がある。

これに応じ大学においては、その自由度を拡大する条件下で、自主・自律的な運営に努めることが重要であり、学長を中心とし、全学に支えられた責任ある執行部の指導性の確立、評議会を場とする大学としての意思決定手続きの合理化、それぞれの担当する専門分野、教育領域について、教育内容、カリキュラム、教育方法、研究の在り方など教学の根本にかかわる事項に取り組む教授会の活性化が切実に求められる。

③ 私立大学の沿革、規模、性格は多彩であり、そこに私立大学の特色がある。それゆえ、その管理運営の在り方も一概に律することはできないが、一般に学長を中心とする教学の管理運営組織と合議制審議機関としての教授会の相互の役割分担の明確化と協調が重要であろう。また私学の場合、理事長・学長の各自の権限と責任、理事会の位置付け、理事会と教学の関係等が適切に機能し、大学を含めて学校法人が一体として自主・自律の精神のもとに、歴史的・社会的寄与を果たすことを期すべきであると考えられる。私学において設立の發意、建学の精神が尊重されるべきは当然であるが、学校法人として社会的に承認され、大学を経営することには大きな公的責任を伴うのであり、理事長および理事は、評議員会、監事の果たす役割に十分配慮しつつ、教学側の意思を可能な限り尊重して大学の経営に当たることが望ましい。教授会は大学全体の自治を前提とし、建学の精神を踏まえつつ、その責任を果たすことが望まれる。この間にあって学長の責務と機能はとくに重要であり、理事長および理事会と協調しながら、教育と学術にかかわる政策を具体的に実現すべく、リーダーシップを發揮することが期待される。

④ 公立大学は規模、種類も様々であり、また設置者である地方公共団体との管理上のかかわり方もまた必ずしも一律ではない。しかし、地域社会に対する大学の役割、高等教育に対する地方公共団体の関心と相互の関係に新たな展開が進みつつある状況下で、公立大学の在り方について検討の必要があり、そこに多くの可能性を見出しえると考えられる。その場合にも公立大学が大学として自主・自律的な自由と責任とを備えるべきことは当然である。

(2) 教員と職員

教員は大学の教学の中心を担うものであり、教育・研究に深い情熱と高い能力を併せもつ、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本問題である。また職員は、教育・研究の遂行および大学の経営上不可欠の要員であり、その資質の向上と組織の改善は今後の大学の注意を払うべき課題である。

ア. 教員に広く人材を求めるため、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める。教員の選考に当たっては大学が公正に判断し、責任を尽くすことが望まれる。

イ. 人事の閉鎖性を排除し、その流動性を促すべく、教員に任期制を導入し得る道を開く。その際、待遇、研究条件等について検討する。

ウ. 研究者養成、後継者育成の在り方について積極的な施策を進める。その際、ポスト・ドクトラル・フェローの制度化と充実、助手の職務内容、待遇、職名等について検討する。

エ. 大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望まれる。

オ. 教育・研究の活性化のためには、事務組織の再編成、機能の改善が必要であり、また職員の体系的、専門的な研修を充実してその資質の向上を図る。

① 大学教員の本務は教育・研究にあるが、管理運営への参加、社会的活動等もその任務であり、所属大学のみでなく国内的・国際的に協力を広げることも必要である。対学部学生数当たり十分な教員が確保され、その専任充足率が向上することはもとより重要であるが、大学における教員の配置に当たっては、大学院、研究所等における要員に配慮し、さらに教員の多面的任務を視野に置くべきである。教員の適格条件については、最近弾力化が進められつつあるが、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう、さらに措置を進めることが望まれる。

② 教員の選考、採用は大学の死命を制する事柄であり、当該教授団の見識と力量を問われる課題である。広く人材を求め、公正に判断し、責任を尽くすことに努めなくてはならない。教員の出身大学比への配慮、選考に当たり学外有識者の意見を徴することなども検討に値しよう。

③ 我が国の大学の場合、人事がややもすれば閉鎖的であり、身分保障に安住して活動が停滞し、大学間および大学と社会の間での流動性が乏しいきらいがある。大学教員が安定した条件下でその任務に専念し、かつ積極的に活動を高め、資質を発展せしめることは重要であるが、一部に任期制を導入し各大学がそれを採択し得る道を開き、不斷に活力を新たにする必要がある。また、契約任用制についてもその実現について検討する。ことに、助手、講師層の若い教員においては、その流動性を保ち、多くの者に機会を与えるよう配慮することが必要であり、また助教授、教授についても任期制、契約任用制を併用し得る措置を考慮すべきである。これらの制度の導入に当たっては、待遇、研究条件等について検討する。

④ 大学等における研究者養成、後継者育成の在り方には改善を要するところが少なくない。その事情は、各学部、専門分野によって相違があり、必ずしも一律に扱うことはできないが、大学院の整備充実とあわせてポスト・ドクトラル

・フェローの制度化を進め、関連して助手の在り方、ことにその職務内容、待遇、職名等について検討する。

⑤ 教員の評価については、大学の自己評価の一環として、大学自身が教員の教育・研究上の活動、業績の評価に積極的に取り組み、教員の資質の開発向上（ファカルティ・ディベロップメント）に努めることが望まれる。この場合、専門家集団としての各種学会、研究会等学術団体の果たすべき役割もまた重要である。

⑥ 大学の職員はある意味ではすべて専門職であり、大学という独特的の使命と機能を有する組織体を、教育・研究を充実ししかも一個の社会的存在として経営していくためには、職員に高度の知識、経験、研修が必要である。この点から考えると、大学の職員の待遇、養成、研修等について新たな視野の開発が望まれ、例えば大学院修士コースに大学経営、大学管理の分野を置き、あるいは大学職員に経営的視点も加味した、体系的、専門的研修の機会を設ける必要がある。

事務組織は経営体としての大学を支える重要な存在であり、大学の教育・研究の活性化のためには、事務組織の合理化、その機能の改善が不可欠である。ことに国立大学の場合、上意下達、法令墨守的な体質を抜本的に改め、事業体としての活力を与えることが指向されなくてはならない。例えば、諸経理事務、財産・物品管理、人事管理等の扱いの大学機能の本質に即した弾力化・簡素化を図り、また職員人事に大学の責任者としての学長の意向が十分反映される仕組みを実現すべきである。

大学における職員の位置付けおよび事務組織の在り方を正しく発展させるためには、教員の意識もまた重要である。教員と職員の間に相互に尊敬と協力の関係が育成されなくてはならない。

(3) 開かれた大学

大学は自主・自律の精神を堅持する一面、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。

ア. 大学が社会各層や地域社会の大学に対する意見や要望を徴し、また大学に対して社会の理解と支持を求めるため、学外者の参加を得た諮問の機関ないし組織をもつことは有意義であり、その設置と活用を積極化することが望まれる。

イ. 生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きい。公開講座、市民講座等への協力、大学諸施設の市民への開放、大学への社会人の受入れ等を積極化する。

ウ. 情報システムの普及において大学はその重要な要素であり、それに対応する体制を整備する。

① 大学が教育・研究を充実し、社会的な使命を果たしていく上で、地域社会や社会各層の意見を徴し、また大学に対する社会の理解と支持を求めるため、学外の有識者等の参加を得た諮問の機関ないし組織をもつことは有意義であり、国立大学にあっては参与会、また学校法人においては評議員会等がその役割を果たしているところが多い。しかしさらにその普及が望まれ、運用についても改善が必要であると考えられる。また、地方国立大学の場合、地方公共団体との間に協議の場を設け、地域の要請を受けとめるとともに、相互の交流疎通を図ることを検討すべきであると思われる。

生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きく、公開講座、市民講座等を通じての市民への学習機会の提供、図書館、体育館等諸施設の社会的開放、学部レベル、大学院レベルへの社会人の受入れ、出版活動、新しいメディアの活用等、生涯学習への協力、関与を一層積極化することが要請される。

さらに情報システムの高度化に伴い、情報の受容、情報の発信において大学の占める立場は重要性を加える。大学諸施設のインテリジェント化を進め、それらをも含めた対社会活動が大学の当然担うべき日常の機能として定着、発展していくための諸方策を推進しなければならない。

第3節 大学の設置形態

我が国の大学は設置形態上、国立大学、公立大学、私立大学に分けられる。それぞれは固有の歴史的背景と特色を備え、ますます多様化する社会的要請に応じて機能しているということができるが、各々がさらに組織・運営の改善・改革に努めて内容を充実するとともに、格差を解消し、相互の交流を密にして、全体として高等教育の発展を図らなければならない。

ことに国・公立大学については各大学の自主・自律体制の確立、教育・研究の特質に応じた柔軟・活発な運営が求められ、そのため現行の行財政的諸規制の大幅な緩和、弾力化が必要である。さらに将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な検討を加え、るべき大学の在り方、それにかかる国の関与の仕組みを創造することが望まれる。国および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

① 大学の設置形態は、国により、時代によって種々の類型があり、必ずしも一律ではない。しかし、その焦点は大学の組織・運営に対する公権力の関与の在り方と大学自治の関係、ならびに大学に対する公財政の支持の程度にあり、一般には、大学の社会的効用、公共的使命に対する公財政的援助と大学の自主性、自律性との調和が、望ましい設置形態の課題であるということができよう。我が国の場合には、学校教育制度発足以来約一世紀の間に、歴史的な沿革のもとに、国立、公立、私立の諸形態が併存して発展を遂げ、それぞれの特色を發揮

している。この在り方は、基本的に、多様な発展の可能性を含む、それ自体として柔軟な構造であり、これを機械的に一律化する必然性は乏しいと考えられる。ただし、設置形態の差異に基づく格差や問題点は、高等教育全体の発展の視野のもとで、不断に是正の努力が払われるべきものである。

② これらのうち、国立大学については、その組織・運営に改革・改善すべきところが少なくなく、ことに各大学の自主・自律性の確立、社会に開かれた活動の展開の必要が以前から指摘され、現行の国立大学という設置の形態を改めるべきであるとする提案が各方面から行われている。本審議会はこれらの提案を受けとめ、国立大学に公的な法人格を与え、特殊法人として位置付ける可能性について具体的検討を重ねてきたが、国の関与の在り方、管理・運営の制度、教職員の身分、待遇上の取扱い、現行の設置形態からの移行の措置など、諸般にわたって理論・実際の両面にわたり考慮すべき事項が多く、その解決のためには、さらに幅広く、本格的な調査研究を必要とするという結論に到達せざるを得なかった。

③ したがって、当面まず、上述「高等教育財政」「大学の組織と運営」の節に指摘したように予算、会計、人事の弾力化、多元的な資金の導入、管理・運営の自主性の強化等、国立大学の制度・運用の改革を積極的に推進し、これに応じて文部省は瑣末にわたる直接行政的関与を改めるとともに、より政策的な機能をもつ官庁としての方向を目指すことが望ましい。

④ 現行の特殊法人の在り方は、それ自体としては「大学」に必ずしも適しないといわなければならないが、国立大学の特殊法人化の提案は、大学の自主・自律性を確立する上で有益な示唆を与えるものである。新たな特殊法人として大学にふさわしい形態を模索することは不可能ではなく、政府および大学関係者が、国民の付託に直接こたえ得るこの意味の新たな設置形態の創造のため、中長期的にさらに積極的な調査研究を進め、深めることを強く要請する。

第4章 スポーツと教育

スポーツ活動（レクリエーション活動を含む）は人間のもつ文化財であり、かつ健康・体力の維持・増進だけでなく、その教育的機能も含めて人間の一生に欠くことのできない基本的欲求の一つと考えられる。すなわち、スポーツ活動は、身体や精神力を鍛え、競争的あるいは克服的な楽しみを味わわせ、さらにスポーツを通じて友好と親善を図るなど社会的・国家的な交流を深める機能をもつ。また、スポーツは、他者とは公正な競争であり、味方との関係においては協同であり、したがってルールを守り、役割を分担して成立する。このような資質を養うことはスポーツ活動のみがもつ機能ではないが、この点でスポーツ活動は重要な役割をもっており、こうして得られた資質は、他の社会生活にも好ましい影響を与えるものである。

本審議会は、第一次答申において人格形成のための基礎・基本が大切であるとの認識から徳・知・体の調和ある発育、生涯にわたる自己実現の重要性を指摘した。さらに、さきの第二次答申においては21世紀のための教育目標として、①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人を掲げ、心と体の健康の重要性を指摘してきた。

高度成長の始まった昭和30年代半ばから今日まで振り返ってみると、科学技術の進展は日常生活の中の単純労働を減らし余暇をもたらした反面、日常生活の中にあった心身のトレーニング的要素をも激減させ、都市化と進学競争の激化は子どもたちから遊びと同時に仲間と共に生きる意識を減少させた。さらに社会の機能分化や労働の分業化、高度管理化に伴い精神的緊張が昂じていること、高齢化社会の進展に伴い生涯にわたる自己実現に対する意欲の高まっていること、などから国民の健康に対する意識は急速に高まっている。そして、来るべき21世紀を予測するとき、これらの流れはその勢いを増すことはあっても減ることは考えられない。

こうしたことを考えれば、21世紀におけるスポーツ活動はその重要性をますま

す高めると同時に、多様化もまた進むと考えられる。

心身の健康の基礎・基本を身に付けるべき義務教育段階においては、スポーツ活動を通じて仲間と一緒に仕事をする心を養い、汗を流すことの喜びを知ること、後期中等教育および高等教育においては生涯スポーツの重要性を理解し、その実践方法を身に付け、生涯スポーツの中でひとりひとりが健康で明るく一生を生き抜く力を身に付ける必要がある。

競技スポーツの在り方は、国民一般のスポーツの在り方と密接な関連をもつている。スポーツ活動はますます多様化するであろうが、スポーツは基本的に一つのものであり、競技スポーツにおける成果は国民一般、とくに青少年のスポーツに対する意欲をかきたて、スポーツ活動の普及・振興に好ましい影響をもたらすとともに、民族・社会の活力を増大させるのみならず、競技スポーツ選手の身体運動の医・科学的解明は幼児から高齢者までの行動体力と防衛体力の向上に積極的な貢献をもたらすであろう。

しかし、また、誤ったスポーツ活動が障害や危険をもたらすものであることも忘れてはならない。スポーツ活動もまた、その意味で適時性についての配慮と関係者の行き過ぎについて注意を払う必要があるが、これらの問題は指導者の資質を向上させることにより解決すべき問題である。

なお、こうした施策において、今後、とくに強調されるべきことは、国・地方公共団体、さらには民間の果たすべき役割的重要性と、スポーツと人間についての医・科学的、総合的研究の振興、スポーツ活動の意義・役割を明らかにする方策の推進である。

(1) 生涯スポーツの推進

個々人の生活環境やその健康・体力などに応じたスポーツ活動が容易に行えるようにするために、健康科学・スポーツ医学の研究の成果を踏まえながら、地

域社会・職域におけるスポーツ活動の推進のための施策を講ずるとともに、学校体育と社会体育の連携を図る。

ア. 障害者を含め幼児から高齢者までその心身の健康や発達段階・環境に応じたスポーツ活動ができるよう、スポーツプログラムの開発・研究を継続的に推進する。

また、生涯スポーツ、スポーツの生活化の観点から、学校体育の内容を見直す。

イ. 国は、国・地方公共団体のスポーツ施設の整備を促進するため、その整備基準を策定する。国においてはこれらの整備に資するため、財政その他において必要な援助措置を講ずる。

民間のスポーツ施設の整備を推進するため、国・地方公共団体は民間のスポーツ施設の維持・整備や空地等の開放について、税制上の優遇措置などを含め必要な支援措置を積極的に検討する。

ウ. 学校のスポーツ施設等については、地域社会の共同の施設であるとの観点に立って、その整備の在り方を検討する。

また、それら施設等の時間帯別利用が円滑に行われるよう、施設管理の責任の在り方、建築について工夫する。

エ. 一定規模以上のスポーツ施設には、スポーツ指導員等を置くように努める。このため、社会体育指導者や健康づくりの観点から運動指導を行い得る者の資格認定制度の整備を推進する。

オ. 市町村においては、スポーツ活動等の開催情報、スポーツ施設の利用方法などに関する広報活動を推進する。

カ. スポーツ活動に伴う傷害等による損失について保険制度の拡充・整備を図る。

① 高齢化、都市化などの進展に対応し、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためにには適切なスポーツ活動が不可欠であり、スポーツ活動・スポーツの観戦は我々の生活を豊かなものにする。今後は、個々人の生活環境に即してその健康と体力・好み等に応じたスポーツ活動が容易に行えるようにするため、地域、職域などにおいて日常的、継続的にスポーツ活動が行われるための施策を講ずることが重要である。また、学校体育と社会体育の連携を図る必要がある。第2次答申において、日常の学校生活では得られない教育の場として、都市と農山漁村等との相互交流や森林、河川、海浜等の自然との触れ合いのなかで、同年齢・異年齢からなる集団生活を体験するいわゆる自然教室の拡充・推進を提言したが、自然教室はこの意味でも重要である。

こうしたことと関連し、スポーツ振興法については、以下の事柄も考慮し、その運用も含め、見直し、検討する必要がある。

② 障害を有する者も含め幼児から高齢者までその心身の健康や発達段階・環境等に応じたスポーツ活動ができるようにするために、スポーツプログラムの開発・研究を継続的に推進する。

後述のスポーツ医・科学研究所においては、こうした観点から、医学、健康科学、スポーツ科学の研究者、スポーツ指導者、教員養成担当者、行政関係者などが連携して研究を推進し、その成果の普及を図る。

学校体育については、生涯スポーツ、スポーツの生活化を推進する観点から、その内容を見直す必要がある。この際、学校においては、基礎体力、基礎的運動能力の向上を図るとともに、学校生活を終えて社会に出た後においても、継続してスポーツ活動を楽しむことのできる技能や態度などの育成を図ることについて配慮する。

学級・学年をこえて同好の者が集まって行うスポーツ活動（部活動等）は、個性の伸長、集団の中での役割分担、協力、共通の目標へ向かっての努力、校

内・校外における交流の促進の面で積極的な意義を有するので、今後さらに入り物的両面での整備を進め、適切な指導がなされるよう努める必要がある。

また、学校における体育の指導者、とくに小学校教員の指導力の改善を図る。

なお、教科「体育」については、「スポーツ教育」に改称したらどうかとの考えもあるが、これについては、その教育内容を検討した後、それにふさわしい名称を考慮すべきである。

③ 国は、日常生活圏・広域生活圏を考慮し、国・地方公共団体が整備すべきスポーツ施設の基準を策定し、その整備を促進する。国においてはこれらの整備に資するため、財政上その他の必要な援助措置を講ずる。

また、民間のスポーツ施設の整備を推進するために、国・地方公共団体は必要な支援措置を講ずるようにする。この際、企業の福利厚生施設の維持・整備や休耕田、空地その他の開放については、税制上の優遇措置を含め必要な支援措置を積極的に検討する。

なお、道路その他公共建築物など一定の施設の建設に際しては、サイクリングやジョギング用のコースを設けたり、一定地点からの距離を表示したりするなど、日常のスポーツ活動を助長する措置を講ずるようにする。また、大学のスポーツ施設や演習林、国有林野などについては、開放する施設をリスト・アップして公表し、一般住民の利用を進める。

④ 運動場・体育館など学校のスポーツ施設等については、さらに積極的に充実を図っていくとともに、地域社会の共同の施設であるとの観点から、その整備・利用の在り方を検討する。また、水泳プールについては、温水プールの整備も含め、地域社会において効率的に使用し得る方策を検討する。

このため、これらの施設については、一般住民の利用に供するため時間帯別活用が円滑に行われるよう、施設管理責任の在り方のほか、その建築についても工夫する。

また、これら学校施設については、児童・生徒の減少に即応し、将来、地域社会のスポーツ活動等のための施設として転・使用し得るよう、中長期的観点に立って地域社会における他の施設計画との整合性に留意する。

⑤ 一定規模以上のスポーツ施設には、その規模に応じ、スポーツ指導員その他の職員を置くよう努力する。このため、こうした者の養成・確保とその資質の向上に努めるとともに、社会体育指導者や健康づくりの観点から運動指導を行い得る者の資格認定制度の整備を推進する。

また、スポーツ指導員など一定の資格を有する者については、社会体育における指導のほか、一定の場合には学校の体育の授業などに積極的に活用するようとする。さらに、学校の教員の社会体育への活用について配慮することも望まれる。

⑥ 市町村においては、必要に応じ、近隣市町村、民間団体などと連携しながら、スポーツ活動等の開催情報、スポーツ施設の利用方法、スポーツクラブや指導者の紹介など積極的な広報活動を推進する。

センター的役割を有するスポーツ施設においては、メディカルチェック、体力測定、スポーツテストなどを行うようにするとともに、相談に応じて医師・スポーツ指導員等との連携のもとに運動処方を講ずるようにする。

⑦ スポーツ活動の振興を図るために、その活動に伴う傷害等による損失について補填する施策が必要である。現在でもスポーツ傷害保険の制度があるが、さらに、相互扶助等により低廉な自己負担で必要な給付などが受けられる保険制度の拡充・整備を図る必要がある。

(2) 競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るために、その基盤となる青少年のスポーツ活動を促進するとともに、第一線選手あるいはその活動を終えた者の待遇を含め、競技

力向上のための環境条件の積極的な整備を図る。

ア. 子どもの発達段階および対象種目の特性に応じたスポーツカリキュラムの開発を図る。

また、素質ある者に一貫した指導を受ける機会を与える等の立場から、一定の地域ブロックごとに6年制中等学校などを設置することや高等専門学校の分野を拡大することについて検討する。

イ. 優秀な指導者の育成を図るため、コーチ制度の確立を図る。このため、資格認定制度を整備する。

また、第一線選手あるいは選手活動を終えた者に、スポーツ指導者への道を開く。

ウ. 国、地方、民間レベルにおける国際交流を積極的に推進する措置を講ずる。

エ. 第一線選手など国際的にも活躍した選手について顕彰措置の導入・拡大を図る。

オ. スポーツに秀でた者で経済的理由によりその継続が困難な者に対するスポーツ奨学制度等の整備・拡充について検討する。

① 子どもの発達段階および対象種目の特性に応じたスポーツカリキュラムの開発を図る。また、とくに、将来、スポーツ活動を専門的に行おうとする意欲を有する者などについては、市町村、都道府県、国レベルのスポーツ関係者が協力し一貫指導のできる体制の確立を図る。

さらに、スポーツ活動を専門的に行おうとする意欲を有する者を対象として、例えば、体育を主とする6年制中等学校などを設置することや、第二次答申において提言した高等専門学校の分野の拡大の具体化に当たっては、体育についても検討するなど、素質ある者に対し青年期に一貫した指導を行う方策について検討する。その際、後述のスポーツ医・科学研究所やナショナルトレーニン

グセンターの活動との連携を図るなど、その養成・訓練の在り方に配慮する。

競技力・基礎体力の向上に資するため、とくに青少年を中心とする地域スポーツ活動を助長する措置を積極的に講ずる必要がある。

児童・生徒の対外運動競技の参加の基準については、交通機関の発達、特定のスポーツにおける若年層の活躍などを踏まえ、今後、基準緩和の方向で検討することを望みたい。

② 優秀な指導者の育成を図るため、コーチ制度の確立を図る。このため、資格認定制度を整備する。

スポーツ活動については、健康づくりという観点からも、その重要性は高まっているが、とくに社会体育における指導者・施設等はまだ不十分である。こうしたことから、社会体育指導者や引退後の選手の指導や活動の場が狭くなったり、一般住民がスポーツ活動を行う際の制約となっている。また、卒業とともにスポーツ活動から離れる傾向を生じさせている。

今後は、社会体育における施設の整備を進める一方、第一線選手あるいは選手活動を終え、スポーツ活動の指導に意欲を有する者については、スポーツ指導者への道を開くようにするほか、すでに第二次答申で提言したところであるが、大学における教職に関する特別の課程の設置や免許状を有しなくても教科の一部領域に係る授業を担当し得るよう免許制度上の特別措置を整備する必要がある。

③ スポーツ活動は言語、習慣の相違や国境をこえて、同じスポーツを行う仲間として友好、協力を推進する上で大きな役割を有している。また、スポーツ活動、とくに競技スポーツは国際交流を通じてその向上が期待される。

こうしたことにかんがみ、官民一体となって国際交流を積極的に推進する措置を講ずる。

④ 第一線選手など国際的にも活躍した選手について、とくに国家的見地からの

顕彰措置の導入・拡大について検討する。また、これらの選手を支えたコーチなどについての顕彰などの措置を検討する。

⑤ 我が国的第一線選手の競技力は世界的にみて高水準のものもあるが、近年、国際的水準との格差が開きつつあると思われるものも少なくない。スポーツ選手の待遇は、一般的には不十分であり、個人の負担と企業に大きく依存している。こうしたことから、今後、スポーツ活動を奨励するため、スポーツに秀れた者で経済的理由によりその継続が困難な者に対するスポーツ奨学制度等の整備・拡充について早急に検討する。

(3) スポーツ医・科学の研究の推進

トレーニングの理論と方法の開発などを行うとともに、幼児から高齢者まで、その心身の健康や発達段階・環境に応じたスポーツ活動が行えるようにするために、健康科学などとの連携を含めたスポーツ医・科学の研究を推進する。

ア. 国立のスポーツ医・科学研究所を設置する必要がある。

なお、この研究所にその研究成果に基づく高度のトレーニング機能を有するナショナルトレーニングセンターを併せ設置することについて検討する。

イ. この施設を中心とし、大学・研究所、体育・スポーツ医学の関係団体等と研究のネットワークの形成を図るようにする。

① 我が国においては、これまで障害者を含め幼児から高齢者までのスポーツ活動・身体活動の医学的・スポーツ科学的研究が不十分である。また、指導者の多くは伝統的、体験的指導に依存し、ともすれば規律、根性など精神的側面を強調し、科学的アプローチを軽視する傾向がなかったとはいえない。

今後は、医学・生理学・栄養学・心理学など広範な学問分野について学際的協力を進めるとともに、これらの学問的成果をもとに、研究者、スポーツ指導

者、選手、その他選手を支える人々が一体となって科学的な選手強化を積極的に推進する必要がある。また、生涯スポーツを推進する観点から、障害を有する者も含め、幼児から高齢者までその心身の健康や発達段階・環境に応じたスポーツ活動が行えるようにするために、スポーツ活動と健康、スポーツと人間などについての研究を行うことも必要である。このため、適切なトレーニングの理論と方法の開発などを行うとともに、生理学・栄養学・心理学など関連諸科学との連携を含めたスポーツ医・科学の研究を推進する国立のスポーツ医・科学研究所を設置する必要がある。

また、このような研究においては、関係者が現場において選手を観察し、データをとり、それを分析・解釈し、その結果を指導者・選手などに伝える、いわゆる現場主義が必要であり、こうしたことから総合的なトレーニング機能を有するナショナルトレーニングセンターを併せ設置することが望ましいが、その設置の仕方については、今後、さらに検討する必要がある。

② スポーツ医・科学研究所を中心とし、とくに体育系・医学系の大学・研究所、体育・スポーツ医学関係団体等と研究のネットワークの形成を図るようにし、情報の収集、分析、提供などが円滑に行われるようになることが望まれる。

また、体育系の大学は、スポーツ指導者の養成において重要であり、そのカリキュラムに健康科学的なものをとり入れるなど、その在り方を検討するとともに、さらに整備・充実を図る必要がある。

(4) スポーツ振興推進懇談会の設置等

生涯スポーツ、競技スポーツの積極的な推進を図るために、スポーツ振興のための組織の整備、活性化を図るとともに、スポーツ活動が積極的に評価されるよう改善を図る。

ア. スポーツ活動の飛躍的な振興の推進に資するため、官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」（仮称）を設け、スポーツ行政の在り方を含め積極的な対応を進める。

イ. 企業関係者を含め民間におけるスポーツ振興のための組織が一層整備されることを要請する。

ウ. 青少年のスポーツ活動の振興を図るために、入学者選抜や就職の際にそれらの活動が積極的に評価されるよう配慮する。

① 21世紀に向けて我が国が活力ある社会を築いていくためには、国民の健康・体力の増進を図ることが極めて重要な課題となっている。この観点から、スポーツ活動の飛躍的な振興の推進に資するため、民間の有識者、関係行政機関等の参画する官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」（仮称）を設け、積極的な対応を進める。

なお、スポーツ行政の組織については、我が国のスポーツ行政は、文部省体育局を中心として行われているが、各省庁が行っているスポーツ活動に関する施策を有機的に行うとともにその振興を図るために、さらにスポーツ省の設置など中央における行政組織を強化充実すべきであるとの考えがあり、21世紀に向けて、こうした問題についても検討する必要がある。

② スポーツの普及・競技力の向上、施設の整備などにおいて企業等が果たしている役割は大きい。今後もこれらの企業等がスポーツの振興にさらに努力することを期待するとともに、また、これらの関係者を含め、民間におけるスポーツの振興のための組織が財政的基盤の確立の観点からも一層整備されることを要請したい。

③ 近年の青少年の体格の向上には著しいものがあるが、運動能力、気力、持久力などを含めた青少年の行動・防衛体力は、全般的に停滞している。とくに、

受験競争が青少年をスポーツ活動から遠ざけていること、豊かさのなかで鍛練が軽視されていることなど、将来的には国民の体力の低下、ひいては我が国社会の活力の停滞が懸念される。

こうしたことから、学校の入学者選抜においてスポーツ活動が適切に評価されるよう配慮するとともに、企業・官公庁等における採用の際にも、積極的に評価するよう望みたい。

第5章

時代の変化に対応するための改革

第1節 國際化への対応

日本の当面する「国際化」の意義については、すでに、審議経過の概要（その3）および（その4）ならびに第二次答申で触れた。しかし、国際化は元来一つの完結された状態と觀念すべきではあるまい。事実、国際化の具体的な内容は時とともに変化するものであり、今日の与件の中での対策は、明日にはすでに時代遅れとなつていい。国際化とは、その本質について絶えず反すうしつつ、それに到達すべく日常的な実践を積み重ねる過程としてとらえられなければならない。

この見地からすると、日本の教育システムが国際化に対応するための出来合いの即効薬があり得ないのは当然である。関係者の努力により、すでに、随所に力強い芽生えは見られ種々の先行的経験が積まれてはいるが、引き続き試行錯誤の繰り返しと自己変革を伴う模索によって、新しい知見と知恵とが蓄積されなければならない。今日の日本で求められているのは、「モノ」「カネ」「情報」に続く「人」の国際化、すなわち、すぐれて我々の意識の転換であり人間性の再確認であるだけに、失敗を恐れず手探りで進む姿勢こそ、最も重要であると考える。

日本社会の国際化に伴って、教育面で取り上げられなければならない問題は多岐にわたる。それぞれに行き届いた配慮がなされなければならないが、それとともに、これらの具体的な問題への対応を通じて、日本の教育の抱える基本問題を改めて見直す視点が忘れられてはならない。そして、最も肝要なことは、国際化のプロセスを経つつ、日本の教育システムが、今後とも変化してやまない時代の要請に柔軟に対応する自己革新力とその具体的な仕組みとを自ら創り出し、それを身に付けることであろう。

また、教育における国際化への対応は、日本社会の国際化を推進することを目標とするものであるが、他面、社会の変化なしには教育における国際化が前進し得ないことも事実である。今後、日本経済の開放化はもとより、人的交流が増大していくなかで、出入国管理等に適切に対応しつつも、外国人が日本社会の種々の分野で活躍できるよう積極的な対応・施策がより重視されるべきであるし、また、国内の永住外国人に対しては十分な目配りがなされるなど、日本社会全体としての在り方が常に問われるであろうことを銘記すべきである。

(1) 自らの手で国際化を進める教育システムー新機軸のすすめー

国際化に対応した教育の前進を図るため、自信をもって、それぞれの分野・レベルでの実験が試みられることが何よりも重要である。

ア. 学校においては、指導方法、カリキュラムの研究開発等を進め、また、地域社会においては、幅広い国際的交流を図るなど、種々の創意工夫を積極的に行なうことが望まれる。

イ. 国や地方の関係機関は、これらの創意工夫を可能ならしめ、かつ、助長するよう、先例にとらわれることなく自ら率先して新機軸を打ち出す必要がある。また、国際理解のための教育の教材センター的な機能の強化を図るほか、それぞれの場における具体的な国際化の試みに関する情報の交換・普及を促進する。

ウ. 以上を集大成し、国としての政策方向をも盛った「教育の国際化白書」を作成する。

(ア) 学校においては、今後とも一層、様々な指導方法、カリキュラムの研究開発など国際化を推進するための種々の創意工夫を試みることが重要である。この場合、海外での生活体験をもつ父母や教員の意見が十分反映され、生かされる

ことが肝要である。

なお、緊密になった世界の中では、民間レベルの役割は大きく、姉妹都市提携など種々の企画による多元多層の交流が、自発的に一層推進されることを期待したい。

- (イ) 国や地方の関係機関においては、新しい企画・創意工夫を奨励する観点から、これまでの先例にとらわれることなく、予算の重点的支出や細かな規制の緩和など、率先して新機軸を打ち出すよう要請する。また、例えば、国際理解のための教育に関する研究・教材開発の成果の普及を図るため、教材センター的な機能を強化することや、学校、民間、関係機関における様々な試みに関する情報の交換が一層活発化されるよう、そのネットワークづくりに対する行政的支援を行うことが必要である。
- (ウ) 上記の具体的な試みの事例を全国的に取りまとめ、さらに国としての政策方向をも盛った「教育の国際化白書」を作成する。それによって、情報が広く活用され、さらに新たな状況に対応し自らを改める自己革新力を備える教育システムが形成されることを期待する。

(2) いくつかの具体的提言

① 異なるものへの関心と寛容ー国際的に開かれた学校ー

日本の学校の望ましい在り方としては、帰国子女や外国人子女がどの学校でもどの段階でも、円滑に入学し、共に学び、その海外における体験が生かされていくような開かれた学校を目指すべきである。このため、当面、次のような施策を積極的に図っていく必要がある。

ア. 帰国子女、外国人子女を受け入れる場合、その学校に相談窓口や日本語教育の中核となる専任教員の配置を進めるとともに、海外経験教員の積極的な

活用、外国人教員の招致を推進する。

- (イ) 国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校（新国際学校）の設置を図る。
- (ウ) 高校生の外国の高等学校における修学を日本国内における履修とみなし得るような措置を講ずる。

(ア) 異なるものに対し、関心をもち、理解し、これを受け入れ、相互の交流を深めていくことは、日本の社会にとって最も重要な課題の一つである。日本の学校は、どの学校においても引揚者子女を含む帰国子女や外国人子女を受け入れ、共に学んでいくことを基本として、開かれた存在を目指していくべきであり、これらの子女の海外における体験が日本の学校・教育制度の中でも積極的に生かされ、さらに、国内の児童生徒に対して異文化理解の機会を与えるなど、相互に啓発し合う環境をつくっていくことが必要である。また、第二次答申で指摘したように、日本人学校等の在外教育施設の開放化も可能な限り促進する。

(イ) このような学校を目指すための体制整備の一環として、帰国子女、外国人子女を受け入れる場合、その学校に新たに相談窓口や日本語教育の中核となる専任教員の配置を進める。また、これら専任教員に充てることを含め、在外の日本人学校等の経験教員の組織的な活用方策を講ずる。なお、日本人学校等在外教育施設への派遣教員の選考、研修、待遇等の在り方、教員の海外研修の方法等について改善・充実を図る。

さらに、中学校や高等学校における外国人教員の招致を一層積極化するとともに、単に外国語教育にとどまらず他の教育活動や、さらに地域レベルでの国際交流に向けて、より積極的な活用を図る。

(ウ) これらの子女のうちとりわけ外国人子女の受け入れについては、経験の蓄積が少なく、今後、受け入れに当たっての教育計画、教育方法等について研究開発が実践的に行われる必要がある。新国際学校は、帰国子女、外国人子女および一般の日本人子女が共に学ぶ学校教育法第1条に定める小学校、中学校または高等学校とし、帰国子女・外国人子女の受け入れのための教育計画・方法・教材などの研究開発やその成果の普及を行う実験校としての性格を有するものとする。その際、外国語のわかる教員を配置するとともに、外国人教員も積極的に活用する。

- (イ) 日本の高校生の留学の機会を拡大し、かつ、帰国後の受け入れを円滑に進めるため、在学する高等学校を休・退学することなく、外国の高等学校で修学し、それが日本国内における履修とみなし得るような措置を講ずる。
- (ウ) なお、国際化の進展に伴っておのずから増加してきた日本国内におけるインターナショナルスクールについては、国際化への対応の観点から、その修了者について上級学校への入学資格を付与するなどその進学が円滑に行われるよう諸種の配慮を行う。

② 国境をこえる人材の育成－留学生への対応－

- ア. 留学生については、その受け入れ体制全般にわたる整備・充実が緊要であるが、とくに、生活上の人間的触れ合いの場の確保、帰国留学生へのアフターケアの拡充など、気持ちの通う対策に、より一層配慮していく必要がある。
- イ. 教育交流の一層の促進を図る観点から、日本の高等教育機関における外国人学生の短期の修学の機会の拡大についても検討する。

- (ア) 第二次答申において、留学生の受け入れの飛躍的拡大に向けての種々の方策を提案したが、留学生交流の状況をみると、海外への日本人留学生の大部分が欧

米を目指しているのに対し、日本への外国人留学生の大部分はアジア諸国からの留学となっている。日本が関心をもつべきものは欧米以外にも多いことが認識され、日本人留学生の行き先がより多様化することが望まれる。

- (イ) 外国人留学生の増加傾向には著しいものがあり、地域レベルでの官民一体となった体制づくり、民間ボランティアによる援助なども活発化しているが、制度、施設等のハード面の整備とともに、今後、とくに、留学希望者に対する情報の提供、ホームステイを含む留学生の宿舎等での心づかい、帰国留学生の日本への再招へいや学術図書の送付などのアフターケア等に重点を置いた一層きめ細かな配慮が必要である。
- (ウ) また、日本における魅力あるサマースクールの開設を含め、日本の高等教育機関における外国人学生の短期の修学の機会の拡大についても検討するなど教育交流の一層の促進を図る必要がある。

③ コミュニケーションに役立つ言語教育

—国際通用語としての英語および日本語—

ア. 外国語とくに英語の教育においては、広くコミュニケーションを図るために国際通用語（英語）習得の側面に重点を置く必要があり、中学校、高等学校、大学を通じた英語教育の在り方について、基本的な見直しを行う。

イ. 外国人に対する日本語教育については、国際通用語としての日本語の研究および教育方法・教材の開発が緊要である。また、日本語教員の養成を急ぐとともに、海外における日本語の普及に努める。

- (ア) 第二次答申において指摘したように、現在の英語教育は極めて非効率であり、その在り方について基本的に見直す必要がある。

今後の英語教育においては、広くコミュニケーションを図るために国際通用語としての英語の習得に重点を置くこととし、教育内容をより平易化するとともに、自らの意思を積極的に伝える観点から教育内容や方法の見直しを図る。

このような問題や第二次答申の趣旨を踏まえ、かつ、とくに各学校段階間の連携を強化する観点から、中学校、高等学校、大学を通じた英語教育の在り方について、総合的な調査、検討を行う必要がある。

(イ) 国際通用語としての英語に対し、いわば民族言語としての英語の教育もおろそかにされてはならない。さらに、英語以外の多様な外国語の学習の重要性が強調されなければならない。すなわち、大学における第二外国語は、仏語、独語、スペイン語等のほか、例えば、近隣アジア諸国の言語も積極的にその対象とする必要があり、そのためにも、大学間の単位互換の推進とともに、外部の第三者機関による検定試験の結果、専修学校等における履修やサマースクールでの成果等について大学の単位の認定に当たり一定の評価を与え得る方策について検討する。関連して、とくに英・仏・独語以外の言語については、学習の基礎となる辞書の編さんすら十分ではなく、行政的対応を含めその充実を図る必要がある。

また、帰国子女等への対応を含め、高等学校段階において選択教科として幅広い外国語教育の推進を図るとともに、大学入試においても外国語科目の多様化に配慮する。

(ウ) 日本語教育に対する需要は、量的に増大し、また質的にも多様化しており、積極的な対応策を講じていくことが緊要な課題である。日本語をコミュニケーションの手段として習得しようとする外国人のための日本語（国際通用語としての日本語）と日本古典の研究などの一環としての日本語との区分を明確にし、国際通用語としての日本語の研究および教育方法・教材の開発体制の整備を推進していくことが必要である。とくに、優れた日本語教員の養成のため大学の

学部、大学院における日本語教育コースを確立するとともに、現地の要請・需要に応じて、大学間交流などを通じた外国の大学への日本語教員の協力派遣、資材供与等、海外における日本語の普及に努める必要がある。

一方、日本人にとっての国語としての日本語については、正しく美しい日本語を読み、書き、語る能力を身に付けることが、日本の古典・文化の継承と発展に不可欠であり、日本人に対しての厳しい国語教育の重要性が強く指摘されなければならない。

④ 主体性の確立と相対化－生涯学習への課題－

ア. 国際社会に通用する日本人として、主体性を確立しつつも自らを相対化する態度と能力を有することが要請される。すなわち、日本文化について深い素養をもち、しかも、日本の在り方を相対化して、自らをらせん型に深めかつ高める視点が必要である。

イ. また、人間関係の基礎としての社交能力が体得されなければならない。例えば、海外にあっては、その国の国旗、国歌等に対して敬意を払うなど国際的に常識とされている基本的マナーを身に付け、現地の文化や習慣を尊重する謙虚さを失わないようにするなど、子どものしつけに対する家庭、学校における配慮が必要である。

(ア) 国際社会での自らの立場を客観的に認識し、それに対処し得る日本人として、まず日本文化、つまり日本を今日の日本たらしめたもの、そしてまたそれが人類文化にとっても意義について、誇りをもたなければならぬ。そして、この日本文化を相手の論理、心理に即して説明できるだけの思考力と表現力をもつことが重要である。

それとともに、世界にはいかに異なる生活、習慣、価値観が存在しているか

を具体的に学び、全世界的、客観的な視点から日本の在り方を相対化して見つめ直す態度と能力とを身に付ける必要がある。また、日本はアジアを離れて存立し得ないと認識のものと、近隣アジア諸国に目を向け、その実情を知る努力を怠ってはならない。このような国際社会の中に生きる者として必要な知識については、比較文化的視点を重視し、地理教育とあわせつつ日本および世界の歴史教育の中に織り込んでいくことが必要である。

(イ) さらに、日本人同士の間でも同様であるが、国際社会に暮らす日本人として、人間関係の基礎としての社交能力と常識的とされている基本的マナーを身に付けてなければならない。

例えば、海外にあっては、親・教員のひとりひとりが、現地社会に溶け込むことによって自ら貴重な生活体験を得ようとする努力を惜しまないとともに、子どもに対して、日本とは異なる現地の文化や習慣を尊重する謙虚さを教えることが必要である。

(ウ) これらることは学校教育をこえて、一般社会人としての心構えにつながるものであり、生涯学習の重要なテーマである。こうした努力の積み重ねそれ自体が教育の国際化なのであり、日本社会の国際化につながるものというべきである。

第2節 情報化への対応

情報化は、従来の予想をはるかに上回る早い速度で進展しつつあり、もはや、一部の限られた分野や人々の問題ではなく、日本人全体の問題、そして、国をこえた世界的な問題となっている。さらに、これまでの情報化は、個別の分野ごとに進展してきたが、今後は社会システムが全体として根本的な変化を遂げる可能性が高く、職業生活ばかりでなく、日常生活においても大きな変化が生ずると予想される。

今後、情報化のもたらす光と影を十分に踏まえ、自然環境や伝統文化との融合を図りながら、豊かな人間性が發揮される情報化社会の構築を目指すべきである。また、情報化の進展とともに、バイオテクノロジーをはじめ様々な科学技術のめざましい進歩や国際交流の進展などにより、社会が短期間に大きく変化する可能性が格段に高まっており、こうした状況への柔軟な対応が求められている。

第二次答申では、情報化に対応した教育に関する三つの原則ー(ア)社会の情報化に備えた教育を本格的に展開する、(イ)すべての教育機関の活性化のために情報手段の潜在力を活用する、(ウ)情報化の影を補い、教育環境の人間化に光をあてるーを示すとともに、情報手段の活用、情報活用能力と人材の育成について提言した。

情報化への対応は、21世紀を見通した長期的な検討が必要な課題であり、今後、「情報モラル」を確立するとともに、その時々の社会の状況、要請に応じつつ、教育システムの情報化と情報環境の整備に取り組んでいくことが必要である。

(1) 情報モラルの確立

情報化社会においては、人々が、情報内容、情報手段を含めて情報の在り方についての基本認識ー「情報モラル」をもつことが必要である。

- ア. 将来を見込んだ新しい倫理、道徳を早急に確立する。
- イ. 新しい常識の確立、情報価値の認識の向上を図る。

① 情報化社会においては、個人の情報アクセス能力や情報発信能力が飛躍的に拡大することにより、個人が情報の被害者となるだけでなく加害者となるおそれがあり、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分認識し、行動することが求められる。また、「ハッカー」によるコンピュータへの外部からの侵入、写真雑誌等におけるプライバシーの侵害、無断コピーによる著作権の侵害など現実に多くの問題が出ており、このことについての人々の問題意識

が低いという現状もある。このような状況を深刻に受けとめ、情報化社会を望ましい方向へ導く基本的社会ルールとして、将来を見込んだ新しい倫理、道徳、言わば「情報モラル」を早急に確立する必要がある。さらに、今後、情報の質に関する客観的基準や個人データをはじめ情報を保護する制度の検討が必要であろう。

- ② また、情報化社会で生活する際には、情報機器への接し方や情報の受けとめ方などについて、従来の社会とは異なる基本的な常識が必要になってくる。さらに、ソフトウェアがハードウェアに比べて軽視される傾向が強いなど、情報の価値についての基本的な認識が確立していない現状であるが、少なくとも情報コストの認識を高めることが必要である。
- ③ 「情報モラル」は、交通道徳や自動車のブレーキに相当するものであり、これらが得られて初めて安全で快適な高速走行が可能となるように、「情報モラル」の確立が、情報機能を最大限に発揮するための前提となる。

(2) 情報化社会型システムの構築

新しい情報化社会をリードする教育を本格的に展開するとともに、様々な情報手段の潜在力を最大限に活用して、「開かれた学校」への転換を促進し、多様な教育機関を結ぶネットワークの形成を促すなど教育の活性化を推し進める必要がある。このため、多様な学習要求にこたえ、学習者の自発性・創造性を高めるよう、あらゆる情報技術を活用した新しい教育システム、「情報化社会型システム」の構築を目指して、以下のような点に留意しつつ研究・開発体制を整備する。また、その成果を広く社会に波及させる必要がある。

- ア. 情報活用能力の育成に本格的に取り組むため、その教育内容・方法について検討する。

- イ. 教育の各分野に最適なメディア教材を研究・開発する体制を整備する。
- ウ. 教員が各メディア機器・教材の利用に積極的かつ柔軟に取り組み、子どもたちの自発的学習を支援する役割が果たせるような体制を整備する。
- エ. 情報機器のもつ影の部分などの問題を検討するための研究体制を整備する。

- ① 教育は、新しい能力や人材の育成などを通じて社会の発展に貢献してきたが、近年、産業やレジャー活動の成果が教育システムに効果的に取り入れられる面がある。明治時代には、海外からの新しい情報が学校等を通じて社会に提供されてきたことを踏まえ、今後、教育のもつ社会への情報発信機能を重視し、教育システムに係る研究・開発を積極的に展開するとともに、研究成果を産業、医療をはじめ広く社会に波及させることが必要である。
- ② 学校をはじめ教育・学習活動を活性化させるため、教科書などの印刷物を中心とする「活字文化型システム」に、映像、音声など様々なメディアを加えて、それらの潜在力を最大限に活用した「情報化社会型システム」を構築する必要がある。そのため、現行システムの利点に配慮し、情報機器の影響の検討を十分に行いながら、新しい教育システムへの移行を目指して、そのビジョンを作成する必要がある。大きな方向としては、(ア) 個別化・多様化する学習要求にこたえる、(イ) 情報提供により学習者を誘導し自発性・創造性を高める、(ウ) 社会に開かれたシステムである、(エ) 情報技術の最先端を活用する、などが考えられる。
- ③ 高度に情報化された社会システムのもとにおいて、情報活用能力が欠如すると、通常の社会生活や職業生活を送ることが極めて困難になると予想される。今後、人生の早い時期から、適時性に配慮しつつ、学校をはじめ様々な教育機関において情報活用能力の育成に取り組むことが必要である。このため、情報活用能力育成の具体的な教育内容・方法などについて、現行の教育課程、教育

体系とのかかわりを十分に考慮しながら、早急に検討する必要がある。情報活用能力の方向として、以下のことが考えられる。

- (ア) 情報発信に伴う影響に配慮して、(1)で示した「情報モラル」が重要であることを十分に認識する必要がある。
- (イ) 多すぎる情報から正しい認識を得るために、情報の判断、選択、整理、処理能力が必要になる。さらに、情報の生産、伝達能力が必要となる。
- (ウ) 情報手段を手軽に使いこなし、情報を自由に受発信する能力が必要になり、各情報手段の特徴の理解、基本的な操作方法の修得が必要である。
- ④ 既存のメディアを含めて各メディアの特徴を検討し、教育の各分野に最適なメディアの研究、教材の開発を行う体制の整備を検討する。その際、産・官・学が十分な連携を行うとともに、教育、技術の分野だけでなく、医学、心理学、美学など幅広い分野の専門家の協力を求める。
- また、各教材は、自己完結的である必要ではなく、人間の理解の過程を十分に考慮しつつ、各メディアの特徴を最大限に発揮させるよう、最適に組み合わせることが必要である。このため、諸外国の優れた先例を参考にし、各メディア教材の組み合わせの具体的な検討、モデル教材の作成に早急に着手する。
- ⑤ 情報化により学習ニーズの個別化・多様化への対応が飛躍的に拡大し、将来的には学校の教育・学習活動において、学級制の在り方が根本的に変化することも予想される。また、テレビやコンピュータには、子どもたちは失敗をおそれずに進んで近づき、かつ、これら情報機器により個別に即座の対応がなされるため、従来の受け身的学習から自発的な学習への展開が期待される。
- 今後教員は、情報を一方的に提供するという役割ではなく、様々な機器や教材を積極的かつ柔軟に利用して個別の学習者に対応し、その自発性の発揮を支援する役割を果たすようになると考えられる。そのため、第二次答申でも示したように、ハードウェアの標準化、ソフトウェアの互換性の向上、操作の簡易

化などの施策の推進とともに、研修プログラムの整備、研修への参加の配慮、研究協力校等の研修施設整備など研修体制の充実や民間との協力体制の強化など、教員を側面から支援する体制の整備が必要である。また、モデル的な教材の使用法や指導のカリキュラムの作成を早急に進める必要があり、その際には、既存の教科・科目のなかでの利用に併せて、情報活用能力育成の観点から新たな教科等の創設も含めて検討する。

⑥ 情報化の進展が確実な今日、情報機器のもつ諸問題についての体系的な検討に早急に着手し、影の部分を広く社会に示して注意を促すことが必要であり、そのための研究体制を整備すべきである。また、その検討結果を、情報化システムの構築や情報機器の利用方法を考える際にフィードバックできる体制を作ることが必要である。

(3) 情報環境の整備

望ましい情報化社会を構築していくために、本格的な情報基盤の整備を進めが必要がある。その際、社会全体の画一的な情報化を避け、多様性をもつ社会の構築を目指すとともに、従来文化との連続性や諸外国との連係に十分留意する。

- ア. 学校をはじめとする様々な教育施設を本格的な情報環境として整備する。
- イ. 社会の要請に応じて、データベースを開かれたものとして構築するとともに、簡易なデータベース構築システムを開発する。
- ウ. 情報手段の発達により増大する疑似環境（モデル化された人工環境）を教育分野に積極的に活用する。
- エ. テレビ等マスメディアの積極的側面を生涯学習のなかで活用する。

① 情報化社会への対応という観点に加えて、今後は、新しい情報化社会の構築

に重点を置いた検討が重要であり、その際、教育の果たす役割が大きいと考える。将来の情報化社会の基本的方向として、以下のことがいえよう。

(ア) 社会全体を画一的に情報化するのではなく、バランスのとれた、多様性をもつ社会を構築する。このため、自然環境や伝統文化などとの融合を図るとともに、スポーツの場、「情、意」を発揚する場を整備するなど、地域の特色を発揮させつつ情報化社会を築いていく。

(イ) 情報化は人類の歴史とともに進展してきており、従来の伝統、文化、生活様式などを断ち切り、全く別の社会を生み出すものではない。従来文化との連続性を念頭に置き、その利点を積極的に発展させることが必要である。

(ウ) 情報化の進展は、一部先進国に限られた事態ではなく、むしろ、発展途上国において情報化が進んでいる部分があるなど、全世界的な事態となっている。我が国としては、海外とのネットワーク作りを進めるとともに、ノウハウなどを広く世界に提供し、国際的貢献をすることが望まれる。

② 今後、人間の精神的、文化的発展に貢献する情報化社会を構築していくためには、良質な教育用ソフトウェアの開発や情報化社会をリードする人材の育成などソフト面での諸施策を講じていくとともに、本格的な情報基盤（インフラストラクチャー）の整備が必要である。このため、「第1章生涯学習体系への移行」で示した「インテリジェント・スクール」構想を推進する。

③ データベースは情報化社会における重要な社会基盤であり、これまで教育分野では、学術情報、生涯学習情報、教育文献情報などの構築が始まられているが、今後さらに、社会の要請に応じてデータベースの構築を推進する必要がある。社会基盤となるデータベースは、公開が原則であり、だれもが容易に利用できるよう、相互利用を拡大していくことを含め、より開かれたものとしていくことが必要である。また、現在、データベースの構築に多大な費用と時間を要するが、地域単位にも簡単に構築できるシステムの開発が必要である。

④ 情報手段の進歩により、疑似環境がますます増大するとともに、コンピュータ・グラフィックスの利用などにより、従来存在しなかった全く新しい疑似環境の登場が予想される。新しい疑似環境は、目にとらえられないものを視覚化、顕在化したり、体験困難なことを模擬体験させるなど優れた機能をもっており、この機能を教育にも積極的に活用する。その際、実体験の軽視、現実との混乱、心のやすらぎの欠如など、負の作用が生じないよう適切に対応するとともに、様々な危険を有する本当の自然との触れ合いが必要なことに十分留意する。

⑤ テレビ等マスメディアについては、その影響力の大きさから慎重な対応が必要であり、これまで種々の対応がとられているが、テレビ等にどう接触するかは基本的には利用者の判断能力の問題である。この能力を身に付けさせるとともに、物事には様々な見方があることを認識してマスメディアに接する態度を養うため、学校や家庭が連携し、それぞれの役割を果たすことが必要である。

また、テレビ局等情報提供者は、公共的責任をもつ立場を十分に自覚し、良質な情報供給を促進するシステムを検討する必要がある。政府としては、利用者や情報提供者の自主性を尊重しつつ、良好な方向へのサポートを行う。例えば、番組審議会等の活性化、子どもが就寝するころの「おやすみ」テロップの放映、マスメディアの利用ガイドラインの提示などが考えられる。

今後は、多様な情報の提供、視野の拡大などテレビ等マスメディアのもつ積極的側面を生涯学習社会のなかに生かしていくという視点に立ち、家庭や学校教育、社会教育などの利用を推進していくことが必要である。

第3節 入学時期

秋季入学の問題については、本審議会発足以来、検討すべき課題として、その意義や必要性、指摘されている問題点、考えられる対応策等の諸点について慎重な審

議を行ってきた。これまでの審議は、いまだすべての問題点を検討し尽くしたものとは考えていないが、現時点における本審議会としての一応の考え方を次のとおり取りまとめた。

現行の4月入学制度は、明治以来長年にわたり、国民の間に定着してきた制度であるが、今後21世紀に向けて社会全体の変化を踏まえ、生涯学習体系への移行、国際化の進展、より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点等を勘案すれば、将来、学校教育が秋季入学制に移行することには、大きな意義が認められる。

秋季入学については、他方において、夏休み中の子どもの教育指導の問題をはじめとして種々の問題点が指摘されているが、いずれも決定的な支障となるものではなく、移行に伴う教育上、財政上の負担が過大にならないよう、移行の方式について十分配慮するならば、秋季入学への移行は実現可能であると判断される。

しかし、秋季入学への移行は、国家・社会全体に及ぼす影響が極めて大きく、最終的には、国民の理解と協力が得られなければ成功しない。本審議会は、各種の世論調査等でも現行の4月入学制を好む意見が強く、秋季入学の意義と必要性がまだ国民によく受け入れられていないことを十分認識しており、また今後検討すべき諸問題も残されている。

本審議会としては、さらに審議を継続する。

① 秋季入学の意義と必要性

② 生涯学習体系への移行の視点

本審議会は、第二次答申において、生涯学習体系への移行を主軸として、学校偏重の考え方を改め、21世紀のための教育体系の総合的な再編成を提案したが、このことは、今日肥大化した学校教育の役割を見直し、生涯学

の原点である家庭や地域社会の教育力の回復と活性化を図るとともに、生涯学習を可能にし、促進し得るような社会の制度と慣行を生みだす学習社会の建設を目指すものである。

この場合、我が国学校教育における夏休みの位置付けをどうするかは、21世紀の教育に向けて、とりわけ義務教育において非常に重要な事柄である。長い夏休み期間に、学校から解放されて地域社会において多くの人と接したり、自然と触れ合うなど様々な経験をすることは、子どもにとって大きな意味をもつ。とくに、現在の学校には、夏休みの過ごし方を含めて子どもの生活の全面にわたり、面倒を見なければならないというような意識があるが、家庭の教育力を高め子どもの自立心を育むためにも、夏休み期間には、子どもを学校から完全に解放することが必要である。学校も児童・生徒・学生のためだけということではなく、とくに夏休みなどはサマースクールとして社会に開放するというように考え方を変えていく必要がある。

このため、秋季入学を重要な契機として、現在のような夏休みの位置付けを自明の理と考えることに慣れすぎている意識を変えていく必要がある。

(イ) 国際化の視点

国際化については、ただ単に外国のまねをするのではなく、日本古来の伝統で守るべきものは守るが、いろいろな制度や考え方で国際的に共通にできるものは、できるだけ国際社会のルールに合わせていこうという姿勢が必要である。これから世界とつき合っていく際に、受け身になるのではなく、我が国自らの意思として変えられるものは変えていくという積極的気構えが必要である。

日本人は日本の同質社会の中で、閉鎖的になることが多いが、国際化ということは、異質文化との接触や摩擦を伴うものであることを十分認識し、日常の活動のなかで異質なものをなかなか受け入れたがらないという現在の弱

点を積極的に克服していかなければならない。

この点で、世界各国の学年の始期の現状を見れば、9月、10月開始の国が6割をこえており、また世界の約8割が学年と学年の間に夏季休業をしている。この大勢に日本の学年の始期を合わせることにより、国際化を積極的に推進し、諸外国の教員や学生同士の交流、帰国子女の受入れの円滑化を図ることには、大きな意義がある。

(ウ) より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点の視点

秋季入学制にすれば、1年間を通じて、最も暑い時期に長い休みが置かれ、それが学年の終わりとなる。これは、学年の途中に長い夏休みが置かれている現行の4月入学制と比較して、子どもの学習・成長のリズムや学校教育のサイクルの観点からみて自然で、より合理的な学年暦である。

学校運営上の観点から見ても、現在は3月末から4月始めの短期間に、教職員の人事異動があり、新年度の年間教育計画が作成されるというあわただしい状態となっているが、夏休み期間に人事異動が行われるようになれば、校長・教員も十分時間をかけて地域や学校の事情を理解した上で自らの考え方を反映しながら、新年度の準備を行うことができる。

また、入学試験も現在よりゆとりをもって実施することが可能になり、高等学校や中学校の最終学年において、より充実した授業が行われることが期待される。

21世紀に向かう日本は、子どもや教員ももっとゆとりのある生活が送れるような学年暦を採用すべきである。

なお、高等教育については、第二次答申において「原則として2学期制を採用し、学期ごとに授業を集中し完結させる」ほうが、学習効果を上げる点からも望ましいことを提言したが、秋季入学制の中でこの2学期制をとれば、学生のサマースクールによる国際交流の推進を図ることも期待される。

(I) 教育改革へのインセンティブとしての期待

教育改革の成否は、ひとりひとりの教師、ひとりひとりの親、学ぶ者自身を含む教育関係者と全国民の改革への意志にまつところが大きい。秋季入学への移行は、単に学校だけでなく社会すべての方面に大きな影響を与えることとなるが、このことは、上記の生涯学習体系への移行等を含め、我が国の教育全般の在り方について、身近なところから現状を見直し、教育界をはじめ広く国民が積極的に考えることにつながることが期待される。

② 指摘される問題点とその対応策

秋季入学への移行の意義や必要性は、①に述べたところであるが、これについては、他方で、実施した場合の影響、方法・手順等の諸点に関し、種々の問題点が指摘されている。そこで、これらの諸点とそれについての本審議会の考え方を以下に述べる。

(ア) 家庭、地域社会の受皿の問題

a. 実際問題として多くの婦人が社会に進出する傾向が高まるなかで、現在の週休二日制や夏季長期休暇の普及状況、社会教育の体制の整備状況等を考えた場合、家庭や地域社会が夏休み期間の子どもの受皿に十分なれるかどうかという問題がある。

b. さらに、日本の教師は、子どもたちについて学校生活に限らず広く学校外の生活指導にも関与する傾向があるが、このような教師の意識はむしろ美風であり、学校外のことについては一切関知しないというようにしてしまうことには大きな不安を感じる。

等の指摘があるが、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子どもを育てるための環境をつくることは、今後の生涯学習体系への移行における大きな課題であり、現状を固定して考えるのではなく、家庭教育、社会教育等の充実を積極的に推進する方策を強力に展開する

なかで、問題の解決を図ることが必要である。

また、大人の夏季長期休暇の普及や学校に過度に依存する意識の変化など、秋季入学に適合した社会状況が形成されていくものと考えられる。

(イ) 国際化

諸外国の入学時期とのずれについては、

- a. 留学生については、秋季入学以外の国からも相当数が来ており、また、留学生の日本語教育、補習教育の便宜上むしろ半年程度のずれがあったほうがよく、留学生からも4月入学に関する不満は出でていない、
- b. 海外子女については、全体の中ではその数は少なく、義務教育ではいつも相当年齢に編入できる。問題は現地の教育内容との差、言葉の点で日本の学校になじめないことであり、このことは入学時期の問題と直接には結び付かない。また、義務教育後の帰国子女については、高等学校、大学段階での秋季入学の許容、推進を図るようにすれば、目的は達せられる、等の指摘があるが、今後の帰国子女の増加や我が国の留学生10万人の受け入れなど、国際交流等の一層の進展を考える場合、我が国の基本姿勢として、入学時期を国際的に見て多い方の時期に合わせていくべきであり、また留学生の日本語教育の問題については、内外の日本語教育の一層の充実を図るなかで解決すべきものと考えられる。

(ウ) 学校運営

- a. 仮に人事異動を余裕をもって実施したとしても、いずれにしても新任の校長、教員は前年の状況を知らないので年間教育計画の作成には効果的に関与しにくい、
- b. 現在、長い夏休み期間中を利用して行われている教員の採用試験が冬季になり、これまでに比して実施上の困難が生じる。また、現在夏休み期間中に行われている教員の各種現職研修が、人事異動や入試と重なることに

なり実施に支障がある、

等の指摘があるが、これらについては、秋季入学に移行しても、これに即した現職研修や学校運営等を実施することは可能であり、また人事異動は、夏休み期間中の余裕のある時期に行ったほうが準備の都合上も、授業への影響上もより望ましいのは当然であると考えられる。

(I) スポーツ活動との関係

a. 秋季入学を実施し、夏休みを学年の外に位置付ける場合、各学校段階について夏休みが1回減ることになるが、夏休みにおけるスポーツ活動の機会の減少は大きな問題である。とくに、高等学校の場合には、長期の夏休みを活用して開催される総合体育大会等は、教育活動としての体育の成果が競われるという点で大切であるが、これらを夏の時期以外に行なうことは、寒冷地の気候等を考えると困難である、

b. 一般的には、制度を諸外国に合わせていくことは重要であるが、高齢化社会を支え、21世紀の時代を生き抜くことができるような若者の活力を培っていくためにも、学校外の身体活動の機会が減少している時代のなかで、現在のように夏休みを活用して体力づくりをしていくことが一層大切になる、

等の指摘があるが、これらについては、これまでの学校体育中心の発想から社会体育中心の発想への移行を考えることこそ重要であり、指摘されているようなスポーツ行事遂行上の問題点も、個別に解決することは可能であると考えられる。

(e) 会計制度との関係

秋季入学を実施すれば、新しい教育年度と4月から翌年3月までの現行会計年度とのずれが生じる。このことについては、財政制度上は対応が可能と考えられるが、実態面では、国、地方公共団体、学校での予算・会計関係の

事務量が増大し、繁雑になることが予想される。しかし、この多くは移行期間中の問題であり、その期間が過ぎれば新しい方式に習熟していくものと考えられる。なお、現に、大多数の国では、国の会計年度と教育年度はずれているがとくに支障があるとは聞いていないことに留意すべきである。

(f) 就職等の問題

秋季入学を実施すれば、全国の企業・官公庁における採用、昇進、退職等に至る人事管理全般をこれに合わせて修正する必要があり、これへの対応は困難ではないか、との指摘がある。これについては、現行でも年度途中の採用は少なくなく、秋季入学に移行するとすれば、企業、官公庁の採用システム全体に影響があるのは当然であるが、企業等を含め日本の社会全体は、十分これに対応し得る柔軟性をもっていると考えられる。

③ 秋季入学への移行の方式

(ア) 秋季入学への移行の基本的な方式としては、小学校第一学年から順次新年に切り替えていく「学年進行」方式と、小学校から大学まですべての学校・学年を一斉に新学年に移行させる「一斉移行」方式に大別することができる。本審議会としては、仮に秋季入学に移行する場合には、これまでの検討の結果、現時点では、次のような方式が比較的問題点が少ない方式ではないかと考えるが、なお検討の必要がある。

a. 移行期間中の新旧両学年の混在を避けるため、移行は全学年一斉に2年間に分けて行うこととする。

b. 最終的には、9月から翌年8月の学年制をとることとし、初年度は経過措置として6月入学とし、次年度からは9月入学とする。この場合、移行期間中の終業と入学・始業のずれは待機期間とする。

(イ) 財政上の問題点と移行時期

上記の方式は、移行期間初年度の小学校第一学年に14カ月分、次年度の第

一学年に15カ月分の児童が入学することなどにより、通常時に比して児童の増加分に対応した教職員等の増が必要となり、これをまかなうため相当の経費の負担増が見込まれる。しかし、他方では、これについては、今後児童・生徒数が減少していくので所要教員数の大幅な減少が見込まれ、現在、この自然減等を考慮しながら、教職員の定数の改善による40人学級の実現等の施策が推進されている。その施策以外の自然減分については、教職員定数の改善等他の需要との問題もあるが、これを秋季入学への移行に使うものとして移行期間を設定するならば、移行期間中の児童・生徒数の増があっても、大局的には、現在より施設や教員の増はほとんど必要ないものと思われる。ただし、私立学校については、秋季入学に移行する際、3月、4月には入学金、授業料が入らなくなり、また待機期間中も教職員の人事費を負担しなければならず、これは経営上大きな問題となるので、その財政負担の方法等については、例えば学費徴収の前倒し等の方法が考えられるが、なお今後の検討課題である。しかし、秋季入学へ移行することは、財政負担の面から実行不可能な課題であるとは考えられない。

(ウ) 上記のような移行の方式のほかに、当面、まず大学において、学期ごとに授業を集中し完結させる2学期制を積極的に推進し、春でも秋でも入学できるようにするとともに、高等学校等でも外国との高校生交流、帰国子女の受け入れを円滑にする視点から秋季入学の制度を許容するなどの方策を進め、その成果を見守りながら全般的な学校体系の秋季入学への移行の条件を整えていく方式も現実的な方策として十分検討する必要がある。また、大学の秋季入学を先行させる方式もあり、これには大学入学までに空白期間が生ずるなどの問題があるが、なお今後検討する必要がある。

④ 国民世論への配慮と今後の進め方

秋季入学への移行は、以上のとおり実現不可能な課題ではないとしても、こ

のことは国民生活全般へ及ぼす影響が大きいので、その成否は、結局のところこの問題に関する国民ひとりひとりの理解と協力が得られるかどうかにかかわっている。この点については、長年の慣習として我が国に4月入学が定着していることもあり、各種の世論調査や本審議会に寄せられた教育関係団体の意見等においても、春（桜の咲く頃）の入学を好む国民感情をはじめとして、現行制度を維持する方向の意見は極めて強く、必ずしも秋季入学の意義と必要性が国民一般に受け入れられているとはいえない。

本審議会としては、最善の提言をまとめるべく、さらに審議を継続する。

第6章 教育費・教育財政の在り方

21世紀の我が国社会・文化変動の長期的すう勢を展望すると、日本人の求める生活の豊かさの内容は、①物の豊かさから心の豊かさへ、②量の豊かさから質の豊かさへ、③ハード重視からソフト重視へ、④フロー優先からストック優先へ、⑤画一・均質から多様性・選択の自由の拡大へといわれるような根本的な転換を遂げていくものと考えられる。

これから社会については、高度知識社会、高度情報文明、ソフト化社会あるいは新しい文化国家など様々な表現で性格付けの努力が行われている。このことは、これまでの追い付き型近代化時代のような物量的豊かさや物的資本の拡充に専念しなければならなかった時代から、人格の完成、徳・知・体の調和のとれた豊かな人間性の開花を目指し、人間の心、知識、情報、芸術、科学技術、技能、スポーツなどを重視する時代、創造性、表現力などの豊かさや精神的、文化的なものを重視する時代へと、時代が急速に変貌を遂げつつあることを示している。また、国民総生産で表されるようなフローから、社会資本で表されるようなストックへと国民の関心が移りつつあることも見のがすことはできない。

こうしたすう勢は、産業や消費の構造、生活様式、貿易構造や国際関係等のあらゆる面において、今後の我が国の重点課題が、心身ともに健康な日本人の育成を目指して、教育・研究、文化・スポーツの諸活動の振興に最大限の努力を集中すべきことを明確に示している。国際社会との調和と信頼の中に生き、国際社会に貢献することのできる21世紀の国際国家日本の基礎は、新しい次元における科学技術立国、教育・研究立国、文化・スポーツ立国という基本姿勢の確立を通じてはじめて達成されるものと考える。

経済政策や産業構造政策の観点からしても、我が国は従来の経済政策および国民生活の在り方を歴史的に転換させるべき時期を迎えており、①輸出主導型から

内需主導型への産業構造の転換、②国民生活の質の向上による新しい成長、③経済のみならず科学技術、文化、学術、教育の面での国際社会への貢献等を重視した経済社会政策への転換へが強く求められている。

このことは、教育・研究、文化・スポーツに関連する諸分野の飛躍的発展が望まれているということでもあり、またこれらの諸活動を支える公共的活動の重要性とともに、民間の知識・教育・文化・情報等の産業の比重が今後ますます高まる傾向を示すであろうことを示唆している。

このような長期的観点に立って、今後我が国は、官・民の総力を結集して教育・研究、文化・スポーツの分野の飛躍的振興を図るために、教育行財政における規制緩和の推進などを含め、多様な資金が効果的に流入してくるよう適切な方策を講ずる必要がある。

教育財政の基盤である国家財政全般の現状をみると、我が国財政は巨額の公債残高を抱えるなど極めて厳しい状況にあり、現在の財政構造のもとでは、今後ともこのような財政状況が続くものと見込まれている。また、地方財政も全体としてなお厳しい状況にあり、国、地方を通じた行財政改革の推進により財政の対応力の回復を図ることが重要な課題となっている。

このような厳しい財政状況のなかで、教育・研究、文化・スポーツの振興に必要な公財政支出を確保していくため、国民世論の理解と支持を得ていくためには、まず教育・研究、文化・スポーツの分野の仕事に携わる者が、経費の節約、合理化・効率化等に真剣に取り組んでいくことが重要である。

なお、今後の人口構成の変化を展望すると、小・中学校の児童・生徒数はすでに減少過程に入っている、また18歳人口は67年にピークを迎え、その後減少に向かうことが予測されているが、このような今後の人口変動の波が教育財政の中長期展望に与える複雑な影響をよく見極めておく必要がある。

第1節 教育・研究、文化・スポーツへの重点的な資源配分

21世紀に向けての我が国①国際社会への新しい貢献、②内需主導型の産業構造への転換、③知識集約型の高付加価値産業の新しい成長、④余暇ならびに選択の自由の増大に伴う生活の質の向上、⑤グローバルな視点からの国際相互理解の深化と日本文化の個性の再発見の必要性などの時代の要請を考慮に入れ、官・民を含め国民経済全体の中で、今後の我が国諸投資の重点を教育・研究、文化・スポーツの振興に置き、その実現のために必要な資源が積極的かつ効果的に配分されていくよう最善の努力をすることを提言する。

21世紀に向けて、国際化、情報化、成熟化等の一層の進展、科学技術の高度化などが予測されているなかで、人間のもつている豊かな諸能力を開花させることにより、我が国の将来の活性化を図り、教育・研究、文化・スポーツの分野で国際社会に積極的に貢献していくことが、資源に恵まれない我が国を目指すべき基本方向であると考えられる。

また、生涯学習時代を迎えて、社会の幅広い分野にわたって教育・研究、文化・スポーツの諸活動に必要なサービスを行うソフトな民間産業が広がり、官・民の様々な分野の新たな協力関係のもとで、高度で多様なサービスが行われるようになることが予想されている。

このような展望を踏まえ、かつまた歴史上はじめて資本供給国となった我が国は、豊富で多様な資金が、必ずしも適切かつ魅力的な投資対象を国内に見出すことができないまま、依然として海外に投資されているという現状にもかんがみて、教育・研究、文化・スポーツの振興という目標に向かって、この分野のソフトなインフラストラクチャーの整備のために重点的な資源配分がなされるような仕組みを官・民で工夫することが極めて重要である。この工夫の中には、従来、こうした投資の制約になっていたと思われる各種の煩瑣な文教行政上の手続や規制を

緩和し、積極的な投資がしやすい環境の整備を図ることが重要であろう。

第2節 官・民の新しい役割分担と協力体制

明治以来の欧米工業先進国に追い付くという国家目標を基本とした、いわゆる追い付き型近代化の時代を終えて、我が国は教育、文化、生活などの水準は飛躍的に上昇し、国民が教育・研究、文化・スポーツの諸活動に求める内容はますます高度化、多様化している。こうした事態に柔軟かつ効果的に対応していくためには、公共サービスの形態と自由な競争と選択を前提とする民間サービスの形態との新しい次元での効果的な協力体制と官・民の役割分担の再構築に着手する必要があり、この観点から教育行財政の関与すべき分野と基本的に民間の活力に委ねるべき分野とを明確に整理し、教育費負担と受益の在り方、公財政支出教育費等の在り方について抜本的な検討を引き続き行う必要がある。

教育財政の基本的な在り方を検討するに当たっては、他の分野における行財政改革の進展状況をも踏まえつつ、教育行財政の関与すべき分野と基本的に民間の活力に委ねるべき分野とを明確に区別、整理し、中長期的観点に立って、官・民の役割分担の見直しを進めていく必要がある。

一般的には、ナショナル・ミニマムの確保といった基礎的なニーズへの対応は、基本的に公共部門の責任であり、また公共性が非常に高く、かつ民間部門による供給が期待できない分野は、主として公共部門が関与すべきものと考えられる。

他方、基礎的な水準をこえる多様かつ高度なニーズへの対応については、民間部門の役割に期待すべきことが大きい。とくに、民間部門との効率性の比較等の観点からみて、民間部門に委ねることが適當なものについては、可能な限り民間部門に代替されることにより、公共部門はその本来の守備範囲に重点的な取組をしていくよう努力すべきであろう。

また、公共部門と民間部門とが競争的に併存することにより、公共部門の活性化、効率化が促進され、全体としての質の向上につながる場合が多いと考えられることから、現在、教育・研究、文化・スポーツの広汎な分野にみられる民間教育産業や民間教育・研究団体等の自主的、創造的な活動を積極的に評価し、これを助長するような方向で大きく政策展開していくよう、これまでの公共部門中心の文部行政の体質を転換していく必要があるものと思われる。

第3節 教育財政の充実と重点配分

政府は、行財政改革との関連に留意しつつ、すでに述べてきたような基本的な考え方方に立って、本審議会が提言する教育改革の円滑な実現のために最善の努力をすべきである。

教育改革の推進に当たって、本審議会は教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要があるとの基本的な考え方を一貫して示している。今後、内外の情勢の変化に対応しつつ、基礎研究の充実、高等教育の質的充実、心身の健康の充実など教育・研究水準の質的向上のために、資金の思い切った重点配分に努めなければならない。

公財政支出教育費の在り方については、その重要性にかんがみ、①教育の目的としての人格の完成、②社会の活力の維持と文化の継承発展、③経済発展への寄与、④科学技術の振興への寄与、⑤国際社会への貢献などの基本的視点に立って、これに適切に対応し、その充実を図っていくことが肝要である。

教育改革の推進に当たって、本審議会は教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要があるとの基本的な考え方を一貫して示している。今後、国民や社

会のニーズ、国際化、情報化の進展等内外の情勢の変化に対応して、教育・研究水準の質的向上のために資金の思い切った重点配分が必要である。これまで、厳しい財政事情のもとにあっても、21世紀へのニーズ等を踏まえた施策の充実の努力が行われてきたが、今後、とくに、次のような施策については、公財政支出の充実に十分配慮する必要がある。

(ア) 基礎研究の充実

研究費に占める公財政支出の割合は、欧米先進国に比して相当低い水準にあり、民間部門の負担割合が応用研究を中心に高いが、基礎研究の推進には多額の資金を要し、研究リスクも高いことなどから、公共部門とりわけその主要な担い手である大学における基礎研究の充実を図る必要がある。

(イ) 学術の国際交流の促進と留学生の受入れの充実

これらは、我が国の国際的地位と責任にふさわしい国際的貢献を行うべき分野であるとともに、我が国自体の学術研究の発展や国際的相互理解の促進のためにも不可欠である。

(ウ) 大学院の飛躍的充実

今後、高度かつ創造的な教育・研究の場としての大学院への需要は一層高まると考えられるが、我が国の将来の発展の基盤を培い、国際的貢献を果たすためにも大学院の飛躍的充実が必要である。

(エ) 心身の健康の充実

物質的な豊かさや便利さなどの中で失われてきている心の豊かさやたくましさなどを回復するため、基本的生活習慣を身に付けさせることや他人を思いやる心を育てるなど徳育の一層の充実を図るとともに、自然との触れ合いの中で心と身体を育てる教育を推進し、徳・知・体の調和を目指す必要がある。

(オ) 教員の資質向上

教育の成果を十分上げるためには、教員自らがその自覚を高め、教育力の向

上を図ることが必要であり、本審議会が提言している教育改革を真に実効あるものとするためにも、教員の資質・能力の一層の向上を図ることは重要な課題である。

(カ) 育英奨学制度の充実

我が国は、欧米先進国に比べて、支給額、受給者割合ともに低い水準にあり、後に述べる方向に従って、その一層の充実・改善を図る必要がある。

(キ) 情報化への対応

高度情報社会が今後急速に進展することが予想されており、そのため情報化に備えた教育を本格的に展開するとともに、教育機関の活性化のために、情報機器の整備等情報手段の潜在力の活用を図る必要がある。

第4節 教育財政の合理化・効率化

教育にかかる既存の制度・施策の全般にわたり、国と地方の役割分担と費用負担の見直し、業務の運営の合理化、受益者負担の適正化、資産の活用等の観点から見直しを行い、教育財政の合理化・効率化を図る必要がある。

このような考え方にして、義務教育費国庫負担の在り方、学校給食の在り方、資産の活用等について見直しを行う必要がある。

教育財政については、既存の制度・施策の全般にわたり、当初の目的が達成されたものはないか、他の方法で対処できないかなど、常に新しい目で点検し、合理化・効率化に一層の努力をする必要がある。

長い歴史的経緯を経てできあがった制度といえども、経済社会情勢の変化等を踏まえて、絶えず見直しをしていくという柔軟な姿勢が必要である。

教育財政の見直しの視点としては、国と地方の役割分担と費用負担の見直し、業務の運営の合理化、受益者負担の適正化、資産の活用等の諸点が考えられる。

この場合、国、地方を通じ、教育財政の大きな部分を占める人件費の合理化・効率化をどう進めていくかが重要な視点である。

また、設置者負担の原則、受益者負担の在り方等の教育費負担の原則・在り方についても十分に検討することが必要である。

以下、主要な制度・施策の合理化・効率化について指摘するが、それ以外の事項についても不断の見直しの努力が必要であることはいうまでもない。

① 国と地方の役割分担と費用負担の見直し

教育については、可能な限り身近な行政主体である各地方公共団体が地域の特性、地域住民の意思を踏まえ、自主的判断と責任において教育行政を推進していくことが望ましい。

このような観点から、教育に関する地方分権を推進するとともに、現下における国と地方の財政状況、財源配分の在り方等を勘案し、また国と地方相互の利害に關係のある事業の円滑な運営を図るという観点にも留意しながら、教育に関する国と地方の費用負担の在り方について見直しを図る必要がある。

(ア) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度については、

a. 義務教育の妥当な規模と内容とを保障するという制度本来の趣旨や沿革からみた義務教育に関する国の負担の程度、範囲、

b. 義務教育に関する国の基準の設定と国、都道府県、市町村の間における権限、役割分担の在り方、国と地方の費用負担の在り方との関係、

c. 国と地方の財政状況、国と地方の財源配分の在り方、などを総合的に勘案しつつ、国と地方の費用負担の在り方の見直しについて大胆かつ細心な検討を行う必要がある。

(イ) 地方の国立大学の行財政

現在、地方公共団体の多くは、地元の国立大学に対して地域の意向をでき

るだけ反映させたいという希望をもっており、また、地域の活性化の観点から、大学や研究所の誘致や設置を希望するところが増えている。

このような状況のなかで、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を要する経費の地方負担を原則として排除している地方財政法第12条の趣旨を踏まえながらも、地方の国立大学に対する国と地方の協力関係について新しい方向を考えていく必要がある。

また、地方に大学を新設する場合には、国と地方、さらには民間との協力による第三セクター方式などの活用についても検討を行うべきである。

② 国公私立大学の役割分担と私学助成の在り方

(ア) 国公私立大学の役割については、地域間のバランス、民間の力の状況などを勘案しながら、基本的な考え方として、中長期的に、国立大学の教育・研究は学問体系の基幹を形成する基礎的・先端的な分野、大規模な施設・設備を要する分野、特殊な教育・研究分野などに徐々に重点化していく、公私立大学は、これらの分野も含め、多様にその役割を担っていくという方向で役割分担を図っていくことが望ましい。

(イ) 私学の役割の重要性にかんがみ、私学助成の充実・改善を図ることは重要な課題である。その在り方については、私学の独自性、自主性が十分發揮されるよう、特色ある教育・研究プロジェクトの補助についての助成等を重視する方向に向けていくべきである。

③ 学校給食の在り方

学校給食については、業務運営の現状、給食に係るコスト状況等にかんがみ、その運営の在り方について、合理化の必要性など種々の問題点が指摘されている。

このような状況にかんがみ、学校給食の民間委託や非常勤職員の活用、共同調理場方式への転換など運営の合理化を一層推進し、学校給食コストの縮減を

図る必要がある。また、運営の合理化の進捗状況等を勘案しながら、中長期的には、現在の受益者負担の在り方についても検討を行っていく必要がある。

④ 資産の活用

国立大学等が所有している資産について、教育・研究の発展に支障のない限りでの土地・施設の売却や土地信託制度の利用等による資産の一層の有効利用などを図ることを検討すべきである。また、それとともに、処分の利益が当該大学等の教育・研究の充実のために、還元されるような仕組みについても検討しておく必要がある。

第5節 民間活力の導入

高度化、多様化した国民の教育上のニーズに適切に対応し、教育の活性化、合理化を促進する観点から、規制の緩和等により民間活力の積極的導入を図っていく必要がある。

このような観点から、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和、寄附等について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化、第三セクターの活用による大学や研究機関の設置、社会教育・社会体育施設にかかる非常勤職員、ボランティアの活用、施設の民間委託等を図っていく必要がある。

① 今後、国民の教育に対する需要が一層高度化、多様化していくなかで、ある程度画一的にならざるを得ない行政では対応できない分野が増えることが予想されるが、そういう分野については、民間部門によるきめ細かな対応に期待するところが大きく、また公共部門と民間部門が併存することにより、公共部門の効率化、活性化を促し、全体として教育サービスの向上につながる場合も多いと考えられる。このような観点から、民間活力の積極的な導入を図っていくことが重要である。

② このため、大幅な規制の緩和等により、民間活力の導入を促進することが必要である。

具体的には、例えば、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和を図ることや学校への寄附等民間資金の導入について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化等の方策の検討を進めていくことが必要である。

また、土地信託方式の導入等により、可能な限り教育関係の資産の有効利用を図っていく必要がある。このような観点から、本答申で述べている教育施設等のインテリジェント化について、その具体化を検討すべきである。

さらに、第三セクターの活用によって、地域のニーズに応じた大学、研究機関を設置することや、生涯学習の観点から学校の施設、校庭の地域住民への開放などを教育委員会や例えば第三セクター等の管理のもとで図っていくような工夫を検討すべきである。

また、社会教育・社会体育施設についても、非常勤職員の活用、施設の民間委託、ボランティアの活用等民間活力の導入により、運営の合理化を図っていく必要がある。

そのほか、第二次答申で指摘した研究に関する産・官・学の連携を一層進めるような体制の整備等が必要である。また、民間奨学制度の充実を促進するような方策について検討する必要がある。

第6節 家計の教育費負担の軽減

学校教育に関する費用の過度の上昇は、教育の機会均等の確保という観点からも問題であり、教育費負担の軽減を図るための方策について検討する必要がある。このため、

ア. 税制改革においては、高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担

の重い層への配慮がなされる必要がある。

イ. 優秀な大学院学生および高度の研究に従事する研究者への貸与制・給費制の併用などの検討を含め、奨学制度の一層の充実・改善を図ることが必要である。

① 近年、父母の教育費負担は上昇傾向にあり、世代別にみると、とくに中高年齢層では家計に占める教育費の割合が増加してきている。これらの背景の一つには、学歴偏重の社会意識、過熱した受験競争などがあると考えられるが、他方で、教育・文化水準の向上に伴う教育に対する需要の高度化、多様化の現れともみることができ、その限りにおいては、教育費なかでも教養・文化費的なものの上昇それ自体を問題とすることは、必ずしも適当ではない。

しかしながら、学習塾に係る費用も含め学校教育に関する費用の過度の上昇は、教育の機会均等の確保という観点からも問題であり、教育費負担の軽減を図るための諸方策について検討する必要がある。

② 税制改革においては、第二次答申でも指摘したように、高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担の重い層への配慮がなされる必要がある。

③ 育英奨学制度については、我が国は主要先進国に比べて、支給額、受給者割合ともに低い水準にある。これは進学率の違いや我が国の補助金等が機関助成を中心として支出されてきたこととも関係しているが、今後は授業料、私学助成の在り方との関連に留意しながら、育英奨学制度の充実に施策の重点を置いていくことが望ましい。このため、現行の育英奨学制度の根幹である無利子貸与制度の充実、有利子貸与制度の一層の活用、多様な民間奨学制度の導入等とあいまって、優秀な大学院学生および高度の研究に従事する研究者への貸与制・給費制の併用などの検討を含め、奨学制度の一層の充実・改善を図ることが必要である。

なお、学校教育の改善・充実、入試改革等を進め、進学塾等に過度に依存せざるを得ないような現状を変革することが、結果的に家計の教育費負担の軽減に資するものと考える。

II. 教育改革に関する第三次答申（要旨）

はじめに

本答申では、教育改革の諸課題についての総合的・基本的な改革提言を行った第二次答申に引き続き、残された重要課題について具体的な改革提言を行っている。この答申は、第二次答申とあいまって、今次教育改革の重要課題全体にわたる基本的答申となるものである。

この答申においても、今次教育改革全体を貫く基本理念である個性重視の原則と生涯学習体系への移行の観点に立って審議を行い、評価の多元化・生涯学習の基盤整備の推進、教科書など初等中等教育の諸課題、高等教育機関の組織・運営の在り方、スポーツと教育、国際化・情報化への対応のための諸課題など、学校、社会を通じる各般の課題について具体的な改革方策を示すとともに、教育費・教育財政の在り方について提言した。

なお、入学時期の問題については、本審議会としての考え方を示したが、今後、引き続き審議を重ねることとしている。

本審議会としては、これまでの答申を通じて、主要課題全般にわたり、一応具体的な改革提言を行ったものと考えているが、今後、さらに審議会の設置期間が満了する本年8月までの間に、これまでの改革提言の実施状況を見守りつつ、3年間にわたる審議のしめくくり総括を行うこととしている。

第1章 生涯学習体系への移行

第1節 評価の多元化

(1) 評価の基本的方向

人々の創造性、個性が生かせる生涯学習体系を構築するため、これまでの学校における偏差値偏重、社会における学歴偏重の評価の在り方を根本的に改め、評価の多元化を図る必要がある。

- ア. 個性重視の観点から、人々の能力の様々な側面に着目し、特定の側面における秀でた能力を積極的に評価する。また、異なる価値観や文化を受け入れる姿勢が大切である。
- イ. 学校教育や職業生活におけるいわゆる「タテ型」の体系を改め、編入学、転学、転職、中途採用など「ヨコ」への移動の円滑化を図り、学校・地域・職場の間の交流を促進する。これにより、人々の閉塞感を取り除き、学歴取得を目指して若年時に集中している競争を緩和することが期待される。

(2) 公的職業資格制度の見直し

形式的な学歴が重視される弊害を是正し、評価の多元化を図るとともに、資格を真に能力の裏付けをもったものにする観点から、公的職業資格制度を見直す必要がある。

- ア. 公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学歴要件を除去する。これにより、資格取得の機会が可能な限り広く開かれるようとする。
- イ. 時代の変化に対応し、資格の更新や資格所持者に対する講習の実施などを検討するとともに、資格の整理統合や改善等を図る。
- ウ. 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な職業教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。

(3) 社会における評価

情報化、国際化、成熟化、高齢化など社会の変化およびそれに伴う高学歴者の増加や雇用の多様化に対応するため、上記(1)の観点から、評価の多元化と制度の弾力化を図っていくことが必要である。

- ア. 企業・官公庁においては、新規学卒者に偏ることなく、多様な人材に門戸を開放し、中途採用などを円滑化することが求められる。このため、専門職、技術職を中心に、過去の業績や職歴、学習歴の適切な評価や、業界などにおける広範な職業能力評価システムの導入を促進する。
- イ. 在職者が一時的に職場を離れて行う教育訓練の成果を適切に評価し、その昇進、昇格の経路などの多様化を促進する。
- ウ. 専修学校卒業者の採用や待遇に当たって、相当する後期中等教育・高等教育機関としての取扱いがなされるよう改善に努めることや、高校生を対象とする技術等の検定の実施など、职业教育の社会的評価を高める方策を進める。
- エ. 地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して、専門的な知識や技術の習得を希望する人々に対する研修プログラムを準備する。

第2節 生涯学習の基盤整備

(1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を形成し、地域特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める必要がある。このため、各人の自発的な意思により、自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ、地方が主体性を発揮しながら、まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していく。

- ア. 地域の人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備する。
- イ. 情報化、国際化、成熟化、高齢化など時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発を推進する。
- ウ. 趣味等を生かした自発的学习活動が、社会生活の中で生かされるような環境を整備する。
- エ. 教育・学习活動の一層の活性化を促すため、民間施設を含め、教育・研究・文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、各分野の人材の有効活用を図る。
- オ. 快適な空間やゆとりの時間を確保するなど、人々の多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る。
- カ. 生涯学習の多様なまちづくりを進めるため、国および地方において、生涯学習に取り組む市区町村の中から、特色あるものをモデル地域に指定する。

(2) 教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化

教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用することが必要である。このため、高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を、地域の状況や施設の特性に応じて進めていく。

- ア. インテリジェント化を進めることにより、とくに時間的・空間的制約の多い地域の活性化に役立てる。
- イ. 情報化が人々に及ぼす影響に配慮し、自然や文化とのかかわりを重視する。
- ウ. 施設の活用法については、各施設や設置者の自主性を尊重する。
- エ. インテリジェント化により、既存施設の積極的活用を含め、教育・研究・

- 文化・スポーツ施設の再編・整備を図る。整備に当たっては、民間活力を活用することや制度面、財政面での配慮について検討する。
- オ. 社会の公共財として施設の有効活用を推進するため、施設の管理・運営の在り方を見直す。施設の特性に応じて設置者が直接施設の管理に当たる場合のほか、第三者に委託する方法などを検討する。
- カ. 施設の活用に伴う利益を、自主財源として教育活動等に還元する方法を検討する。

第2章 初等中等教育の改革

第1節 教科書制度の改革

(1) 改革の基本方向

我が国における社会の変化および文化の進展に対応して、21世紀に向けてよりよい初等中等教育の実現を期するためには、教科課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材としての教科書の制度全般にわたる改革を行うことが極めて重要である。

ア. 今後の教育をめぐる情報化や教材の多様化が進展するなかで、個性を尊重した多様な教育・学習を推進する観点に立って、教科書の在り方や利用の仕方を見直す。この際とくに、教員が指導のために使用する教材としての性格よりも児童・生徒が使用する学習材としての性格を重視する。

イ. 教科書制度の改革は、教科書制度の歴史と問題点、我が国の教育文化水準の向上と社会の成熟に伴う環境条件の変化、さらには今後の情報化、国際化の一層の進展などが教科書・教材の在り方等に与えるであろう様々な影響を踏まえつつ、とくに①教科書の質の向上と創意工夫の促進、②個性豊かで多様な教科書の発行、③創造性・考える力・表現力の育成、④児童・生徒の発達段階や実態への配慮、適切な教育内容の精選と水準の維持、⑤教育の信頼性と中立性・公正の確保、機会均等の保障、の諸点を重視して進められなければならない。

(2) 教科書の著作・編集機能の向上と研究開発体制の確立

教科書は民間の教科書発行者による著作・編集が基本とされており、民間の創意工夫にまつところが極めて大きい。この趣旨を真に生かすためには、著作

・編集機能の向上と責任体制の確立を図る必要がある。

ア. 民間における教科書研究等の拡充を図るとともに、教科書発行者においては、優れた著作者・編集者を確保することに努めることが望まれる。

また、教科書における著作者名等の表示については、編集責任者名を明示させるなど、教科書の著作・編集の実際の責任の所在を明確にする。

イ. カリキュラム、教科書、指導方法、教材等の研究・開発・評価を総合的に行う民間、官民協力あるいは国立の研究センター等を拡充・整備する。この研究センター等は、教科書の著作・編集に関する相談に応ずる機能を併せ有するものとする。

(3) 新しい検定制度

適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されるようにするとともに、教科書制度および教科書の内容に対する信頼を高めるため、検定制度の改革を図る必要がある。

ア. 教科書発行者の教科書作成のための創意工夫を促進するとともに、検定の機能は、教科書としての適格性の判定に重点を置くものとする。

イ. 検定の合否の判定を総合的、大局的観点から行うとともに、著作者・編集者の創意工夫が生かされるよう、検定基準を見直し、重点化・簡素化を図る。

その際、現行の基本条件と必要条件を再編整理し、内容の正確性、水準および中立性・公正などの基準を重点とすべきである。

また、教科によっては、学年別でなく複数年向きに作成したり、教育内容の領域などによって分冊にしたりできるようにする。

また、現行の検定基準、検定基準実施細則等に規定されている編集技術的なもの、体裁に関する基準等教科書の作成に必要な細目については、これを廃止・簡略化し、これに代えて前述の研究センターや官民協力により、例え

ば「教科書作成の手引き」などを作成し、教科書の著作・編集のための参考資料として提供することが望ましい。

ウ. 教科書検定を公正・適切に行う観点から、審査手続を見直し、審査過程を簡略化する。その際、現在行われている原稿本、内閣本、見本本による三段階審査を一本化する。

エ. 総合的、大局的観点からの審査を行うため、教科用図書検定調査審議会、教科書調査官等の制度と構成を見直す。教科用図書検定調査審議会の委員の人選については、適正な構成になるよう考慮する必要がある。

オ. 文部大臣による検定の合否の判定は、審議会の答申に基づいて行う。

その際、文部大臣は、審議会の答申に基づいて、修正の指示をすることができる。

カ. 検定の審査の過程の概要、合否の判定の理由等について、適当な方法により、公開する。

キ. 検定の周期は、学校段階や教科の種類等を考慮し、現行より長期化する。

ク. 高等学校の教科書については、小・中学校の場合より簡素化の方向で検定基準の在り方を検討する必要がある。また、教科によっては、検定の対象としないことについても、教科指導の在り方、教科書の水準の維持、大学入試との関連、教科書をめぐる環境条件の成熟状況を勘案しながら、検討していく必要がある。

なお、高等学校教科書の定価については、規制緩和の方向でその認可の在り方を見直す。

(4) 採択・供給

ア. 採択組織・手続、採択理由の周知などについては、適切な教科書の採択、教科書研究の推進や公正な競争の確保などの観点を考慮しつつ、一層の改善

を図る。

この際、学校・教員・保護者の意見がよりよく反映できるようさらに工夫する。

イ. 国民の教科書に対する関心を高めるため、一般書店での販売や図書館・公民館などに常備することを奨励する。

ウ. 現在とられている教科書供給体制については、より開放的なものとすることが望まれる。

(5) 無償給与制度

義務教育段階の教科書の無償給与制については、義務教育無償の理念をより広く実現するなどの考え方に基づいて、無償給与制を維持すべきであるという考えがある。

同時に、保護者の負担能力や経済的効率性の観点、また教科書觀や指導方法に与える影響、教科書の質の向上等の教育的観点から、有償論、貸与論、一部有償論、一部貸与論など様々な考え方がある。

今後、社会・経済や国民の意識・教育觀の変化、教科書の在り方をはじめ初等中等教育全体の在り方の動向との関連において検討を続けることとし、当面、義務教育段階の無償給与制を継続する。

(6) 教科書制度改革の長期的課題

教科書制度の在り方については、長期的には自由発行・自由採択に移行できるよう努力することが望ましいという主張と、検定の廃止や自由発行への移行には十分慎重であるべきであるという主張とがあり、どのような方策をとるかは、民間の著作・編集能力、国民の教科書觀、入試制度の実態、教員の資質向

上など様々な状況や教育に対する国の役割についての考え方と極めて深いかかわりがある。よりよい教科書を作る観点から考えると、このような状況の変化に対して柔軟に対応していくことが必要であり、将来もこの教科書制度の在り方についての調査研究を引き続いだ行うことが肝要である。

第2節 後期中等教育の多様化

(1) 高等学校入学者選抜方法の改善

高等学校教育は、個性・能力等が異なる生徒に対して多様な教育の機会を提供するため、各学校の個性化・特色化を推進する必要がある。このため、高等学校の入学者選抜方法は、各都道府県においてその実情に応じ、選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を図る。

ア. 学力検査の対象教科およびその結果や調査書、面接、論文（作文）等の利用の仕方・比重の置き方は、各高等学校、学科の特色に応じて定めるようとする。

イ. 学力検査問題の内容を常に見直す仕組みを整備し、記憶力をみる内容から考える力や応用力などをみる内容に改善を進める。

なお、この際、常識問題に関するテストを行うことを検討する。

また、中学校時代における生活など受験者の過去の行動を題材とする作文の導入を期待する。

ウ. 選抜において学力検査とともに調査書を資料とする際の調査書の活用の仕方について見直す。

この際、調査書の各教科の学習の記録の利用については、単に総点主義、平均点主義に陥ることなく、各高等学校、学科の特色に応じて優れた教科の学習の記録を活用することを考慮する。

エ. 生徒の進路選択の主体性を高めるとともに、その機会を拡大するため、受

験機会の複数化について配慮する。

オ. 保護者の転勤に伴う転学を容易にするため、特別定員枠の設定、試験の実施回数の増など、弾力的な措置を推進する。

カ. 国立および私立の高等学校の関係者には、入学者選抜の公共性、中学校以下の教育に及ぼす影響などにかんがみ、その入学者選抜方法の改善を強く要望する。

(2) 後期中等教育の課題

ほとんどの者が進学する高等学校の生徒は、今日極めて多様になっている。このため、高等学校を中心とする後期中等教育については、できるだけその構造を柔軟なものにするとともに、多様な教育の機会を提供する方策等を進めることが、重要な課題である。

ア. 後期中等教育の多様化への要請に対しては、当面、高等学校、専修学校などの現行制度を基本とし、これと並行して、これまでの答申において提言したように、制度上の多様な選択の道を開くとともに、現行制度の機能・運営・内容の多様化のための改革を行い、各学校の個性化を推進する。

イ. 後期中等教育の多様化の在り方については、今後なお社会、経済、雇用、進学等の諸般の動向を注視しながら、高等学校、専修学校などの後期中等教育制度の再編の可能性や必要性を含めて、不斷に専門的、多角的な調査研究を進め、改めて検討する必要がある。

第3節 就学前の教育の振興

家庭は人間形成の最初の、かつ、基盤的な場であり、そこからしだいに生活圏が拡大する。こうした過程のなかで、社会性の芽生える幼児期に集団活動の機会を与えることは大切である。幼稚園・保育所は、その目的は異なるが、幼

児教育において重要な役割を果たしており、その充実を図る。

ア. 幼稚園・保育所は就園希望、保育ニーズに適切に対応できるよう、それぞれの制度の中で整備を進める。

この際、幼稚園については、保育所の整備が進んでいない地域などにおける時間延長、保育所については、臨時の要請に対応する私的契約など、両施設の運用を弹力的に進め、家庭や社会の要請、変化に柔軟に対応する。

イ. 幼稚園における教育内容は、遊びを中心としながら、直接体験、人・自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを深めること、基本的生活習慣の育成を重視する。

学級編制および教職員定数については、学級定員の引下げ、園長の専任制や教頭の配置を検討する。

ウ. 教員の養成については、幼児への対応、専門性を高める観点からその内容等を見直す。また、初任者研修、現職研修については、幼稚園の特性を考慮し、第二次答申の趣旨を尊重した適切な措置が望まれる。

保育所の保母の養成、初任者研修、現職研修については、その保育内容、

児童福祉制度全体の観点から検討する。

エ. 子どもの円滑な連続的成长や地域社会の子どもとしての健全な育成を図るため、小学校教育とのつながり、家庭・地域社会の連携を強化する。

第4節 障害者教育の振興

(1) 障害者教育の充実

障害者が、家庭や地域社会から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本として、幼・少年期の段階において社会的に自立するための基礎となる本人のもつ能力を最大限に引き出し、伸長する。

ア. 障害の早期発見・早期治療と早期教育のため、医療・福祉・教育が一体として機能する地域センターの設置を推進する。また、特殊教育センター等の機能の拡大、乳幼児施設における障害者の受け入れの促進・専門家の配置などの措置を講ずる。

イ. 特殊教育諸学校の整備は、障害の重度・重複化等の傾向や地域社会とのかかわり等を考慮して行う。特殊学級については、障害の実情等を考慮し、通級学級における指導体制の充実を含め、その整備に努める。

また、教育内容・指導方法の改善・開発を推進する。

ウ. 特殊教育を受ける児童・生徒と通常の教育を受ける児童・生徒との自然な触れ合いを進める観点から、共同活動等の場を積極的に設ける。また、障害者理解の教育を積極的に推進する。

エ. 障害の種類と程度に応じた適切な就学を確保するため、医師や心理の専門家の活用を含め就学指導委員会、就学相談などの充実を図る。

就学後も児童・生徒の発達や障害の種類の状況を正確に把握し、適切な教育上の措置が講じられるよう一層努力する。

オ. 障害者教育について、教員の意識の改革を図るとともに、教員構成・人事異動の在り方なども含め、その専門性を高める措置を多面的に講ずる。

(2) 障害者の社会参加・自立の促進

障害者の社会参加・自立を促進するため、障害を有する者と地域社会とのかかわりを深めるような措置を進めるとともに、雇用、生涯学習の機会の拡大を図る。

ア. 社会教育・スポーツ施設、学校施設などを含め、障害者の利用に配慮した施設の建築の在り方を工夫し、障害者の活動・地域社会への参加を促進する。

イ. 障害者教育の各段階、とくに後期中等教育における職業教育についてその

充実を図る。また、各種職業訓練施設における職業能力開発の充実、とくに障害者向けの向上訓練課程の整備とその活用を図る。

ウ. 卒業・修了後の職域・雇用の拡大を図る。

第5節 開かれた学校と管理・運営の確立

(1) 学校の活性化のための新しい課題

生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放することは重要である。また、情報化・国際化をはじめ今日の社会・経済などの変化は著しく、こうしたなかで新たな要請も生じている。これらの要請に対応するため、学校を地域社会の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域社会の協力関係を確立する。

ア. 地域社会の共同の施設としての観点に立って学校施設の開放を進めるとともに、学校とその他の教育機関が全体として有効な役割分担と緊密な協力関係を有し、発展することができるよう、地域の教育機関全体の効果的なネットワークの形成を図る。

イ. 学校は、家庭・地域社会などに対して努めて開かれたものとし、その教育について理解を得るようにするとともに、家庭・地域社会の建設的な意見をその運営に反映させるなどしてそれらとの連携を密にし、その教育力の向上にさらに努力する。

ウ. 情報化などに地域社会として積極的に対応するとともに、地域における生涯学習、情報活動の拠点として学校の施設・機能の向上とその有効な活用を推進する。

エ. 国内・国際間の交流の進展するなかで、異なるものを受け入れ、理解を深める観点から、教育・指導を含め学校の取組の改善を図る。

オ. 教育委員会は、以上のような新しい課題を積極的に受けとめ、施設管理の

在り方をはじめ適正な学校の管理・運営を図る。また、校長は、教育委員会と連携し、円滑な学校の管理・運営の確立に努力する。

(2) 自然学校の推進

情報化・都市化が進み、自然の中で相互に切磋琢磨する機会が失われてきて いる。このような現状にかんがみ、今後、児童・生徒が都市生活を離れ、自然環境の中で生活をする機会を増大させ、その生命力、活力の維持・向上、心身の健康の増進、生命や自然への畏敬の念や豊かな情操の涵養を図るとともに、自然体験学習、集団生活、都市と農山漁村との交流、多様な地域文化との触れ合いなどを飛躍的に増やしていく必要がある。このため、学校教育全体の中で「自然学校」を積極的に推進する方策を検討する。

また、農山漁村の児童・生徒が都会での生活体験をもつことのできるよう、相互の交流を拡大する。

(3) 学校の管理・運営の確立と生徒指導の課題

初等中等教育の諸学校の管理・運営の改善については、第二次答申において提言し、その趣旨の実現に向かって各方面において取組がなされているが、さらに上記(1)、(2)の視点を踏まえつつ、次の諸点に留意して学校の管理・運営の確立と活性化を図る。

ア. 校長は、学校の管理・運営の直接の責任者として、教育委員会等と密接な連絡をとりながら、地域社会全体の教育力の向上の中で、学校教育がその目的を十分に達成できるよう、その職務の円滑な遂行に努力する必要がある。

イ. 教育委員会は、学校の管理・運営に対する重い責任を自覚し、校長の意見を積極的に汲み上げ、適時適切な助言や援助を行うことはもとより、保護者や地域社会の意見を適切に学校の管理・運営に反映できるよう努力する。

ウ. 教員に対するカウンセリングを含む援助組織を整備するとともに、これに関連する福利厚生の充実に努める。

エ. 経済・社会・文化の構造的な変化の中での学校と社会との新たなかかわり方の中で、飲酒、喫煙、薬物の問題への対応や性に関する問題は今後重要性を増してくると考えられる。これらの問題については、生命の尊厳を基盤として、教育環境の人間化や健康教育の観点から学校教育全体として積極的に取り組み、適切な生徒指導が行われるよう努力する。

第6節 通学区域

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度である。しかし、この制度の実際の姿については、その本来の趣旨にもかかわらず、就学すべき学校について、事実上単なる機械的、硬直的な指定となり、選択の機会に対する配慮に欠ける状況がみられる。このことが学校教育の画一性、硬直性、閉鎖性と子どもの自主的精神・個性の伸長を妨げていることなどの一因となっていると考えられるので、法令上の措置の必要性の検討を含め、その在り方を見直す必要がある。

ア. 現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、各教育委員会が地域の実情に即し、可能な限り、子どもに適した教育を受けさせたいという親（保護者）の希望を生かすための工夫を行う方向で改革するとともに、様々な改革プログラムの総合的検討を進める。

イ. 学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、具体的には、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきである。

ウ. 通学区域制度の見直しと学校選択の機会の拡大については、国や教育委員会の全国的組織等が一定の方式を定め、全国一律に採用するというような画一主義を排し、あくまで市町村教育委員会がそれぞれの地域の歴史や実情、住民の意思を最大限に尊重しつつ、自主的判断と主体的責任に基づき進めるよう十分に配慮する。

第7節 塾など民間教育産業への対応

(1) 民間教育産業の新しい役割

21世紀に向けての展望のなかで、多様な民間教育産業の新たな発展とその新しい役割や影響を認識し、その基本的な在り方を検討していく必要がある。

ア. 学校教育ならびに教育行政は、大学、高等学校、中学校等従来からの学校に在学している児童・生徒・学生の多数が、一方で多様な民間教育産業の教育サービスをも受けているという、いわゆる「ダブル・スクール現象」の実態を踏まえるとともに、それを通じて現在の学校教育の在り方を反省し、学校教育の改革に生かすよう努力すべきである。また、学校と塾など民間教育産業の関係のあるべき姿や教育行政の対応の仕方等についても、基本的な検討を行うべきである。

イ. これから高度情報社会、高度知識社会への長期展望のなかに民間教育産業を位置付けてみた場合、その成長・発展の可能性ならびに望ましい発展の方向はどのようなものなのかを、教育における民間活力の導入との関連も含めて、長期的な教育産業政策の観点から十分慎重に検討する必要がある。

ウ. 本審議会が第二次答申において提言した「生涯学習体系への移行」、「21世紀のための教育体系の再編成」、とくに「新しい柔軟な教育ネットワークの形成」の中に、民間教育産業の役割・機能分担をどう積極的に位置付けるべきか、そのためには民間教育産業の側でどのような体質改善や対応が

迫られるかを検討する必要がある。

(2) 正確な実態把握と情報提供

各教育委員会をはじめ教育行政当局は、民間教育産業の実態を正確に調査、把握するように努め、その実態と問題点に関する情報を各学校、家庭、地域社会に提供することにより、教育関係者の認識を深め、判断力の向上に資するとともに、問題点の克服に努めながら、民間教育産業と各学校、家庭、地域社会との適切な新しい関係が形成されていくことを間接的に促すよう対応すべきである。

(3) 学習塾通いの過熱化への対応

小学生・中学生の学習塾通いの過熱化については、子どもの心身の発達への悪影響など弊害が多いので、その克服のため真剣な努力を払う必要がある。

したがって、学校、家庭、学習塾、地域社会、教育行政など関係者の間で相互に連絡を密にしながら、とりわけ入試の改善、学校教育の質の向上、子どもの健康の重視と学校開放の促進、親の自覚と家庭生活の充実等の諸点につき必要な改善努力を行うことが望ましい。

第3章 高等教育機関の組織・運営の改革

第1節 高等教育財政

我が国の高等教育は、私学依存の比率が高いため、その財政の現状をみると、公財政支出において十分ではない。高等教育の質的向上を図るためには、高等教育の在り方を見直しつつ、公財政支出の一層の充実が不可欠である。同時に、高等教育機関への資金の多元的導入を促し、その自主的な財政基盤を強化し、充実する必要がある。

- ア. 公財政支出の一層の充実に当たっては、配分の適正化、重点的・効率的支出に努め、ことに、①基礎的、創造的な学術研究の振興、②外国人留学生の受入れ、学術の国際交流など国際性の発展にかかる諸活動、③大学院の充実とその活性化等の諸課題に重点を置く。
- イ. 私学振興は国の重要な責務であり、私立学校振興助成法に基づく経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る。
- ウ. 地域社会と高等教育機関との連携を深め、とくに地域の大学等と地方公共団体が、財政的にもそれぞれの発意により、協力関係を実現し得る方策を講ずる。
- エ. 高等教育機関に対する寄附金の増大を促すため、国・公立大学等および私立大学等のそれぞれにかかる寄附受入れの諸条件を改善する。
- オ. 国立大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を發揮し得る条件を整備するため、予算、会計の弾力化を図り、各大学に諸種の自己基金や附置財團の設立を促す。また、国立大学資産の社会への開放利用ならびに土地信託など資産の活用を図る方策を検討する。

力、高等教育経費に占める父母の家計負担は上昇傾向にあり、その軽減を図る必要がある。今後の高等教育の発展を踏まえ、育英奨学制度の在り方を改善し、その充実を検討すべきである。

第2節 大学の組織と運営

(1) 大学における自主・自律の確立

大学が一個の組織体・経営体として自ら教育・研究に関する政策を決定し、それを踏まえて、自由な気風と厳しい自己評価のもとで、優れた教育・研究活動を進め、創造性を發揮することは今後ますます重要である。また多彩にして個性的な高等教育の発展のためにも、大学の組織・運営における自主・自律体制の確立は不可欠な要素である。

ア. 国立大学については、広義の国家行政組織としての位置付けが、しばしば瑣末な点に至るまで硬直的に作用し、その在り方が、ややもすれば画一化し、個々の大学の自発性が制約されている。これを改め、管理・運営の自主的責任体制を確立し、学長、学部長等のリーダーシップの発揮に努める。それとともに、教授会、評議会などの合議制審議機関が大学自治の中心を担うものとして尊敬に値する良識を備えることが要請される。

イ. 私立大学は私的発意によって設立され、独自の建学の精神および学風を備える高等教育機関であり、その特性を発揚し、自由な教育・研究活動を展開することが望まれる。大学運営の面では、学長を中心とする教学の管理運営組織と合議制審議機関としての教授会がそれぞれの責務を明確にし、教学側と理事会が協調して、大学を含めて学校法人が一体として、社会的責任を果たすべきである。

ウ. 公立大学は地方公共団体および当該地域社会と密接にかかわる。その教育と研究を社会に開かれたものとし、地域社会の発展に寄与すべく、斬新な

構想を展開することが期待される。

(2) 教員と職員

教員は大学の教学の中心を担うものであり、教育・研究に深い情熱と高い能力を併せもつ、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本問題である。また職員は、教育・研究の遂行および大学の経営上不可欠の要員であり、その資質の向上と組織の改善は今後の大学の注意を払うべき課題である。

ア. 教員に広く人材を求めるため、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める。教員の選考に当たっては大学が公正に判断し、責任を尽くすことが望まれる。

イ. 人事の閉鎖性を排除し、その流動性を促すべく、教員に任期制を導入し得る道を開く。その際、待遇、研究条件等について検討する。

ウ. 研究者養成、後継者育成の在り方について積極的な施策を進める。その際、ポスト・ドクトラル・フェローの制度化と充実、助手の職務内容、待遇、職名等について検討する。

エ. 大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望まれる。

オ. 教育・研究の活性化のためには、事務組織の再編成、機能の改善が必要であり、また職員の体系的、専門的な研修を充実してその資質の向上を図る。

(3) 開かれた大学

大学は自主・自律の精神を堅持する一面、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。

ア. 大学が社会各層や地域社会の大学に対する意見や要望を徴し、また大学に

対して社会の理解と支持を求めるため、学外者の参加を得た諮問の機関ないし組織をもつことは有意義であり、その設置と活用を積極化することが望まれる。

- イ. 生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きい。公開講座、市民講座等への協力、大学諸施設の市民への開放、大学への社会人の受入れ等を積極化する。
- ウ. 情報システムの普及において大学はその重要な要素であり、それに対応する体制を整備する。

第3節 大学の設置形態

我が国の大学は設置形態上、国立大学、公立大学、私立大学に分けられる。それぞれが固有の歴史的背景と特色を備え、ますます多様化する社会的要請に応じて機能しているということができるが、各々がさらに組織・運営の改善・改革に努めて内容を充実するとともに、格差を解消し、相互の交流を密にして、全体として高等教育の発展を図らなければならない。

ことに国・公立大学については各大学の自主・自律体制の確立、教育・研究の特質に応じた柔軟・活発な運営が求められ、そのため現行の行財政的諸規制の大幅な緩和、弾力化が必要である。さらに将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な検討を加え、るべき大学の在り方、それにかかる国との関与の仕組みを創造することが望まれる。国および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

第4章 スポーツと教育

(1) 生涯スポーツの推進

個々人の生活環境やその健康・体力などに応じたスポーツ活動が容易に行えるようにするために、健康科学・スポーツ医学の研究の成果を踏まえながら、地域社会・職域におけるスポーツ活動の推進のための施策を講ずるとともに、学校体育と社会体育の連携を図る。

ア. 障害者を含め幼児から高齢者までその心身の健康や発達段階・環境に応じたスポーツ活動ができるよう、スポーツプログラムの開発・研究を継続的に推進する。

また、生涯スポーツ、スポーツの生活化の観点から、学校体育の内容を見直す。

イ. 国は、国・地方公共団体のスポーツ施設の整備を促進するため、その整備基準を策定する。国においてはこれらの整備に資するため、財政その他において必要な援助措置を講ずる。

民間のスポーツ施設の整備を推進するため、国・地方公共団体は民間のスポーツ施設の維持・整備や空地等の開放について、税制上の優遇措置などを含め必要な支援措置を積極的に検討する。

ウ. 学校のスポーツ施設等については、地域社会の共同の施設であるとの観点に立って、その整備の在り方を検討する。

また、それら施設等の時間帯別利用が円滑に行われるよう、施設管理の責任の在り方、建築について工夫する。

エ. 一定規模以上のスポーツ施設には、スポーツ指導員等を置くように努める。このため、社会体育指導者や健康づくりの観点から運動指導を行い得る者の

資格認定制度の整備を推進する。

オ. 市町村においては、スポーツ活動等の開催情報、スポーツ施設の利用方法などに関する広報活動を推進する。

カ. スポーツ活動に伴う傷害等による損失について保険制度の拡充・整備を図る。

(2) 競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るために、その基盤となる青少年のスポーツ活動を促進するとともに、第一線選手あるいはその活動を終えた者の待遇を含め、競技力向上のための環境条件の積極的な整備を図る。

ア. 子どもの発達段階および対象種目の特性に応じたスポーツカリキュラムの開発を図る。

また、素質ある者に一貫した指導を受ける機会を与える等の立場から、一定の地域ブロックごとに6年制中等学校などを設置することや高等専門学校の分野を拡大することについて検討する。

イ. 優秀な指導者の育成を図るため、コーチ制度の確立を図る。このため、資格認定制度を整備する。

また、第一線選手あるいは選手活動を終えた者に、スポーツ指導者への道を開く。

ウ. 国、地方、民間レベルにおける国際交流を積極的に推進する措置を講ずる。

エ. 第一線選手など国際的にも活躍した選手について顕彰措置の導入・拡大を図る。

オ. スポーツに秀でた者で経済的理由によりその継続が困難な者に対するスポーツ奨学制度等の整備・拡充について検討する。

(3) スポーツ医・科学の研究の推進

トレーニングの理論と方法の開発などを行うとともに、幼児から高齢者まで、その心身の健康や発達段階・環境に応じたスポーツ活動が行えるようにするために、健康科学などの連携を含めたスポーツ医・科学の研究を推進する。

ア. 国立のスポーツ医・科学研究所を設置する必要がある。

なお、この研究所にその研究成果に基づく高度のトレーニング機能を有するナショナルトレーニングセンターを併せ設置することについて検討する。

イ. この施設を中心として、大学・研究所、体育・スポーツ医学の関係団体等と研究のネットワークの形成を図るようにする。

(4) スポーツ振興推進懇談会の設置等

生涯スポーツ、競技スポーツの積極的な推進を図るために、スポーツ振興のための組織の整備、活性化を図るとともに、スポーツ活動が積極的に評価されるよう改善を図る。

ア. スポーツ活動の飛躍的な振興の推進に資するため、官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」（仮称）を設け、スポーツ行政の在り方を含め積極的な対応を進める。

イ. 企業関係者を含め民間におけるスポーツ振興のための組織が一層整備されることを要請する。

ウ. 青少年のスポーツ活動の振興を図るため、入学者選抜や就職の際にこれらの活動が積極的に評価されるよう配慮する。

第5章

時代の変化に対応するための改革

第1節 國際化への対応

(1) 自らの手で國際化を進める教育システムー新機軸のすすめー

國際化に対応した教育の前進を図るため、自信をもって、それぞれの分野・レベルでの実験が試みられることが何よりも重要である。

ア. 学校においては、指導方法、カリキュラムの研究開発等を進め、また、地域社会においては、幅広い国際的交流を図るなど、種々の創意工夫を積極的に行なうことが望まれる。

イ. 国や地方の関係機関は、これらの創意工夫を可能ならしめ、かつ、助長するよう、先例にとらわれることなく自ら率先して新機軸を打ち出す必要がある。また、国際理解のための教育の教材センター的な機能の強化を図るほか、それぞれの場における具体的な国際化の試みに関する情報の交換・普及を促進する。

ウ. 以上を集大成し、国としての政策方向をも盛った「教育の国際化白書」を作成する。

(2) いくつかの具体的提言

① 異なるものへの関心と寛容ー国際的に開かれた学校ー

日本の学校の望ましい在り方としては、帰国子女や外国人子女がどの学校でもどの段階でも、円滑に入学し、共に学び、その海外における体験が生かされていくような開かれた学校を目指すべきである。このため、当面、次のような施策を積極的に図っていく必要がある。

ア. 帰国子女、外国人子女を受け入れる場合、その学校に相談窓口や日本語教育の中核となる専任教員の配置を進めるとともに、海外経験教員の積極的な活用、外国人教員の招致を推進する。

イ. 國際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校（新国際学校）の設置を図る。

ウ. 高校生の外国の高等学校における修学を日本国内における履修とみなしえるような措置を講ずる。

② 国境をこえる人材の育成ー留学生への対応ー

ア. 留学生については、その受入れ体制全般にわたる整備・充実が緊要であるが、とくに、生活上の人間的触れ合いの場の確保、帰国留学生へのアフターケアの拡充など、気持ちの通う対策に、より一層配慮していく必要がある。

イ. 教育交流の一層の促進を図る観点から、日本の高等教育機関における外国人学生の短期の修学の機会の拡大についても検討する。

③ コミュニケーションに役立つ言語教育

ー国際通用語としての英語および日本語ー

ア. 外国語とくに英語の教育においては、広くコミュニケーションを図るために国際通用語（リンガ・フランカ）習得の側面に重点を置く必要があり、中学校、高等学校、大学を通じた英語教育の在り方について、基本的な見直しを行う。

イ. 外国人に対する日本語教育については、国際通用語としての日本語の研究および教育方法・教材の開発が緊要である。また、日本語教員の養成を急ぐとともに、海外における日本語の普及に努める。

④ 主体性の確立と相対化—生涯学習への課題—

- ア. 國際社會に通用する日本人として、主体性を確立しつつも自らを相対化する態度と能力を有することが要請される。すなわち、日本文化について深い素養をもち、しかも、日本の在り方を相対化して、自らをらせん型に深めかつ高める視点が必要である。
- イ. また、人間関係の基礎としての社交能力が体得されなければならない。例えば、海外にあっては、その国の国旗、国歌等に対して敬意を払うなど国際的に常識とされている基本的マナーを身に付け、現地の文化や習慣を尊重する謙虚さを失わないようとするなど、子どものしつけに対する家庭、学校における配慮が必要である。

第2節 情報化への対応

(1) 情報モラルの確立

- 情報化社会においては、人々が、情報内容、情報手段を含めて情報の在り方についての基本認識—「情報モラル」をもつことが必要である。
- ア. 将来を見込んだ新しい倫理、道徳を早急に確立する。
 - イ. 新しい常識の確立、情報価値の認識の向上を図る。

(2) 情報化社会型システムの構築

新しい情報化社会をリードする教育を本格的に展開するとともに、様々な情報手段の潜在力を最大限に活用して、「開かれた学校」への転換を促進し、多様な教育機関を結ぶネットワークの形成を促すなど教育の活性化を推し進める必要がある。このため、多様な学習要求にこたえ、学習者の自発性・創造性を

高めるよう、あらゆる情報技術を活用した新しい教育システム、「情報化社会型システム」の構築を目指して、以下のような点に留意しつつ研究・開発体制を整備する。また、その成果を広く社会に波及させる必要がある。

- ア. 情報活用能力の育成に本格的に取り組むため、その教育内容・方法について検討する。
- イ. 教育の各分野に最適なメディア教材を研究・開発する体制を整備する。
- ウ. 教員が各メディア機器・教材の利用に積極的かつ柔軟に取り組み、子どもたちの自発的学習を支援する役割が果たせるような体制を整備する。
- エ. 情報機器のもつ影の部分などの問題を検討するための研究体制を整備する。

(3) 情報環境の整備

望ましい情報化社会を構築していくために、本格的な情報基盤の整備を進める必要がある。その際、社会全体の画一的な情報化を避け、多様性をもつ社会の構築を目指すとともに、従来文化との連続性や諸外国との連係に十分留意する。

- ア. 学校をはじめとする様々な教育施設を本格的な情報環境として整備する。
- イ. 社会の要請に応じて、データベースを開かれたものとして構築するとともに、簡易なデータベース構築システムを開発する。
- ウ. 情報手段の発達により増大する疑似環境（モデル化された人工環境）を教育分野に積極的に活用する。
- エ. テレビ等マスメディアの積極的侧面を生涯学習のなかで活用する。

第3節 入学時期

現行の4月入学制度は、明治以来長年にわたり、国民の間に定着してきた制度であるが、今後21世紀に向けて社会全体の変化を踏まえ、生涯学習体系へ

の移行、国際化の進展、より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点等を勘案すれば、将来、学校教育が秋季入学制に移行することには、大きな意義が認められる。

秋季入学については、他方において、夏休み中の子どもの教育指導の問題をはじめとして種々の問題点が指摘されているが、いずれも決定的な支障となるものではなく、移行に伴う教育上、財政上の負担が過大にならないよう、移行の方式について十分配慮するならば、秋季入学への移行は実現可能であると判断される。

しかし、秋季入学への移行は、国家・社会全体に及ぼす影響が極めて大きく、最終的には、国民の理解と協力が得られなければ成功しない。本審議会は、各種の世論調査等でも現行の4月入学制を好む意見が強く、秋季入学の意義と必要性がまだ国民によく受け入れられていないことを十分認識しており、また今後検討すべき諸問題も残されている。

本審議会としては、さらに審議を継続する。

第6章 教育費・教育財政の在り方

第1節 教育・研究、文化・スポーツへの重点的な資源配分

21世紀に向けての我が国の①国際社会への新しい貢献、②内需主導型の産業構造への転換、③知識集約型の高付加価値産業の新しい成長、④余暇ならびに選択の自由の増大に伴う生活の質の向上、⑤グローバルな視点からの国際相互理解の深化と日本文化の個性の再発見の必要性などの時代の要請を考慮に入れ、官・民を含め国民経済全体の中で、今後の我が国諸投資の重点を教育・研究、文化・スポーツの振興に置き、その実現のために必要な資源が積極的かつ効果的に配分していくよう最善の努力をすることを提言する。

第2節 官・民の新しい役割分担と協力体制

明治以来の欧米工業先進国に追いつくという国家目標を基本とした、いわゆる追い付き型近代化の時代を終えて、我が国の教育、文化、生活などの水準は飛躍的に上昇し、国民が教育・研究、文化・スポーツの諸活動に求める内容はますます高度化、多様化している。こうした事態に柔軟かつ効果的に対応していくためには、公共サービスの形態と自由な競争と選択を前提とする民間サービスの形態との新しい次元での効果的な協力体制と官・民の役割分担の再構築に着手する必要があり、この観点から教育行財政の関与すべき分野と基本的に民間の活力に委ねるべき分野とを明確に整理し、教育費負担と受益の在り方、公財政支出教育費等の在り方について抜本的な検討を引き続き行う必要がある。

第3節 教育財政の充実と重点配分

政府は、行財政改革との関連に留意しつつ、すでに述べてきたような基本的

な考え方方に立って、本審議会が提言する教育改革の円滑な実現のために最善の努力をすべきである。

教育改革の推進に当たって、本審議会は教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要があるとの基本的な考え方を一貫して示している。今後、内外の情勢の変化に対応しつつ、基礎研究の充実、高等教育の質的充実、心身の健康の充実など教育・研究水準の質的向上のために、資金の思い切った重点配分に努めなければならない。

第4節 教育財政の合理化・効率化

教育にかかる既存の制度・施策の全般にわたり、国と地方の役割分担と費用負担の見直し、業務の運営の合理化、受益者負担の適正化、資産の活用等の観点から見直しを行い、教育財政の合理化・効率化を図る必要がある。

このような考え方方に立って、義務教育費国庫負担の在り方、学校給食の在り方、資産の活用等について見直しを行う必要がある。

第5節 民間活力の導入

高度化、多様化した国民の教育上のニーズに適切に対応し、教育の活性化、合理化を促進する観点から、規制の緩和等により民間活力の積極的導入を図っていく必要がある。

このような観点から、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和、寄附等について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化、第三セクターの活用による大学や研究機関の設置、社会教育・社会体育施設にかかる非常勤職員、ボランティアの活用、施設の民間委託等を図っていく必要がある。

第6節 家計の教育費負担の軽減

学校教育に関連する費用の過度の上昇は、教育の機会均等の確保という観点からも問題であり、教育費負担の軽減を図るために方策について検討する必要がある。このため、

ア. 税制改革においては、高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担の重い層への配慮がなされる必要がある。

イ. 優秀な大学院学生および高度の研究に従事する研究者への貸与制・給費制の併用などの検討を含め、奨学制度の一層の充実・改善を図ることが必要である。

III. 參考資料

(資料1) 臨時教育審議会会长・委員名簿

会長

岡本道雄 科学技術會議議員

委員

※石川忠雄 廣應義塾塾長・廣應義塾大学長

※中山素平 (株)日本興業銀行特別顧問

天谷直弘 (財)国際経済交流財団会長

有田一壽 社会教育団体振興協議会副会長・西日本工業学園理事長

飯島宗一 名古屋大学長

石井威望 東京大学教授

内田健三 法政大学教授

岡野俊一郎 日本オリンピック委員会総務主事

金杉秀信 全日本労働総同盟顧問

木村治美 エッセイスト

香山健一 学習院大学教授

小林登 国立小児病院長

斎藤正 国立劇場会長

須之部量三 杏林大学教授

瀬島龍三 伊藤忠商事(株)相談役

溜昭代 千葉市立園生小学校教諭

堂垣内尚弘 北海学園大学教授

戸張敦雄 新宿区立戸山中学校長

中 内 功 (株) ダイエー代表取締役会長兼社長
細 見 卓 海外経済協力基金総裁
三 浦 知寿子 作家
(曾野綾子)
水 上 忠 東京都教育委員会教育長
宮 田 義 二 日本鉄鋼産業労働組合連合会最高顧問
齊 藤 斗志二 (社) 日本青年会議所元会頭・大昭和製紙(株) 専務
取締役 (昭和61年4月28日辞任)
(※印は会長代理)

(資料2) 臨時教育審議会専門委員名簿

石 井 公一郎 ブリヂストンサイクル(株) 会長
石 野 清 治 (財) 日本児童手当協会会長、(株) 資生堂専務取締役
河 野 重 男 お茶の水女子大学長
菊 池 幸 子 文教大学教授、(社) 福祉社会研究所長
木 田 宏 日本学術振興会理事長
公 文 俊 平 東京大学教授
黒 羽 亮 一 筑波大学教授
佐 久 間 強 千葉経済学園理事長・千葉経済短期大学長
下 河 原 五 郎 東京都立小山台高等学校校長
千 石 保 (財) 日本青少年研究所長、弁護士
高 梨 昌 信州大学教授
高 橋 史 朗 明星大学助教授
俵 孝太郎 政治評論家
坪 内 嘉 雄 (財) 日本レクリエーション協会副会長、(株) ダイヤモンド社会長
戸 田 修 三 中央大学教授
矢 口 光 子 (社) 農村生活総合研究センター専務理事
山 本 七 平 評論家・山本書店店主
屋 山 太 郎 (株) 時事通信社解説委員兼編集委員
渡 部 昇 一 上智大学教授
大 沼 淳 文化学園理事長・文化女子大学長、全国専修学校各種学校総連合会会长 (昭和60年12月20日辞任)

(資料3)

総第792号
昭和59年9月5日

臨時教育審議会会長 殿

内閣総理大臣 中曾根康弘

臨時教育審議会設置法第2条第1項の規定に基づき、次の事項について理由を付して諮詢する。

諮詢

我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について

(理由)

我が国の教育は戦後著しく普及し発展してきたところであるが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育の在り方にも大きな影響を与え、今日、様々な問題が指摘されるに至っている。

また、同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、生涯学習への期待の増大、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められている。

21世紀に向けて我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策に関し必要な改革を図ることが喫緊の課題であり、そのための基本的方策を樹立する必要がある。

(資料4) 臨時教育審議会第1回総会における内閣総理大臣あいさつ

臨時教育審議会の発足に当たり、ごあいさつを申し上げます。

各位には、本審議会の委員に御就任をお願いいたしましたところ、快くお受けいただきまして誠にありがとうございました。

今日、我々を取り巻く内外の環境や時代の変化には著しいものがあり、我が国もそれに適切に対応し、政治、経済、社会、教育、文化等の各分野において、必要な改革を押し進め、我が国の未来を切り開く新しい施策を展開する時期に至っていると確信しております。そのため、教育の分野についても政府全体の責任において長期的展望に立って、その改革に取り組むことが是非とも必要なことであると考え、このたび、新たに臨時教育審議会設置法の制定をみて、各界の人格識見共に優れた方々を委員にお願いし、ここに本審議会が発足した次第であります。

今日の我が国の発展と繁栄は、これまでの我が国の優れた教育制度の下に育てられた国民によって成し遂げられてきたものであり、我が国の教育水準が国際的にも評価されていることは疑いのないところであります。しかしながら、近年における校内暴力や青少年の非行等の増加、あるいは学歴を過度に重視する社会的状況、我が国学校制度の画一的性格、国際性強化の必要性など、種々の問題が指摘されており、現行の教育の在り方の中には、戦後40年を経た今日、時代の推移に伴って、適切な改革を要するものが生じてきているのではないかと考えます。更にまた、特に我が国においては、産業構造の変化、情報化社会・高齢化社会などが急速に進むとともに、これらの変化等に関連して、単に学校教育だけでなく、種々の機会を活用した生涯を通じる学習への要請が増大してまいります。同時に各分野における国際化のすう勢から教育の国際化も重要な課題となり、これら社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求

められているのであります。我が国が、21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために、教育の現状における諸課題を踏まえつつ時代の進展に対応して教育改革を図ることが必要不可欠になっていると考えるものであります。

本日の諮問は、このような観点に立ったものであります。教育改革は、我が国固有の伝統的文化を維持発展させるとともに、日本人としての自覚に立て国際社会に貢献する国民の育成を期し、普遍的人間社会の生活規範を身に付けながら、高い理想と強健な体力、豊かな個性と創造力を育くむことを目標として行われるべきものと考えます。

審議会におかれましては、本審議会設置の趣旨に思いをいたされ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広い視野と将来への展望のもとに、十分な御審議をお願いしたいと存じます。政府といたしましては、本審議会から御答申いただきました事項につきましては、最大限に尊重し、あらゆる努力を傾注して、その実現を図る所存であります。

会長はじめ委員各位におかれましては、教育改革が、単に教育の改革にとどまらず、それを通じて我が国社会そのものの改革にも及ぶものであることにかんがみ、国民各界各層の期待にこたえ、その意見を広く汲み上げ、十分御審議くださいますようお願いいたします。私のごあいさつといたします。

(資料5) 臨時教育審議会第1回総会における文部大臣あいさつ

1. 臨時教育審議会第1回会合に当たり、ごあいさつ申し上げます。

我が国の教育は、戦後、教育の機会均等の理念のもとに、教育を重視する国民性や経済の高度成長に伴う国民の所得水準の向上等により、著しく普及充実し、我が国経済、社会、文化の発展の原動力となってまいりました。

文部省としても、これまで、中央教育審議会等各種審議会の答申などを尊重しつつ種々の施策を実施し、教育の改善・充実のための努力を行ってきたところでありますが、遺憾ながら今日の実情において、学校教育における児童生徒の能力・適性等が多様化している実態に対する対応や、あるいは受験競争の過熱化の中で起こる偏差値による学校の序列化など様々な問題が生起していることを真剣に受けとめ、これらに対する適切な対策を十分に考慮しなければならないと考える次第であります。これらの問題は、基本的には教育自体の改革により対処しなければならない課題であります。同時に近年における社会の急激な変化に伴う家庭や社会環境の変化更に国民の教育観などと深くかかわるところであります。したがって、文部省のみならず、行政各部の施策と密接な関連を持った対応がなされなければならないものが多いと考えられます。このため、政府全体として広い立場から各般にわたる施策に関し必要な改革に取り組むことが喫緊の課題となっていると考える次第であります。

2. したがいまして、皆様方には、諮問理由にも述べられておりますように、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育及びこれに関連する分野についてその見直しを行い、今後の方策について御検討をいただきたいと考えております。そこで、諮問は基本的・包括的内容といたしておりますので、審議内容につきましては、その趣

旨に即して、今後審議会での自由な討議を通じて具体化を図っていただくべきものと存じます。ただ、この際、このたびの教育改革に当たって重要な課題になると思われることについて私の立場において御参考までに申し上げるならば、例えば、次のような点があるのではないかと考えます。

まず、このたびの教育改革に当たっては、21世紀の我が国を担う青少年が、強健な心身を養いつつ、創造的な知的能力や良好な人間関係を築いていく資質を高めるなど、今後における社会の変化及び文化の発展に主体的に対応しうるよう人間形成の基礎を培うことが教育の目標として大切ではないかと考えます。

次に、学校教育の現状を再検討することあります。我が国の学校教育制度は、画一的な性格が強く、現在及び将来の社会の変化に十分対応できないのではないかという指摘がありますが、その多様化・弾力化等について十分検討することが必要であり、また同時に、学校教育の成果は、これを担当する教員に負うところが極めて大きいことにかんがみ、教員の養成、研修等の在り方について検討し、教員の資質・能力の向上を図り、その指導力の充実を期することが基本的な課題であります。

また、教育は学校だけではなく、家庭や社会においても行われる営みであることを考慮するとき、学校、家庭、社会が相互の連携・協力を強め、それぞれの教育的機能の活性化を図るとともに、情報化社会の進展や社会における種々の教育の機会の増大等に対応し、また、物質的な豊かさの中での精神的、文化的な要求の高まりにこたえることができるよう、年齢段階に応ずる多様な生涯学習の在り方等を探求することが必要であります。

さらに、学歴を過度に重視する現在の我が国の社会的状況をどのように是正していくかということも欠かすことのできない大きな課題であり、このような観点から、学校、社会を通じた人間評価の在り方についての再検討や企

業等の人材登用の在り方等について検討を行うことが必要な事項ではないかと考えます。

審議会におかれましては、なおこれらのほか、国際的な視点に立った広い視野と将来への展望のもとに、自由かつ達な御議論をいただきたいと考えております。

3. なお、本審議会の設置期間は3年となっております。この間十分御議論を尽くしていただきたいと考えますが、教育改革は国民的合意を求めつつ進める必要があり、その意味において、審議の過程におきまして、国民の理解と協力が得られるよう、種々の工夫をお願いしたいと考えております。

以上、諮問等に関連して、私の考えを申し上げましたが、教育改革については、国民の期待は非常に大きいものがあることにかんがみ、今後十分御審議くださることをお願いし、私のあいさつといたします。

(資料6) 臨時教育審議会第1回総会における会長あいさつ

一言ごあいさつ申し上げます。

臨時教育審議会の会長に指名されました岡本でございます。

只今、総理大臣及び文部大臣のごあいさつにもありましたように、今日、教育の全般を見直し、適切な改革を実施することは国民の切なる要請であります。

当審議会はこれに応えるべく、社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期して必要な改革を図るという大きい仕事に今後3年にわたって、皆様と共に取り組むことになったわけであります。

使命の重要さと責任の重大さを痛感しているところであります。

政府は私共の答申の実現には全力を挙げるとの姿勢をお示し下さいましたが、我々としてもこれに応え全力をつくし審議に当たる覚悟でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

尚一言私の所感をつけ加えますことをお許し願いますと、およそ、これまでの教育改革は、これを終戦以後に行われましたものをみましても、その時その時の政治的、社会的、経済的要請と、その影響を受けています。それによって、その時代の要請に応え今日の日本の基礎を築いたことは高く評価されると同時に、そのなかに、時代の推移とともに今日に至りひずみを生じたもののあることも否定出来ません。

従って、長期的にみて大切なものは、これら教育改革の中の教育固有のものでありまして、一国の教育のなかでこの固有なるものが如何程重視されているかは、その国文化の一つの指標とも言えると思うのであります。

私は、今回の審議会が、国家変革の時であった明治維新ではなく、終戦時でもなく、大局的には日本の平常時において、国民の教育に対する切実な要請に

したがって、企図されたものであることを評価し、この要請に応えるのに、この教育固有で、不易のものに目をするとともに世界における日本人といった視点に立って論議をつくしたいと希っています。

又一方この時機にこの審議会を持つことの必要性をひろく考えますと、それはひとり我が国だけのことではなく、また、教育だけのことでもなく、近世西洋文明が一つの反省の時機に立ち到っていることではなかろうかと思うのであります。私は近時の科学技術の著しい発達、とくに生命科学と人間との関係に思いを致しまして、その様なことを考えております。

この点につきましては、総理のお言葉にもありました様に、我が国固有の伝統的文化に注目し、これを維持発展させることは、ひとり我が国ためのみでなく、我が国が国際社会に貢献しうる一つの大きな課題であり、今後日本が世界において信頼と尊敬を増す道であろうと思います。

尚、委員の皆様方は、それぞれの領域で教育について深いお考えをお持ちの方々でありますて、その日頃のお考えをここで純粋率直にお話しいただきますところに自ら今後この国の教育の在り方への基本的方向が出されることと思いますが、教育は凡ての国民が誰も自己の体験にもとづいて、それぞれの意見を持っていますので、私共としては、出来る限りひろくその様な意見を聴く努力を致さねばならぬと思っています。又同時にこれらの意見は私共のものもふくめて、自らの限られた経験の所産であることを考えて互いに耳を傾け合うと言った心構えも大切であると思っています。以上、今日皆様にはじめてお目にかかるに際しまして、自己紹介も必要かと考えまして、只今考えていますことの一端を率直に申し述べましたが、会長としては、今後、虚心に皆様に教わりつつ、じっくり本当のものをつみ重ねて参りたいと念じています。

重ねて皆様のご協力を願いして私のあいさつと致します。

(資料7) 第三次答申提出に当たっての会長談話

昭和62年4月1日

本日、臨時教育審議会は教育改革に関する第三次答申を内閣総理大臣に提出いたしました。これで昨年4月の第二次答申とともに昭和60年6月第一次答申において今次教育改革の重要課題として設定しました全課題にわたる基本答申とも言えるものを終えたわけあります。

その主な内容として生涯を通じ誰もが学習できるよう社会全般にわたってその基盤を整備するとともに学習して得た成果がその人その人の能力として社会から評価され生かされるよう社会全体を仕向けていく工夫、また従来から問題の多かった教科書についての検定制度全体にわたる見直し、過熱した受験競争と塾通いなどへの考え方、激動する社会をたくましく生きてゆくためのスポーツ活動の推進が挙げられます。また、世界的にみてもまた国内的にも指摘されている大学の教育研究の活性化のための組織運営の在り方や昨今特に国民誰もが身辺に実感している国際化と情報化といったこの時代に生きるために教育の在り方について提言しています。

このような諸改革は明治以来、日本の近代化過程における教育の歴史を振り返りつつ、荒廃と言われる昨今の教育の実態を見据え、さらに21世紀に向かって世界の中で生きる日本人の教育として、本審議会が国民の皆様の期待と激励そして数々の御意見を得つつ努力してまとめたものであります。その実際の経過を詳しく知っています私として今一番の関心事はこれら改革提言が実際の行政において実施されることであります。

また、このことに関連して、本答申の最後の教育費・教育財政の在り方において私どもの考え方を述べてあります。そこでは、まず、21世紀では、世界も日本も社会文化の趨勢は物から心へ、人間尊重の方向をたどることを指摘し、したがって国民経済全体の中で教育・研究・文化・スポーツといった人間の価値に向かってそ

の振興に最善の努力を傾注すべきであることを提言しています。しかし同時に私どもは現在国家財政の厳しさと、その改善への努力の真っ最中であることも知っています。したがって、まず、教育等の分野にある者は自ら進んで実践することによって国民世論の理解と信頼を得ることが大切であると同時に、そのような厳しい状況を踏まえつつも教育の重要性を強く指摘することがこの審議会の使命の一つであると考えています。

この時、私は明治の初年、越後、長岡藩の大参事、小林虎三郎の故事を題材として教育の大切さを烈々と訴えた山本有三の「米百俵」を思い出すのであります。戊辰の役で官軍に敗れ数度の兵火に焼き尽くされ、毎日粥をすすらねばならない程の窮屈に喘ぐ中を三根山藩から贈られた米百俵の使途について敢然と、「食えないからこそ、学校を建てるのだ、人物をつくれ」と主張して譲らなかつた先覚者の言葉には一般行財政のサイクルと教育のそれとの相違に対する慧眼と教育重視への搖るがぬ視点があると思うのです。この考え方は、社会の成熟度も違い、また、目標も必ずしも同じではありませんが、現在の日本にも生きる考え方であると思います。主として経済力によって世界の中に躍り出た今日の日本が今後永く世界において信頼と尊敬を得る道として、特に経済摩擦などで内需主導型の産業構造への転換が言われる時最も大切な視点であると思います。今次教育改革の検討に当たって我が国教育の歴史に学ぶと言うのであれば、このような教育重視の土壤こそ、近代日本の成長と発展の基礎であったわけですし、私はこの時代この時期に本審議会が特に設けられた意義もここにあったと思います。このような昔話が今再び持ち出されなければならない時代でもあるのです。今世紀における重要な審議会として特に継続と蓄積の重要な教育基盤の特殊性をも思い、教育改革の実施のため必要な資源の積極的な配分に最善の努力が払われることを強く請い願うものであります。

本審議会としては、これまでの答申を通じて、主要課題全体にわたり、一応具体的な改革提言を行ったものと考えていますが、今後さらに審議会の設置期間が満了

する本年8月までの間にこれまでの改革提言の実施状況を見守りつつ三年間にわたる審議の締めくくり総括を行い、造った仏の中の魂の確認に資したいと考えています。政府においては、これまで三次にわたる答申で述べた改革提言の実現に向かって最大限の努力を傾注されるよう重ねて強く要望しますとともにこの教育改革の成否は国民各位の改革への搖るがぬ意志、落ち着いた取組並びに21世紀を担う青少年に対する愛情と責任感に待つところ大でありますので、国民の皆様の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

(資料8) 臨時教育審議会教育改革に関する第三次答申をうけての

内閣総理大臣の談話

(昭和62年4月1日)

本日、臨時教育審議会の岡本会長から「教育改革に関する第三次答申」を受けました。会長を始め委員各位の御努力に対しまして深く敬意を表します。

今回の答申は、教育改革に対する国民の切実な期待に応えて、学校・社会を通じる各般の課題について具体的な改革方策を明らかにされたものであり、21世紀に向けて我が国における社会の変化及び文化の発展に対応できる教育を実現する上で重要な意義を持ったものであります。

政府としては、これまでの二度にわたる本審議会の答申を受けて所要の体制を整備するとともに改革提言の具体化に全力を挙げて取り組んできたところであります。が、今回の答申を契機として一層強力に教育改革の実現に向けて努力を傾けてまいり所存であります。

御答申いただいた学校、社会を通じる評価の多元化等生涯学習体系への移行、教科書制度など初等中等教育の改革、高等教育機関の組織・運営の改革のための施策に積極的に取り組む所存であります。また、21世紀に向けてたくましい体をつくる基盤となるスポーツ活動の推進、国際化・情報化などの時代の変化への対応並びに教育費・教育財政の在り方等について各般にわたる改革のための施策を講じ、教育・研究、文化・スポーツの分野の飛躍的振興を図る決意であります。

臨時教育審議会においては、21世紀に向けての教育改革の歩みを一層確かなものとするため、今後とも国民の要望に応え、引き続き精力的に審議を進められるよう期待いたします。

(資料9) 臨時教育審議会教育改革に関する第三次答申をうけて

文部大臣談話

(昭和62年4月1日)

本日、臨時教育審議会から教育改革に関する第三次答申が提出されました。

同審議会は、その発足以来、精力的に審議を重ねられ、既に二度にわたり答申を取りまとめられましたが、さらにその後、約1年に及ぶ慎重な審議を経て、このたび第三次答申をまとめられました。今回の答申は、今次教育改革全体を貫く基本理念である個性重視の原則と生涯学習体系への移行の観点に立って、学校・社会を通じる各般の重要な課題について改革方策を明らかにしたものであり、さきの第二次答申とあいまって、今次教育改革の基本をなす重要な答申であると承知しております。

ここに会長はじめ委員各位のこれまでの御尽力に対し、改めて深く敬意を表する次第であります。

文部省においては、既にこれまでの答申を受けて、德育の充実等教育内容の改善や教員の資質向上、高等教育の個性化・高度化、学術研究の振興など各般の施策の具体化に努めてきたところですが、今回の答申についても、これから21世紀へ向けての我が国社会変動の長期的すう勢を十分踏まえつつ、教育・研究、スポーツ・文化の諸活動に対する国民や社会の多様かつ高度な要請に応えていくとともに、国際社会に生きる日本として積極的な国際的貢献を果たしていく観点から、その具体化に最大限の努力を傾注していく所存であります。

教育改革を円滑かつ実効あらしめるためには、そのためには適切な財源措置がなされることが不可欠であります。もとより現在の厳しい財政事情の下にあって、合理化、効率化に努めるべきことはいうまでもないところですが、同時に、教育改革を推進し、未来に向かって新しい展望を開いていくためには、現在の予算のシーリング枠を一律に教育関係予算に当てはめることなく、別枠として必要な予算

額が確保されることが肝要であると考えております。

この点について今後とも最善の努力を致す所存であります、国民各位におかれても深い御理解をいただくとともに、教育改革のための各般の施策の実施に当たつて格段の御協力を寄せられることを心よりお願い申し上げます。

(資料10) 教育改革に関する第三次答申にいたる経緯

(1) 審議等

昭和59年

8月21日 委員任命・臨時教育審議会発足

9月5日 第1回会議（総会）

内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本の方策について」諮問

11月7日 第8回会議（総会） 部会の設置及び審議事項の決定

11月14日 第9回会議（総会） 「審議経過の概要（その1）」の決定、公表

12月1日 委員任命についての両議院の事後承認

12月20日 専門委員の任命

昭和60年

4月24日 第16回会議（総会） 「審議経過の概要（その2）」の決定、公表

6月26日 第24回会議（総会） 「教育改革に関する第一次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

9月4日 國際化に関する委員会、家庭・学校・地域の連携に関する分科会、スポーツと教育に関する分科会設置

9月25日 情報化に関する委員会設置

10月23日 「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会长談話公表

昭和61年

1月22日 第43回会議（総会） 「審議経過の概要（その3）」の決定、公表

4月23日 第53回会議（総会） 「教育改革に関する第二次答申」について決

定、内閣総理大臣に提出。

10月18日 入学時期に関する委員会設置

昭和62年

1月23日 「審議経過の概要（その4）」の決定、公表

1月28日 第72回会議（総会）

2月4日 第73回会議（総会）

2月18日 第74回会議（総会）

2月25日 第75回会議（総会）

3月4日 第76回会議（総会）

3月11日 第77回会議（総会）

3月18日 第78回会議（総会）

3月24日 第79回会議（総会）

4月1日 第80回会議（総会） 「教育改革に関する第三次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

第三次答申に向けて審議

「第三次答申案」について審議

(2) 公聴会等（「教育改革に関する第二次答申」提出以降）

昭和61年

9月9日 公聴会（中国地区－岡山）

10月2日 海外教育制度等調査（マレーシア、シンガポール、タイ）
～8日

10月22日 公聴会（東北地区－青森）

10月25日 海外教育制度等調査（中国）
～31日

11月1日 海外教育制度等調査（西ドイツ、スイス）
～10日

昭和62年

2月20日 公聴会（九州・沖縄地区－鹿児島）

3月19日 公聴会（関東地区－神奈川）

（資料11）臨時教育審議会の構成

（昭和62年4月1日現在）

<総 会>

全委員で構成

会 長 岡本道雄

会長代理 石川忠雄、中山素平

<運営委員会>

岡本道雄、石川忠雄（運営委員長）、中山素平、天谷直弘、有田一壽、

飯島宗一、石井威望、瀬島龍三

<部 会>

部 会 名	部 会 長	所 属 委 員	所 属 専 門 委 員
第 1 部 会	天谷直弘	内田健三 杉秀一 香健功 中功忠 水上忠	菊池幸子 木田宏朗 高橋史朗 俵孝太郎 山本七平
第 2 部 会	石井威望	木村治美 堂垣内尚弘 三浦知寿子 宮田義二	石井公一郎 高梨昌平 坪内嘉雄 矢口子郎 屋山太郎
第 3 部 会	有田一壽	岡野俊一郎 小林登 齋藤正 溜戸昭代 張敦雄	石野清治 河野重男 下河原五郎 千石保
第 4 部 会	飯島宗一	須之部量三 瀬島龍三 細見 卓	公文俊平 黒羽亮一 佐久間彌三 戸田修一 渡部昇一

<委員会>

委員会名	委員長	所属委員	所属専門委員
国際化に関する委員会	須之部量三	宮田義二 戸張敦雄	菊池幸子 木田宏 石井公一郎 下河原五郎 公文俊平 戸田修三
情報化に関する委員会	石井威望	香山健一 小林登	屋山太郎 公文俊平
入学時期に関する委員会	中山素平	中内功 宮田義二 戸張敦雄 須之部量三	

<分科会>

分科会名	座長	所属委員	所属専門委員
(第2部会) 家庭・学校・地域の連携 に関する分科会	木村治美	金杉秀信 小林登 溜昭代	河野重男 坪内嘉雄 矢口光子
(第3部会) スポーツと教育に関する 分科会	岡野俊一郎	水上忠 堂垣内尚弘 小林登 溜昭代 戸張敦雄	坪内嘉雄 石野清治 下河原五郎 千石保 佐久間彌

(資料12) 臨時教育審議会設置法(昭和59年8月8日法律第65号)

(目的及び設置)

第1条 社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広く、かつ、総合的に検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べができる。

(答申等の尊重等)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の諮問に対する答申又は同条第2項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 内閣総理大臣は、前項の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

- 3 第1項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために前項に規定する両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、第1項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第6条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (専門委員)
- 第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、文部事務次官をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

- 第10条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第5条第1項中文部大臣の意見を聞くことに関する部分及び同条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)の一部を次のように改正する。

第1条第19号の8の次に次の1号を加える。

19の9 臨時教育審議会委員

(この法律の失効)

- 3 この法律は、附則第1項の政令で定める日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。